

（仮称）大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の再意見書に対する見解書当該区分一覧表（阿波地区）

No.			見解（該当区分）
1001	意見	A事業実施の社会的意義に関する記述に対する意見 ・時代の趨勢は技術革新による3Rの推進であり、究極的に産業廃棄物を極小化することが最重要、そのことで既存施設でも100年以上にも延命化することが可能と考えられる。 ・新設、増設による不法投棄の抑制は事業者としての考えで、本来的に警察、行政の範疇であり事業実施せんがための詭弁である。 ・防災拠点施設や大規模災害の廃棄物受け入れ施設の考え方は、被災が予想される沿岸部の都市からは遠隔地であり、当地のような自然豊かな山間地ではなく、より都市に隣接する効果的な場所に設置するものであり単なる屁理屈である。 ・地域住民としては、埋め立て事業が終了しても未来永劫に廃棄物処分場は存続するものであり、持続的な地域との共存共栄につき計画段階で具体的な内容を明示していただけないと、互いの信頼関係や共感生まれません。	A
	理由	今回、当地に設置する必要性や必然性が見当たらない。	
1002	意見	B処分場運営事業に関する記述に対する意見 ・安定型産業廃棄物最終処分場は有害物質混入の恐れなど不法投棄の温床になりうるものであり、地域住民としては、100%安全な施設でない限り施設設置には同意できない。 ・現実に、不適正処分、工事差し止め、許可取り消し処分などの事例や判例が見受けられ、ましてや下流域の水道水源の存在や穀倉地帯の広がりなど、事業者の見解では納得できない。	B
	理由	上記意見の通り	
1003	意見	E埋め立て確認方法に関する記述に対する意見 ・搬入される廃棄物は、マニフェスト確認、車上目視検査及び安定型以外の廃棄物の付着又は混入の有無を展開検査で行い埋め立て前の確認を行うが、有害物質や有機物の付着、混入や浸水による変化の有無などは目視検査では無理で、ましてや滲出水の有害物質有無判断は一連の埋め立て前検査では不可である。 ・また、検査キットは抜き取りの部分検査であり、全量把握は不可のため、有害物質や有機物の付着、混入の検査として必要十分なものではない。	E
	理由	上記意見の通り	
1004	意見	F-1、K浸透水対策及び防災対策に関する記述に対する意見 ・地域住民としては事業者の見解のとおりに性善説に立つものではない。 ・下流域に水道水源があることや伊賀米を生産する穀倉地帯の広がることから、万が一にも不適正な処理により有害物資が服部川を汚染することは許されない。 ・特に、「浸透水」ではなく「滲出水」としての水処理や水質検査は完璧なものであるべきで、放流水は水質汚濁に係る環境基準の「生活環境の保全に関する環境基準」「人の健康の保護に関する環境基準」を定期検査することで安全を担保すること。	B・F
	理由	上記意見の通り	
1005	意見	F-3、G洪水調整池に関する記述に対する意見 ・近年の熱海の土砂災害など線状降水帯による洪水や土砂災害を考慮すると、下流に人家が点在することや農地が広がっていることを考慮すると、調整池容量や盛土のり面勾配はより安全性が求められる。 ・埋め立て後の造成面積と最大雨量強度からは調整池容量は過少と考えられ、加えて、最大放流量に対し下流の既存承水路は十分な流下能力があるのか疑問がある。 ・ついては、最近の知見からのり面勾配は30度以下とし、更に調整池容量、下流水路断面の流下能力に関する詳細資料を提示されたい。	F・G
	理由	・構造物の安全確認	

No.			見解（該当区分）
1006	意見	M-1水源保護条例の手続きに関する記述に対する意見 ・当地は明確に伊賀市水道水源保護条例による「水保護区域」であり、有害物混入の可能性があることや汚染水が水源河川や農地に拡散する恐れがあることから、「規制対象事業場」と判断できることから設置不可である。	M
	理由	・上記意見の通り	
1007	意見	廃棄物の中で、金属くず、ガラスくずは再生利用はできるのではないかわざわざ地中に埋め立てする必要があるのか。また、土地があるからといって山中で設置するのはどうかと思う。 見解書にはもっともな事を記載してあるが、山中では無く平地でする事ではないのか、山中だと人目につかないし廃棄物の中に記載してある物以外混入は無いとしているが信用できない。	B・D
	理由	今はSDGSの時代です。全ての産業廃棄物は再成できるものと思います。資産があれば、再成できる事に使ってはどうか、いくらきれいな事をならべても、100%と言うことは無いので、考えなおして頂きたい。	
1008	意見	Ea5について計画に反対である。 「マニフェストの確認と目視確認、検査の確認をする。展開検査として国がこの手法を義務付けている」と書かれているが、その以上の確認に検査方法が示されていないので納得できない。	E
	理由	この方法しかないので、問題が起きている。作業員の質をどのように高めていくのかが具体的にない。 展開検査以上の方法を示してほしい。	
1009	意見	事業に反対である。見解書では、三重県の法令や基準に該当す検査等の責任は三重県にあると書かれている。この事業の正当性や処分場の安全性についても最終的には県の責任のように書かれている。 法令や県の監視があっても、正常に稼働していないから問題が起きているのが処分場である。 県の法令や基準は一般的なものであり、阿波地区の環境に合わせた基準からつくられているわけではない。阿波地区の環境に合わせた基準を示してほしい。	B
	理由	意見の中に併せて記載	
1010	意見	G3について、 「本件事業の施設の構造等について、地盤の安定性の計算方法等について、過去からの積み上げた試験結果を採用して計算しています。」と書かれているが、南海トラフ等の自然災害等が起こった場合、地盤沈下や土砂崩れ等が予想される。自然災害時の対応についてのマニュアルが示されていない。	G
	理由	南海トラフ地震等の自然災害等の数値が想定されているとはとても思えない。	
1011	意見	事業の撤回を求めます。 14ページE7について 安定型最終処分場への安定型産業廃棄物以外の埋立処分を防ぐために展開検査を行うこととして展開検査の手法と検査キットでの性状等を分析する、とあるが、この手法で土壌や水質が守られるとはとうてい思えない。	E
	理由	展開検査は目視により搬入車両等から廃棄物を降ろして広げて見るだけ、検査キットを使ったとしても部分的に性質を判断するにとどまると考えられ、すべてを網羅できないため。	
1012	意見	25ページの3「産業廃棄物最終処分場の廃止基準がある以上...想定しえません」と書かれているが、どのように具体的に基準をクリアするか明確ではない。現時点の水質や生態系、地質地層どのように守りぬくつもりでいるのか	I・K M
	理由	主張が不明瞭。	

No.			見解（該当区分）
1013	意見	25ページJの4「よって、法律の制度上、事業廃止後、50年ないし100年を超える以上の期間において、環境保全上、本県事業の影響が生じ、または突如として問題が発生するとは想定しえません。」とされているが、南海トラフ地震等の想定はあるのか。もしそうなった場合の環境保全には自信があるのか。	G
	理由	南海トラフ地震等の災害時の対応についてのマニュアルが示されていない。	
1014	意見	Fの(2)セについて「有害物質を含む浸透水を排水しないための予防対策として浸透水溜池について、異常がないか、モニタリングを実施します。」と書かれているが、実際どのように誰がモニタリングされますか?また使用される機材がどのような物が提示は可能でしょうか?検査結果の公表はどの様にされるのでしょうか?検査等の立ち会い確認は可能でしょうか?	K・M
	理由	意見の中に併せて記載	
1015	意見	「法律上認められた安定型産業棄物を埋め立てた場合本件事業による処分場から有害物質が含まれた水が排出されることはありえません」[15ページFの1(2)ア]について、確認検査の方法、具体的な数値を含めたデータ実際の検査の画像、動画、検査が行われた後の経過記録の提示	E・F K
	理由	展開検査だけでは廃棄物の選別を十分に行えてないと考える。よって、その選別の基準のデータ、実際に行われた検査によって廃棄された土地の変化記録の提示が必要であるとする。	
1016	意見	Iの10について計画を撤回していただきたい。 「弊社が倒産するようなことがあっても、行政が維持管理を行う」と書かれているがそれは地域住民にも負担がかかるということではないのか。	I
	理由	行政が維持管理を行うのであれば、その予算は税金から使われているから。	
1017	意見	15ページFのI(2)アについて、 事業に反対である。計画に反対である計画を撤回していただきたい。有害物質が含まれた水が排出されることはありえないと書かれて有るが確認検査の方法を安全性のある具体的な方法で示してほしい。今のきれいな水のままであるようにするモニタリングを具体的に示して下さい。	E・F
	理由	意見の中に併せて記載	
1018	意見	“地形を改変しないから問題ない“は答えにならない。よって納得出来ない。	M
	理由	文化財と云うものは、その存在自体が、現代に生きる我々に日本の伝統的な文化、歴史を示すものであって、それを理解する事で、我々の行動や判断が正しく行なわれ、真の将来発展につながる非常に大切なものである。今回の様な史跡であれば、それ自体だけではなく、それが存する周囲の環境を含めて残し、とらえられる様にしておかなければ、その意味や価値を理解出来ず、意味の無いものになってしまう。ただ形が変わらないから、と周囲にゴミの山を築く事は、史跡の理解を不可能にする行為で、文化財の価値を損う行為である。例えば、屋久島の縄文杉が立つ谷をゴミで埋めると世間の人々が知ったら、黙っているだろうか?それと同じ事を伊賀環境サービス(株)はやろうとしている。文化財を傷める反社会的な行為である。	
1019	意見	安定廃棄物は安定するとは思えない、人がチェックすることはできない	B・I
	理由	10年20年チェックつづけられるわけではない 24日茨城県で強制代執行3.3億同じと確信	
1020	意見	1再-問いがけが削除されている 事業計画に反対します 企業案内の明確化 企業理念 あるべき姿の設定 資本 資産 系列 設備分析機械器具 組織管理体制 危機管理体制 自己資本率 事業完成後の担保責任の方法と額	I・L
	理由	廃棄物処理企業については長期的な展望に立った信頼性が求められるため	

No.			見解（該当区分）
1021	意見	2再-問いかけが削除されている資料1-2 事業計画に反対します 生活環境保全能力 9頁列記の有害物質のチェック体制を長期で捉えたとき規模が小さい中長期のフォロー展開を明示ください	E
	理由	他の付加事業が付いているように思われる	
1022	意見	3再-問いかけが削除されている資料1-2-4 事業計画に反対します 安定型産業廃棄物の経年変化の貴社の見解 大気中や水中で分子結合が安定的に保たれる物質は希少です劣化に関する貴社の見解を埋め立て物ごと分子結合データをもってお示しください	D
	理由	9頁に約30年前に生産中止になった有害物質が記載されており 埋め立て物自体に裂果が始まってる可能性が高いため	
1023	意見	4再-分類Gに回答無し再要請転記時誤字脱字に注意方369資料1-2-4 事業計画に反対します 好気性防滴型セル.サンドイッチ方式採用の工法間違い 劣化及び9頁に記載された物質から考察すれば嫌気性完全密閉型方式が必要です 6頁ガス抜き管は酸化による劣化を早め分子のミュー化を進めます 密閉方式ではクラッシャーラン+セメント+硬化剤でのパイプ鎮圧が安価で有効です	G
	理由	好気性防滴型セル、サンドイッチ方式では環境保全は図れません 環境汚染が必ず発生します	
1024	意見	4再-分類Mに回答無し一問一答でお答えください再要請370資料1-2-8 事業計画に反対します 害当山林の耗上物件処理の不記載 埋め立て前処理として立木の伐採搬出を行います但し木林及び下草木.腐葉土等の表土の撤去が必要です	N
	理由	未完のままガス抜きで転用される場合もあり、立ち合い要	
1025	意見	5再-分類Eに回答無し一問一答でお答えください再要請371資料1-2-9 事業計画に反対します 検査方法とヒューマンエラー防止.検査機器.分析機器の内容？ 1.マニフェストの内容詳細明示 2.抜き検査明細とヒューマンエラー防止策提示 3.遠心分離.パーツフィーダー、レーザー分析等分析機器の明示 4.返品ロットの処理方法	E
	理由	ヒューマンエラーでうやむやにすることが世の常	
1026	意見	6再-分類Fに回答無し一問一答でお答えください再要請373資料9頁 事業計画に反対します 正常業務では出てはならない物質 生産中止物質も含んでいます。理論上出てはならない物質です 今現場で使用できない物質がなぜ放流水に含まれるのですか説明書で整合性のつかない部分トルクレンやアセトン関係	D
	理由	説明書は整合性をつけてください	
1027	意見	7再-情報提供 事業計画に反対します ヨダダンに生息するタペラコ保護対策 タペラコは成魚約3センチの扁平な淡水魚エンゼルフィッシュやサンパソウに似た縦縞模様が特徴	C・M
	理由	環境アセスに必要なため	

No.			見解（該当区分）
1028	意見	8再-回答無し一問一答でお答えください再要請375資料28頁 事業計画に反対します 災害や埋め立て物の経年変化対応は？ 排水には生産中止物質も含んでいます。理論上出てはならない物質です 経年劣化の10年、20年、30年、50年先の会社の瑕疵担保責任と担保は?行政審査への対応は？	D・I
	理由	産業廃棄物は酸化による劣化を100年先まで見通す必要があります	
1029	意見	9再-分類Cに回答無し一問一答でお答えください再要請377資料26頁 事業計画に反対します 下阿波の山林管理者枝打ちができないその対応策は？ 砂埃が樹木に付着すると枝打ち管理ができず良木の生産が困難です 砕石企業からは多額の協力を頂いております	K
	理由	埋め立て時の粉塵対策と補償？	
1030	意見	10-回答書全体から受けた印象 事業計画に反対します 総論多く各論無し具体性に欠ける 私の意見書9項目中8項目が無回答 1項目は教えて下さいでした 見解書を数回熟読しましたがどれ一つ回答がありませんでした また一覧表作成時誤字脱字が散乱し意味不明化を誘発させていました。 今後一問一答で具体的な論理的な回答を望みます	N
	理由	意思疎通を迅速に図るため	
1031	意見	10-事業計画に反対します見解書6頁 物理的に見て嫌気性完全密閉無酸化型が安定型産廃処理と解釈しますが、貴社採用の処理方法がなぜ安全といえるのでしょうか、科学的物理的に処理品の分子結合度の経年変化をもってお答えください	D・G
	理由	意思疎通を迅速に図るため	
1032	意見	11-事業計画に反対します見解書6頁B-7 有害物質無排水証明不能と保証可能の整合性 事業主体は生命権の問いかけに対してエビデンスをもって答える掲証責任があります消極的事実の証明は司法では存在しませんクリーンハンズで望んで下さい	B
	理由	論理のすり替えを避けるため	
1033	意見	12-事業計画に反対します見解書9頁イー1 鉄くずは水で変化を起こさないとありますが間違いです 鉄くずのうち線くずと呼ばれる F c の削りくずは雨で発熱します 受け入れた鉄くずの選別方法を具体的に明示下さい	D
	理由	危険物を見逃しているため	
1034	意見	14-事業計画に反対します見解書9頁イー1 コンクリートは変化を起こさないとありますが間違いです 特に塩分の混入や酸性雨が劣化を早めます 酸化塩化劣化に対する対策を具体的に明示下さい	D
	理由	見えないが劣化分子が粉塵として飛散するため	
1035	意見	14-事業計画に反対します見解書34頁4 ヨダダンと牧野川の合流点の深みに人工ふ化種ではなく、在来種の天然アメゴを見ました 保存種と思われます対処策を明示下さい	C・M
	理由	環境保護	

No.			見解（該当区分）
1036	意見	15-事務計画に反対します見解書28頁4 事業中.事業廃止後の発生は考えていないと有りますが思わぬ所で事故が発生します その責任や保証は事業者と許可した者が持ちます これを瑕疵担保責任といい能力が審査されます	I
	理由	事業容認者も知る権利画あります開示下さい	
1037	意見	P24廃掃法による最終処分場の廃止規準にある悪集・火災・ねずみ・浸出液又はガス、地中温度地滑り、地下水汚染などの基準項目があるが、これらの事象が起こりうる、起こったから項目に上がっている訳で、自然界に安定型産業廃棄物を捨てれば、必ず起こる、発生するということではないか	D・K
	理由	産廃に安全安心清潔はありえない。だから、環境汚染するから団固反対です。	
1038	意見	P25「独立行政法人環境再生保全機構(神奈川県川崎市幸区大宮町1310)に残高は1310億円 あるとのこと・・・」とあるが、全国に多数ある産廃業者の積み立てであり、当然の会費のようなもので、いざ産廃場を撤去するとしたら、足りない金額です。 金額少なすぎ、1兆円を超えるとHPにある!	I
	理由	資金があるのなら云々・・・でなく、自分は悪くない話ばかりです。 産廃反対です。住民へいたわりの言葉がない。	
1039	意見	R4御社の事業の社会的意義について云々されている件について 3.一般市民の出す一般廃棄物と御社の産業廃棄物は同じではなく憲法13条における幸福権の侵害であり、環境・人体への悪影響がある 参照産業廃棄物最終処分場建設差止請求事件、千葉地裁木更津支部平成17年5月12日判決 差止の必要性について本件における原告A3外6名の原告らの請求は、身体的人格権に基づく差止請求であり、本件処分場から有害物質が流出して身体・健康さらには、生命に訴響が及ぶのを阻止しようとするものである。そして本件処分場は埋圧量の多い大規模な処分場であり、ひとたび有害物質が地下に浸出して汚染が拡散して、人体に悪影響が発生した場合には、その被害を回復し拡大を止めるのは著しく困難であるから、本件処分場を建設する前に妨害排除の予防請求をする要請は強く、本件処分場の建設、使用、操業については事前にこれを差し止める必要性があると認められている。判決文より抜粋	B・F
	理由	以上から①有害物質の混入が不可避 ②汚染水が処分場外に拡散していくこれから生命に影響が及ぶのを阻止したいとし、産廃場建設絶対反対です。	

No.			見解（該当区分）
1040	意見 理由	R6御社「大津夢の里第2処分場の実績データ」で有害物質を排水しないことの証明としているが、そのデータの記載がないからわからない。 千葉県富津市の安定型処分場をめぐり、建設差止請が認められている。 H17.5.12判決より千葉地裁木更津支部 しかしながら、本件処分場に廃棄物の受入がなされた時点においては、中間処理段階で廃棄物は既に細かく破碎されており、しかも本件処分場における分別作業は従業員の手作業によらざるを得ないのであるから、日々多数回にわたる大量に搬入される廃棄物(埋立容量が約97万立法メートル、大型車輛約9万8000台余に及ぶ大規模な廃棄物)からこうした有害物質を除去するのは現実的に困難であるし、まして廃棄物の添加物として混然一体となっている有害物質を手作業で除去するのは不可能といわざるを得ない、(5)検討以上の検討で明らかのように、本件処分場は安定型産業廃棄物以外の有害物質が混入することが不可避認めざるを得ない。 以上判決文より抜粋 人体への影響が計りしれない恐怖がある。産廃反対絶対反対有害物質の環境汚染(意見・理由全て含みます)	B
1041	意見 理由	2007年H19.11.29 水戸市安定型処分場操業差止事件東京地裁H19.11.29 判決はまず「水道は、国民の日常生活と直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであるとして、有害物質を水源地に搬入しないことが重要である。 ・取水する水道施設により水道水の供給を受ける者は、当該水源地への有害物質搬入により生命身体健康が侵害されることがあることを理由に人格権に基き有害物質の当該水源地の搬入の差し止めを請求することができるというべきである。 上記を証左として、伊賀市水道水源保護条例により 御社の施設は規制対象事業相当と認められるので、御社の施設の建設反対です。産廃反対、断固反対です。	B
1042	意見 理由	見解書(阿波405)について、再意見します。 ・H本件事業の実施における交通量の増加及び安全対策についてから、※4項契約解除できる旨の規定を設けることにします。について、規定はどのような内容か？ ※7項警察や伊賀市道路課様との協議の上について、いつ、どのように実施するのか？ ・御社の回答では、理解しにくいため。	H
1043	意見 理由	・見解書(阿波348)について、再意見します。 ・処分場と隣接している土地の地権者との境界等について、確認は実施されているのか。 ・協議なしに、土地を取られそうだから。	C
1044	意見 理由	自然土壌を壊す事業は、反対です もし、何かあった時、元に戻すことができますか？ Bの7では、有害物質を排水しないことは、保障できます。と述べていますが、その説明は、できないと言っています。信用できません。 私たちは、人格権があります。農作物、飲料水が汚染される恐れは避けられません、これ先、安心して生活していくことができることを望んでいます。	B・F I

No.			見解（該当区分）
1045	意見 理由	反対です。 ①有害物質が持ち込まれる (理由)安定型処分場に安定型産業廃棄物以外のもの、したがって、有害物質が付着した廃棄物が持ちこまれる事が、排出事業者による廃棄物の分別や産業廃棄物情報の取得、及びマニフェストや展開検査によって阻止できることが保証されているとは言えない。 ②有害物質を含む水が排出される恐れがある。 (理由)処分場を経由した水の集水および水処理方法・設備について、自然災害や人為的事故を想定したフェールセーフの考え方を欠いた設計や管理になっており有害物質を含む水が排出されるおそれがある。 ③処分場安全管理義務を負える事業主体なりうる能力と意識を有しているとは言い難い。 (理由)処分場を安全に管理運営する能力があることを裏付ける具体的な情報の開示がなく処分場、管理実績・経験が乏しく、また、ISO14001等を第三者機関による評価をこれまで、受けてきておらず、処分場の安全管理義務を終える事業主体たりうる能力と意識を有しているとは言い難い。	E・F I
1046	意見 理由	社長が出てこない、会社信用できない将来運営管理できない 夢州メタン発生、茨城不法処分場強制代執行近年重なる不祥事心配で夜も眠れない穏な生活を侵害している	I・L N
1047	意見 理由	事業反対撤回を求める。 どうしても、服部川上流に持って来なくてはならない理由の説明責任と解答を求める。 持ち込まれる廃棄物は、日視では有害物質が含まれている可能性大。地震・大雨による、大気・水質汚染のリスクは、解答書のかぎりでない。下流に処理しない水が流れ、地下水を通して、広範囲の土壌が汚染される可能性がある。生活環境に大きく深刻な影響を及ぼす可能性があると思われる。 上記の通り	C・F G
1048	意見 理由	L-7 ISOの認正は品質・管理・監視を高いレベルで行う事になります。単にマニュアルを作成するだけでなくその運用に重点が置かれるので是非取得してほしい。大手業者ほど取得しています。 目指すのがエコアクションなのは残念にしかない 品質管理にかなり自信が無いようだ	L
1049	意見 理由	E-7 検査キットとは?どんな物なのか? 何を判分するのか? 金属なのか、プラスチックなのか、ガラスなのか よくわからない、具体的に教えてほしい	E
1050	意見 理由	D-1-イ-① 金属くずの種類は? 鉄・ステンレス・超硬など目視では見分けられるとは到底思えない 超硬はコバルトを含んでいる	D

No.			見解（該当区分）
1051	意見	D-1-イ-① 鉄などには塗料・サビ止め・潤滑油・撥水剤・コーティング剤が付着している方が多い。それらを埋めれば土壤汚染にならないか？	D
	理由	付着物の記述がない	
1052	意見	D-1-イ-① プラスチックには接着剤も多く使われているはずでその溶剤はそのまま埋めるのか？ 排出業者で処理できるとは思えない	D
	理由	土壤汚染にならないか	
1053	意見	A6災害発生時には安定型廃棄物を受入れるとあるが それは一般・家庭廃棄物を受入れるという事なのか？ 本事業では産業廃棄物イー①だけではないのか？ 結局は何でも有りなのか？	D・K
	理由	矛盾していると思う	
1054	意見	F-1-(1)検査・解析機関が不明のまま公表できないのか。 なぜできないのか	K・N
	理由	記述がない	
1055	意見	M-3-(2)オオサンショウウオの専門家は誰なのか教えてもらいたい。 個人情報にはあたらないと思うが、氏名がないと本当に聞いたか、信用できない	M・N
	理由	明記されていない。	
1056	意見	F-1-(2)-サ 使用済活性炭・汚泥を処理する業者はどこか。	F
	理由	明記されていない 信用できないことになる	
1057	意見	L-1コンプライアンス行動指針 地域住民に対しての記述がないのはなぜか500を超える反対意見がある中、どうやってコミュニケーションをとるのか教えてほしい。	N
	理由	具体的に書かれていない とりあえず書いてあるだけの様にしかみえない	
1058	意見	I- 7 不適正処理事例の報道で行政代執行になり、税金が投入されたとありました。 廃掃法で事業者は、積立金を支払い約1310億円もあるのに、なぜ税金が使われることになるのですか？	I
	理由	何のための積立金なのか？	

No.			見解（該当区分）
1059	意見	F-(2)-イ 一部の不適正な処分・管理をした業者も初めは絶対安全ですと言っていたでしょう。安全ですから、ちゃんとしますからって言っていたはずです。	B
	理由	不適切業者をなくしてからにしてもらわないと信用できない	
1060	意見	廃棄物の完全な分別は出来ないで汚染が拡散する	E
	理由	混入する微細な木片が混ざる 又コンクリート等の内部に浸透した油分等の汚染物質は分別出来ない。	
1061	意見	市営水道が汚染される恐れが生じる	F
	理由	下流の泥淵で水道用水として取水している。	
1062	意見	農業用水が汚染される恐れが生じる	F
	理由	すぐ下流の天神橋上流で稲作用の用水をポンプアップ しているので農作物が汚染される	
1063	意見	社長や幹部が出てこないのはなぜ	L
	理由	最高責任者の顔がみられないのが信用できない 不安と心配でねむれない。	
1064	意見	住民として安定型と言われる廃棄物だけを埋める場所を考えられてますが、誰が考えても、溶けるものは流れ出すこと、しみ出すことに違いない。原発の核ゴミでも同じことが言えるのではないかと誰でもきれいな場所で、空気を吸って、美しい水で、おいしいものを食べたい。それがだんだんできなくなっている、一つでも、処理場をなくしたい、将来の為に！	D
	理由	早くから、企業として準備され、土地も購入されていたようだが、地元民は、知るのが遅くなって、困っている。	
1065	意見	D.イ産業廃棄物「有害物質・有機物などの付着がなく」とありますが、 ①付着していない根拠は何ですか。 ②確認はどのようにされるのですか。	E
	理由	搬入時にマニフェストを確認されると思いますが、有害物質が無色透明・無臭の物が付着していた時、どのように確認するのか教えて頂きたい。	
1066	意見	I.9について、 「独立行政法人環境再生保全機構」に維持管理費の積立てを行うとあり、御社が事業継続が困難な場合は許可を受けて承継人等に承継されとありますが、承継人が見つからない時はどうなるのでしょうか。	I
	理由	最後まで保証されるのか心配しています。	
1067	意見	M.2(3)について、 災害防止のための設計施工とは具体的にどのような施工なのですか。	G・N
	理由	どれぐらいまでの災害を想定し、施工を実施するのか教えて頂きたい。 震度(〇～〇度)、豪雨(時間当たり〇〇mm以上)など	

No.			見解（該当区分）
1068	意見	F.全般について、 大山田地域は説明会が実施されていますが、服部川下流地域(西明寺、小田等)への説明は実施されないのでしょうか。	C
	理由	服部川下流地域に住まわれる方が最終処分の計画をあまり認知されていないと思います。 大山田地域と同じように飲料農業用水として利用しています。	
1069	意見	事業に反対です。全国で起こっている問題が、ここでは起こらないとは到底思えません。 見解書P6の3と4に関わって、実際に問題が生じているのですから、危険な事業であると考えます。ですから、廃掃法が改正され、事業も規制されるべきです。それらがされていないのだから大丈夫だと言う貴社の言い分には承知できません。	B
	理由	上の中に書いてあります。	
1070	意見	事業に反対します。 水質汚染を心配していますが、見解書には難しい言葉も多く、不信任感を拭うことはできません。	F
	理由	住民の心配をとりのぞくのは業者の責任であると考えますが、その姿勢が見えず、信用できません。	
1071	意見	K不測の事態 水質・排ガス・火災と想定しているのに、対応は同じ書き方しかしていない。 それぞれにおいて、具体的な「異常な状況を解消できるような措置」を教えてほしい。	K
	理由	明記されていない	
1072	意見	産業廃棄物の処理についての必要性は重々承知しておりますがその立地の状況で予定地が適性であるかは重なるものではありません 恩恵を受ける水源地付近にあることで生活不安がぬぐえない以上、別の立地を選定すべきだと考えます。	B・M
	理由	地域住民だけでなく、流域生活者全ての人格権をおびやかすことには反対します。	
1073	意見	住みたいという方へ!阿波地域住民あたたかく受け入れます。正し、近くに産業廃棄物埋立てるし、気象庁が発表する"震度●"という指標に基づき安全性を確認しているわけではないとの事。(見解書より)こんなに地震や土砂崩れが各地でおきているのに、確認していない安全性を理解くださいって無理です。万が一地滑り等の廃棄物露出がおきれば、悪臭、水質汚染等地域住民の生活を脅かします。 私たちはこれからもここで生活します。事業賛成の方、ここで一緒に住めますか？	G・N
	理由	記載なし	
1074	意見	事業に反対です。見解書を読みましたが、「理解していただきたい」や何か問題がおきた場合「対応もそうなると考えます」との事で予測の答えでとても不安です。計画の撤回を求めます。 最終処分場施設に賛成の方、この事業へ携わる方へ、とても簡単な質問です。この事業が行われた後自分自身や、家族と下阿波地区へ家を建て住みたいと思いますか?又、住めますか？	A・N
	理由	阿波は空気がきれいで、景色も良く自然豊かな所です。そこが気に入って生活しています。事業が行われるにあたり、生物がすめなくなり、自然も失われ、気に入っていた景色も失われるから、事業に反対です。	

No.			見解（該当区分）
1075	意見	事業に反対です。計画の撤回を求めます。 F.水質汚染防止対策について 水質検査の採取場所は、決められた一部の場所だけにかぎり大雨・台風などにより流出する恐れもあり、地下水の検査も同様で変化すると思います。安定型産業廃棄物と言っても。有害物質が付着、混入しているかもしれません。適正な管理が行なわれるか不安です。有害物質が含まれている水が、長年にわたり排水された場合、服部川の水を農業用水に利用して米作りをしているものにとって心配でなりません。安心して生活していくために、反対です。	F・K
	理由	意見の中に併せて記載	
1076	意見	P.15.F水質汚染防止対策等について 24H雨量計算値が少ない、 過去に24Hで178mmの雨量があった。	F・G
	理由	満水となり、処理しない水が放流される	
1077	意見	P.15.F水質汚染防止策等について 水質検査結果有害物質を検出した場合 どのように対処するのか、	F・K
	理由	対処方法は？	
1078	意見	計画の撤回を求めます。 産廃運搬車の国道163号での安全マナーは確実に守られるとは考えられない昔、他県であった様にダンプが無謀に走り回り地域住民がおびえながら生活を、送らなければならない。	H
	理由	H4の回答違反搬入車両には契約解除と述べているが実際は一番値高い最終産廃選車は事業者からは客であり交通指導など出来るはずがない信用出来ない。	
1079	意見	事業の撤回を求めます 産廃の最終処分場の持込の、廃プラの区分にあたるものは処分費用が高くリサイクルの出来ない物が多く利益優先で受け入れ最後には埋めて埋めての処理になりだんだん拡大して行方。 搬入受け入れ時のマニフェスト記載事項も曖昧な書類であり信用出来ない	D・E
	理由	E2~5についてコンプライアンスを打ち出しているが、実際大型トラック1台分を上からカメラ、荷下ろし後マニフェストと照合と書いてあるが時間がかかるので出来るはずがない利益優先で事業計画しているので信用出来ない。	
1080	意見	持ち込まれるゴミの確認方法ですが、業者の方だけでなく、地元の方も入れてほしいですね。どのような確認をしているのが実際見せてほしいです。	E・K
	理由	業者の方だけでは、安心出来ません。	
1081	意見	阿波031の見解書Fを読みました。事業用地外の土の場合は検査して、使用量、分析結果の管理、記録とありますが、公表はしないのですか?ここは、本件事業用地にある土、ここは、他所(どこから持ってきた土)の土、と公開して下さい。	K・N
	理由	分析して問題ないのであれば、公開しても問題ないですね。	
1082	意見	阿波029の見解書、Hを確認したのですが、私が知りたいのは、騒音振動の実測値です。Hには交通量と安全対策が書かれていますが、騒音、振動のことが書かれていません。予測値ではなく、どれだけの騒音、振動があるのか、調べてほしいです。	C・H N
	理由	大型のダンプが走れば騒音、振動も大きくなるのではないですか？	

No.			見解（該当区分）
1083	意見	①「事業計画の概要書」において、「維持管理時の点検、検査等の記録」や「廃棄物のメッシュ図データ」の保管を「廃止まで、処分場の廃止まで」と記載されていますが、これは「2033年8月産業廃棄物処分場閉鎖完了」までのことでしょうか？ ②洪水調整池を計画するにあたり「三重県の調整池設置基準」に従って計画とのことですが、「三重県の調整池設置基準」では維持管理については、「維持管理主体は、当該地元市町等、地方公共団体に帰属するものとする。」と記述されていますが、洪水調整池の維持管理について、地元伊賀市と協議されているのでしょうか？	K・M N
	理由	①地下水等の汚染や、豪雨による盛土の崩壊等の問題が「処分場の閉鎖完了後」に発生することも想定されます。問題発生時の原因調査には各種点検記録等が必要となります。このことから各種点検記録等の保管は「処分場の閉鎖完了後から少なくとも10年の保管」を求めます。 ②洪水調整池に問題が発生(施設の損傷、土砂等の堆積による調整量の減少等)があった場合に、維持管理が伊賀市だと、地元民としては安心材料となります。維持管理が貴社となる場合には、①と同様に「処分場の閉鎖完了後から少なくとも10年の維持管理」を求めます。	
1084	意見	絶対反対。 安全なら、会社の宅地や庭にも同じ物を埋めてみれば良い。	B・N
	理由	80年前の不発弾でも爆発するのに、 先で何があるか。	
1085	意見	事業に反対です。計画の撤回を求めます。有害ガス悪臭による公衆衛生問題の発生。 水質・地質汚染などの問題が発生してきます。これからの問題は自然環境に影響を及ぼし、土壌や地下水などが汚染され私たちが生きていくため必要な水や食料の安全も脅かされてしまいます。	D・E・F
	理由	上記の理由により反対です	
1086	意見	事業に反対です。計画の撤回を求めます。 阿波地域を含め、伊賀市は服部川の水を利用した伊賀米を含む農産物の生産地であり、多くの住民がそれによって生計されています。この事業計画で地域特産物が減少したら誰が生活保証してくれるのでしょうか？ 許可した県が住民を守ってくれるのですか？「安定型処分場の建設」大反対です。	I・K
	理由	自然豊かなこの地域を脅かすような施設は作らないで下さい。 住民が住めなく（生活出来なく）なります。	
1087	意見	事業に反対です。計画の撤回を求めます。 環境への影響 産業廃棄物処理施設は、その周辺環境に深刻な影響を及ぼす可能性があります。特に発生する有害物質や汚染物質が地下水や土壌・大気に漏出するリスクは、無視できません。 これにより、周辺の自然環境や生態系が破壊される恐れがあります。また、周辺住民の生活環境が悪化し、地域の景観も損われることが予想されます。	B・N
	理由	上記の理由から、私は産業廃棄物処理施設の建設に強く反対します。 住民の安全と健康、そして、地域の環境と経済を守るために計画の撤回を求めます。	
1088	意見	事業に反対です。計画の撤回を求めます。環境への影響は設置場所の周辺に深刻な影響をおよぼす可能性があります。	B・N
	理由	住民の安全と安心を守るためにも計画撤回を求めます。	
1089	意見	臭気や水質汚染等の問題は本当に発生しないのでしょうか？	D・F
	理由	記載なし	

No.			見解（該当区分）
1090	意見	・水質地下水の汚染が懸念される ・騒音工事車輛による騒音及び交通安全上の問題	F・H
	理由	記載なし	
1091	意見	計画の撤回を求めます	N
	理由	記載なし	
1092	意見	F水質汚染防止対策等について 1.安定型産業廃棄物を經由する浸透水対策について (2)有害物質を含んだ浸透水を排水しないこと及びその対策について。 ㊤浸透水溜池について・・・ 排水路より放流しないための溜池となっておりますが、線状降水帯及び台風豪雨の際にはわずか170㎡の溜池をはるか越え服部川に流出される恐れがあります。大雨が予想される場合は大きなダムでさえ放出します。だから事業に反対です。	F・G・H
	理由	記載なし	
1093	意見	見解書(A)について 処分場設置が「社会貢献事業の必要性」を強調しているが、将来汚染問題が発生した時の対応策はどうか？ ※企業は営利を追求することを目的としているが、処分場閉鎖後の将来において、水質土壌汚染が発生することも予測される、その弊害が出た時の対処方法(責任含む)も考慮しているのか疑問である。 見解書(D)について 廃棄物の説明等で「有害物質・有機物の付着がない」と説明するが断定できるのか？ ※廃棄物はプラスチック、金属くず、がれき類で「雨水にさらされても悪化を起さない」と説明しているが、廃棄物の中に少しでも有害物質が含まれておれば汚水の源となり、農業用水等に影響が出るおそれがある。又雨水等が溜り、ボウフラ等が発生し衛生上の問題が起きる可能性が大である。	A・E I・K
	理由	記載なし	
1094	意見	半世紀前に制定されたザル法とも云うべる廃掃法を盾に取った事業計画書は評価するに値しないものです。 自然豊か阿波の里に"ゴミ捨て場"は要りません。 地域住民にとって、百害あって一利なし、断固として計画の撤回を求めます。	B
	理由	環境保全の観点から、三重県及び伊賀市の行政当局に於かれましては、見識ある英断を下して戴く事を切に望みます。	
1095	意見	計画の撤回を求めます	N
	理由	記載なし	
1096	意見	計画の撤回を求めます。	N
	理由	水質検査の頻度、排ガスの発生確認対策等約束事を明記していただいておりますが、言葉上の事の様に思い何かが起こればうやむやにされる様に確信します。反対です。	

No.			見解（該当区分）
1097	意見	事業に反対です。 計画の撤回を求めます。土壌汚染や水質汚濁された土地の影響で後々人体への健康被害が出てくると思います。	F
	理由	上記の事から産業廃棄物処理施設を反対します	
1098	意見	処分場建設時は問題はないと思うが施設が古くなると健康面に心配である 汚染水が水路に流入したり工事等により水道管に流入したりすることがないよう管理(配慮)頂きたい	I・K
	理由	長年健康で生活したいから	
1099	意見	何十年後自分達はいなくなっていると思うが、今と変わらない生活が送れていると思えない。水質が汚染され健康面への影響がでて絶対問題になっていると考えるそれでは遅い、子供や孫達の生活を守るためにも絶対反対します。	K・N
	理由	上記の理由から、計画の撤回を求めます。 産業廃棄物処理施設の建設に強く反対します。	
1100	意見	身体的人格権、平穏の生活権、水利権の侵害などを守るために絶対反対です。	B
	理由	この美しい山里の静かな影観を絶対にこわさないで下さい。 反対です。	
1101	意見	大山田地域産廃処分場の建設に反対です。	N
	理由	意見区分欄全て 主に大気、水質、騒音	
1102	意見	悪臭・土壌を守る為に安定5品目とそれ以外の分別、の為の分別工程を示して下さい。 具体的なマニュアルの作成は事業計画が確定した時点で作成するとのことですが、一番大切に知必要があるので作業工程、分別工程を詳しく説明して下さい計画の撤回を求めます。	E・N
	理由	判断基準、安定型産廃処理場での事故多発している	
1103	意見	環境保全の確約がないので事業に反対します。 風評被害が出ると困る。(米) 計画の撤回を求めます。	I・K N
	理由	記載なし	
1104	意見	絶対反対。	N
	理由	記載なし	

No.			見解（該当区分）
1105	意見	事業に反対です。 飲料水が汚染される恐れ、環境汚染を心配しながらの生活は困ります。計画の撤回を求めます。	F・N
	理由	記載なし	
1106	意見	大切な水と空気がよごれては生命にきけんをおよぼします。テレビのニュースでみましたが何十年前に置いた残土より有害物が雨水と共に地下にしみこみ地いきの方々の健康を害しているとの事を知りました。その事のないような今の土地と空気を残してほしいです。子供やまごのためにも。	F・K N
	理由	私は美しい自然とおいしい空気においしい水を毎日いただいて元気に過しておりますがこの水と空気がよごれてしまつては生命にかかわりますので反対します。計画を見なおして下さいように	
1107	意見	計画の撤回を求めます。事業に反対です 産業廃棄物処理施設は、私達の生活や周辺環境に深刻な影響を及ぼす可能性が多いにあります。発生する有害物質や汚染物質が地下水や、上じょう、大気に漏出する可能性が大です。私達は畑で作物を造っているので土じょうは命です。汚染されてしまいますと生活ができません。	F
	理由	住民の健康と安全な生活を守る為に産業廃棄物処理施設に強く反対します。計画の撤回を求めます。	
1108	意見	事業に反対です。計画の撤回を求めます。 産業廃棄物処理施設は2年間とのことで、その周辺環境に深刻な影響を及ぼす可能性があります 有害物質が付着・混入しないとのことだが第3者委員会でチェックとのことだが他地域では チェックが甘くなり同量になっていると聞いているが本当に守れるのか心配だ	E・I
	理由	以上の理由から私は産業廃棄物処理の建設に強く反対します。 住民の安全と健康、そして地域の環境と経済を守るために計画の撤回を求めます	
1109	意見	・FI(2)ア～ウに対して！ 「有害物質が含まれた水が排出されることはあり得ない。」という見解は、一般的に考えると「あり得ない」と断言するのは間違っています。自然災害、人為的ミス、今後何年か先の設備の老朽化など、様々な要因によって流出のリスクは常に存在します。どんなに万全の対策を講じて、予期しない事態が発生する可能性がゼロになることはありません。建設・稼動による有害物質の混入および汚染水の流出・拡散は不可避であることは明確です。	F・K
	理由	上記の理由から、私は産業廃棄物処理施設の建設に強く反対します。住民の安全と健康を最優先と考え、計画の撤回を求めます。	

No.			見解（該当区分）
1110	意見	事業には反対します。計画の撤回を求めます。 色々と問題が発生してくる安定型処分場は業務5年、管理2年で閉鎖完了となっています。が後は知らんぷり。土壌・地盤・水質・生態系に及びます。 水質が汚染があると米・食・日常生活に悪影響が絶対あります。 ◎豊かな自然を守るため産廃車は反対、廃止、撤回を求めます。 ◎未来の子供達のため ◎生態系を守るため ◎住人健康を守るため	I・N
	理由	「意見書で述べた通り、この計画は強く反対します。 地域の環境破壊、水道、土壌、大気、生態系の破壊汚染 健康被害を守るために計画の撤回を求めます。	
1111	意見	計画の撤回を求めます。 事業展開の社会的意義の中に、ネガティブな情報のみを取り上げて事業を否定しないでとあります。しかし現代では我々地域住民にとってはこうした事業に対するポジティブな考えまた気持ちになれる情報は一切ありません。 マスコミを通して得られる情報は前文の情報ばかりで、貴社のいわれる社会的意義についてはまだまだ現代社会に浸透しておらず理解出来ません。 官民及び地域の皆とこれから協議して構築するでは遅いのです。	A・N
	理由	事業展開し始めてから問題発生が生じてくる事が多くありそうです。貴社のいわれるこれから協議では問題を抱えたまま事業展開しなければならないのではないのでしょうか。従って上記の如く計画の撤回を求める理由と致します	
1112	意見	水質悪臭などから生活環境を守りたいので計画の撤回を求めます	D・F
	理由	記載なし	
1113	意見	廃棄分から出る有害物質が地下に浸透して、服部川に流入する恐れがあります。服部川は水道の水源地であり農業用水として取水しています。汚染水等による悪影響は必ずあります。 安定型処分場断固反対します。	F
	理由	自然界に存在しなかった人工化学物質を埋立するだけでは危険です。	
1114	意見	①見解書のE及びF(2)アについて。 埋立処分される安定5品目の中に性質が化学的に安定しておらず、埋立後酸性雨や浸透水にさらされると、化学変化を起こし有害物質を溶出させるプラスチック類やゴム類くず、金属くず等が含まれている。おそれがあることや、5品目以外の有害物質の混入が避けられない分別不可能なものがあるが、マニフェストや展開検査では有害物質の判別ができず汚染水が発生する。	D・E
	理由	①安定5品目のなかにも有害物質が付着したり、有害物質に変化する物質が混入したりする。 マニフェストや展開検査では判別できない。	

No.			見解（該当区分）
1115	意見	20種の廃棄物はどれも再利用等不可能な物ばかりかと思います。 その様な物をなぜ即日覆土してしまわないといけないのか不適正処理の結果は判明してからでは全く取り返し出来ない。当該地は幾世代に渡って不安が残る。	D
	理由	埋め立てに反対します。	
1116	意見	処理されるのは谷筋に敷設された有孔管に集まった浸透液で殆どがそのまま地下水として与田谷川に流入されると聞いてます。 多くのホテルの飛び交う川でオオサンショウウオの生息もあります。ホテルの絶滅危惧され水道水や農業用水への影響はもちろん、自然環境の破壊により、豊かな自然が壊れ生物も生息されなくなります。今あるこの自然を守り、安心して住める土地を残していきたい。	C
	理由	国も、完全に安定5品目とそれ以外を分別することは極めて困難であり、安定5品目自体に性質が安定しないものもあるという問題や、有害物質の流出、拡散の危険があることも何ら解決されていない。	
1117	意見	・埋立てた産業廃棄物は、台風などの豪雨や大雨などにより、土石流や土砂崩れが発生しやすくなり、周辺地域や服部川へ流れ出す事はないか？ 又、南海トラフなどの大地震が発生した時に埋立てた産廃物が崩壊しないか心配です。	G・K
	理由	・最近地球の温暖化により、局地的は集中豪雨が頻繁に発生している。	
1118	意見	事業に反対します。	G・K
	理由	南海トラフ地震がいつ起こるかもしれない地域で地盤の安定性があると、これまでの数式に当てはめて計算しても、想定外のゆれ、これまで経験したことのない地盤への負担は、考えられていない岐阜で新幹線(リニア)の事前検査で地盤沈下や湧水がおこったことも想定外だったはず。基準を満たしているから大丈夫では、納得いかない。	
1119	意見	水質保全、飲料水の安全・安心、米生産地としての食の安全維持のためにも、事業に反対します。	D・F N
	理由	産業廃棄物の埋立地を経由した雨水排水を溜めるコンクリートの「浸水溜地」は、コンクリートの劣化、ひび割れ、酸性雨による溶解などの心配があり、100%の浄化、安全は保障されない。	
1120	意見	事業に反対します。	D
	理由	埋め立てる物質を100%明らかにして(放射能の有無も)ない限り土壤汚染の疑いを消しすることはできない。土壌の変質は、市県国がめざす豊かで安全な食、生活の壊滅を意味する。	
1121	意見	水質、騒音、 絶対反対です。	F・K
	理由	雨が降ったら、かならず川に流れる 火災も絶対なら、消火器設置することも？ どこの地域も受け入れ反対です！	

No.			見解（該当区分）
1122	意見	地盤、生物、景観	G・K
	理由	百年たっても、土に戻らない。大雨の災害で山が崩れる事も。 静かに暮らしてきた78年間生物は、絶体沸くと思う。孫、ひ孫の苦勞させないで!	
1123	意見	I全般に対して: 埋立終了から事業廃止までの2年間は水質等の管理はするが、廃止後は問題発生しない前提になっています。危惧するのはこの点です。事業継続中はチェックをかけているので、もし問題発生すれば分かる可能性があります。事業終了後に汚染物質が漏れ出してくる状況になった時、誰が検知して対処してくれるのですか?処理槽が何時まで稼働しているかも不明であり垂れ流し状態になる。 土地所有者は管理義務があるとありますが、浸透水の管理点検も含まれますか?。 滋賀県の処分場の実績を上げていますが、異なる廃棄物が持ち込まれるため実績と捉えとは飛躍があると考えます。	I
	理由	有害物質の混入が不可避、汚染水が処分場外に拡散していくという判例がある以上、10年後、20年後も絶対に汚染水が漏れ出さないという確証が必要。	
1124	意見	L-11に対して: エコアクション21取得の準備開始するとのことですが、何時までに認証取得するのか社として明確に回答願います。ISO14001は貴社の設立年から見ると取得は難しかったかも知れないですが、当事者である県の認可がこれに代わるものでは無いと考えます。	L
	理由	地域との共生を目指すなら、事業の健全性、社会的信用度をはかる第三者の基準が必要なため。	

No.			見解（該当区分）
1125	意見理由	A6防災拠点施設として利用 施設の建設予定地域には既に拠点避難施設等があり、当該最終処分場がどのような防災拠点施設となり得るのか、全くイメージが湧かない。よって事業主体として、現時点でどのような機能を持った施設を検討しているのか具体案をあらかじめ計画に示すべきである。 A7教育活動の場として提供 処分場が実現できてから協議の上構築することとされているが、事業主体として無責任極まりない。まずは、事業主体がどのような教育活動の場を提供しようとしているのか、明確に伝わるよう計画変更すべきである。 A8地域との共生 地域との共生事業は、この廃棄物処理施設推進の一丁目一番地である。しかるに、「地域との共生に係る諸事業は、廃棄物処理施設が実現できてはじめて、地域と協議して計画・構築していくもので、現時点で何ら具体的な構想があるわけでない」としているが、これでは事業主体として責任を持って地元と調整し、事業を推進していこうとする意欲が全く感じられない。地域との共生が担保できるよう、計画変更すべきである。 F水質汚濁防止対策 当該廃棄物処理施設は、安定型とはいえ雨水、地下水によって汚染水が貯留池外から漏出する可能性はゼロではない。また、水道水源保護条例の水源保護区域内に、当該処理施設を設置しようとするこ と等に鑑みて、有効な水質汚濁防止策として、防水シートを処理施設の底地に張るべきと考える。地下水観測井戸は、2か所設置予定であるが、他に、埋立予定地の北側及び南側にも設置が必要と考える。埋立処分場の周囲・近辺においては、少なくとも4か所において観測すべきである。毎年1回の測定頻度は少なすぎるので、原則として浸透水と同様に月1回とすべきである。測定結果は測定後直ちに公開すべきである。水質、臭気等生活環境保全の確保、推進のため、地元住民などと定期的に情報の共有や協議を行う協議体を設置することを明記すべきである。 H7交通量の増加及び安全対策 市道の通行、安全対策については、大変重要な課題であることから、警察、伊賀市との協議の上対策を立てるのではなく、事業者が自らの責務として、計画段階からその具体的な対策を示して地元と丁寧に説明、協議すべきである。計画搬入道路は、生活道路であり、道路幅員が狭かつ路盤や舗装厚も十分でないため、現況のままでは大型車両の通行は禁止すべきと考える。廃棄物の搬入にあたり、遠方からも搬入されるのか。また、災害廃棄物の受け入れはどのように考えているのか、明記されたい。 N4今後の手続きについて 今後の地元説明会は、自治協議会、区等から要望のある限り開催すべきである。 その他 最終処分場に係る雇用数は何名となるのか。また総事業費、資金収支などの財務諸表、及び毎期の運営費を示していただきたい。	A・F H・M N
1126	意見理由	1.事業を行なう上での、必要な交通安全対策はあたかも、行政の仕事との印象を受ける貴社の見解であるが、全くの誤りと考える。 少なくとも、市道出走紙漣線に関しては、安全な対策を求める。 1.地元で事業を行なう者が、その交通安全対策に関し、行政任せという印象を受ける見解に対して残念に思う。 2.産廃絶対反対	H・K N

No.			見解（該当区分）
1127	意見	1.水質検査は貴社と利害関係のない、第三者業者にやらせるのは当然のことであるが、検体の現地での排取を含め、第三者機関に依頼すること。 2.産廃地内に載せる有孔管の本数は、土手の安全性をも考慮し、5筋で十分か、どうかの検討を行なうこと。 3.水処理施設で発生した使用済活性炭及び汚泥等の管理に関し、更に具体的に説明すること。 4.浸透水溜池底地に堆積される土の処理方法を具体的に説明すること。 5.処分地上部と下部に設ける検査井戸の下部については1ヵ所で良いのか?場所も含めて検討のこと。	F・G N
	理由	1.下流域の山田地区に及ぼす影響が大であると考えられることも、治水の問題にも同して水の問題は重要な項目である。 2.産廃は絶対反対	
1128	意見	1.廃棄物受け入れに関し、厳格に判断するノウハウ、人員は貴社にあるのか?阿波の産廃現地に配置する人員、組織体制が今ひとつ不明である。又、持ち込む産廃について排出業者まかせではなく、貴社として受け入れ現地でどの様に確認するのか、相手との契約はどうなっているのか示してもらいたい。 (特に、まちがっても医療関係の廃棄物が混ざらない様) 2.展開検査の仕様を明確にすること 山中とは云え、近くに人家が多数有り、粉じんの心配有、囲いをする等の配慮が必要	E・K L
	理由	1.万が一、この計画が許可された場合、受け入れる物が必ず安定型品目に限ることが最も重要であり、絶対条件である。 但し、産廃は絶対反対である。	
1129	意見	1.本件に関する貴社の説明はご無理ご尤もであるが、内容は事業者として当然の責務事項である。完成の後には当然実施されるべき事項である。 2.本事業が許可され、実施される場合、それまでに地元に対して(計画段階において)貴社の責任ある文書にて、地元に対して完成後の取り組みを申し入れをする必要があると考える。 3、産廃反対	N
	理由	1貴社はよく法律に基づき、とか法令上問題ないから、と云われるが、普通法令は(特に規制法は)最低限の基準を示しているに過ぎない。 法令順守と同時に地元住民の気持ちを大切にしたい。	
1130	意見	計画の撤回を求めます。 事業終了後の地中の産業廃棄物の安全管理が担保されない。	E・F N
	理由	ごみの成分が雨水に溶け込んで汚水が発生する恐れがある。「安定型産業廃棄物のみを適正に受け入れ」とあるが、第三者機関が常時監視することも不可能であり、安全が担保されることはない。	
1131	意見	・自然災害への対策について、近年の記録的な大雨・台風。そして南海トラフ地震発生時の確実な安全が担保されているかどうか ・周辺の交通について、頻繁に車両の出入りがあり、ドライバー及び人に対しての安全が確立されるのかどうか。	G・H K
	理由	・自然災害は想定外な案件で準備が難しいモノではありますが、 どのような対策を講じられるのかで災害に強い施設にしていける必要がある。 ・周辺交通状況に応じて、必要な設備の設置の検討していただきたい。	
1132	意見	事業に反対です。計画の撤回を求めます。 大気汚染、自然環境に悪影響がある	N
	理由	大気汚染により、健康被害の不安	

No.			見解（該当区分）
1133	意見	処理施設の設置に反対します	D・F
	理由	PM2.5などの大気汚染物質により雨に溶けてる汚染物質により、コンクリートを腐食させ悪臭(卵のくさったような臭い)がするから。	
1134	意見	・持ち込みをする事業で多数の搬入会社があると思われるがはっきりと明記してほしい ・搬入物に違法な物がある場合誰がいつ管理監督するのか？	K・N
	理由	記載なし	
1135	意見	地元猿野の生活道路に毎日ダンプカーが数十台通行すると聞くが身の不安を感じる、安心して車で通行できなくなる又風向きにより人家まで悪臭が流れてきたりして、騒音、振動、大気汚染など平和的な生活権が心外される。	D・H N
	理由	生活環境の破壊である。	
1136	意見	台風や災害で処分場から汚水がもれ流れだし拡散する。私達の飲料水が染され人格権が侵害される。 汚水が農業用水路、農用地に流れこんで農業用水が汚染される。 私達が作っているブランドの伊賀米が汚染米になってしまう。水利権の侵害だ。	F・G
	理由	今までの生活環境が破壊される。	
1137	意見	市道出走紙漉線を通行しての廃棄物搬入に反対します。	H
	理由	市道出走紙漉線は区内の生活道路として、また農作業用道路でもあります。ここに廃棄物搬入車両が通行する事は、自己車両との事故やトラブルが懸念されます。見解書に違反事例の発覚による契約解除等ありますが、そもそも問題解決になっていません。また行政、警察等責任管轄も不明瞭で容認しがたい。	
1138	意見 理由	2地下汚染防止対策について (2)【用地の地表から約3m以降の地下に強固な岩盤あり、用地内に降った雨水が産業廃棄物を經由し、地下水として深部まで浸透し、事業用地外へと浸透して周辺地域への地下水に影響することはない】(概略)と見解書に記載されています。 処理施設を透過した汚水は地下に岩盤があるため深層に進めず岩盤上部の傾斜に沿って、低い方向の川を求めて進むと考えられます。比較的近くの与田谷川、槇野川そして服部川に注がれ水が汚染されます。 その事により水道水が大なり小なり汚染されるものと思います。 農作物が汚染の風評被害の発生が危惧される。	F
1139	意見	事業全体に反対です	N
	理由	環境悪化のため	

No.			見解（該当区分）
1140	意見	数年後には水質が変化し、現状維持が出来なくなる(現状は水質は良いと感じている)そのため下流域の人々に変化が現われ、田畑の作物、特に稲の品質が低下し、汚染物質が無いとは言えなくなる。大型車走行の為、地盤の緩み等で、生物(希少な)も棲めなくなる。⇒繁殖減少。 悪臭も全く発生しないとは言えない。風向きに依っては遠方まで流れ健康を害する可能性がある。	C・F H・I
	理由	処分場閉鎖後、有事問題発生の場合管理義務は無いと聞いているが何処が責任を取るのか?少子高齢化と言われている今、将来ある数少ない人達が安心し、負の遺産を残さず安全に暮らすため絶対反対です。	
1141	意見	◎有害物質の件について ・人格権(身体的人格権)の侵害・・・飲料水の汚染 ・ 〃 (平穏的生活権)の侵害・・・環境汚染が大 ・水利権の侵害(農業用水の汚染)・・・農作物が汚染される。※農業用水汚染、地下水の汚染	B・F H
	理由	「見解書」有害物質を排出しない事は保証出来るが証明できない 「再度見書」なぜ?具体的に◎証明説明するべきではないか!	
1142	意見	計画の撤回を求めます。	N
	理由	大気・水質汚染が非常に心配です	
1143	意見	この計画は断固として反対します。 撤回して下さい。	N
	理由	大気、水質、騒音交通(通行車両) 非常に心配である。絶対反対。	
1144	意見	反対	N
	理由	記載なし	
1145	意見	ふるさとの水を守りたい為事業に反対です 計画の撤回を求めます	F・N
	理由	産業廃棄物による環境汚染の為	
1146	意見	事業に反対します。	N
	理由	記載なし	
1147	意見	計画の撤回を求めます 事業に反対します	N
	理由	記載なし	

No.			見解（該当区分）
1148	意見	産業廃棄物処理施設反対、撤回を求める。	D
	理由	安定化廃棄物の中に廃棄プラスチック、ゴムくず金属くず、がれきが含まれており、これらの廃棄物が長年山中にあることで風雨により化学反応をおそれが極めて強い。よって、近隣住民だけではなく下流住民の健康を害すると共に農作物に悪影響を与える恐れが十分認められる。	
1149	意見	産業廃棄物処理施設反対、撤回を求める。	F
	理由	建設現場下流の水質汚濁の恐れが極めて高く、健康被害の恐れが十分予想される。 不安を感じさせることは、憲法(13条)で保障されている 人格権(身体的人格権)が脅かされることになる。	
1150	意見	産業廃棄物処理施設反対、撤回を求める。	H
	理由	国道から南側に通じる市道(農道)の下には農業用水路が複数埋設されているため、大型車両(総重量約20約トン)が通行することにより、農業用水路の破損が十分予想される。 見解書Hには用水路破損の対策が記されていない。	
1151	意見	産業廃棄物処理施設反対、撤回を求める。	B・F
	理由	建設現場、下流の水質汚濁の恐れが極め高く建設された際、住民は不安を強いられることとなる。 憲法で認められた人格権・平穏生活件(環境汚染を心配しながら暮らす)侵すこととなる。	
1152	意見	産業廃棄物処理施設反対、撤回を求める。	B・C
	理由	安定化廃棄物の中に飛散物が含まれており、大気汚染により近隣住民の健康被害を害する恐れが認められる。 見解書D-1ーイ内の(容易に科学的変化を起こさない)と記されているが、この見解書では、完全飛散処理がなされないと受け止められ、近隣住民の不安の払しょくは出来ません。 人格権・平穏生活権(環境汚染を心配しながら暮らす)の権利を侵害するものです。	
1153	意見	記載なし	N
	理由	安定型産廃処分場建設の差止理由に同意です。	
1154	意見	産業廃棄物処理施設の設置に反対いたします。	F
	理由	土地や水が汚染される問題がある為。	

No.			見解（該当区分）
1155	意見 理由	Aについて私達が日々廃棄物を出していると記載しているが我々は、市のゴミ出しのルールのもとにゴミの排出をしております。また「後世に引き継ぐための循環型社会を構築」とあるが、素掘りをした穴に5年間、管理の行き届かない可能性のある産業廃棄物を埋め立て続け、たった2年間の管理で終わらせる事が、こういった観点で循環型社会に結びつくのか、到底理解、納得のいくものではない。 Bについてb-1日本全国で不適正処分の事案が発生している。この点において、全てが物語っているのではないかと考える。本当に安全な廃棄方法だとすれば、日本全国で訴訟が起こる事案が発生する事はないでしょう。司法において安全性が否定されている。即ち全く信頼性のない廃棄施設と言わざるを得ない。 b-2個別的事情が大きく反映しているとあるが、このようなゴミ処理施設において、個別的事情が大きく反映されて良いはずがなく、そういう事案が発生している事自体が問題であり、御社が当該施設において個別的事情を発生させない保証はないと考える。 b-3法改正がされていないとあるが、同法は、同年に一部が改正され、さらに2000年(平成12年)からは毎年法改正が行われてきた。法改正はされている。 b-7保障はできるが証明はできないとはどういう見解か理解出来ない。こちらは裁判の判例や日弁連の意見書等で安全は担保できないと証明している。御社においても、保証できるなどと言う確固たる根拠があるならば、それを提示するべきである。 b-9御社の言う通り、大津夢の里第2処分場の現在の実績データを出して頂いても、10年20年先に現在埋め立てた産業廃棄物が有害物質を排出しないと云う保証にはならないと考えるのが住民側の心情である。b-10のように住民感情に寄り添わない、御社の姿勢がそもそも信用に値しないと云わざるを得ない。 b-11確率論を言っているのではなく、現実起こっている、又は起こりうるという時点で、私達住民は人格権を侵害されるのである。私達には日々を安心安全に生活していく権利がある。	A・B C
1156	意見 理由	b-13正常な運営を行う事は当然である。にもかかわらず不正な運営を行う業者がある。と言う事が問題だと考える。 抜け穴があるから不正が起こるのであって、御社の言う現行法で規制されていないから、当該施設を運営しても良いと考え自体が、法律で許されているから何をしても良いと言う考えが透けて見えて大変不快である。 C-4について、「大規模になると周辺地域への影響が大きくなる」と御社自ら明言している。b-7において御社は「有害物質を排水しないことを保証する」と記載している。産業廃棄物自体から有害物質が流出しないのであれば、処理場の規模は問題では無いはずである。例え規模を小さくしたところで環境への影響は免れないと考えるのが当然である。	J・N
1157	意見 理由	J風評被害への対応についてに対して 「風評被害とは、「根拠のない噂や科学的根拠に基づかないデマ情報や憶測によって、被害が発生する。」ことです。」と述べられているが、今まさにその状態で、風評被害が起きようとしている(起こっている)のではないか。 「有害物質は含まれた水が放流されることはない」と言い切れるか。机上の計算では何とでも言える。「有害物質が含まれた水が放流されることがない」ことを地域住民が理解せよと言っているが、あまりにも住民を軽く見すぎている。貴社の押し付けである。貴社は、「安心のための努力を行う所存」という前に、「計画の撤回」というやるべきことがあるのでは？ 「適切な補償」とはどういうことか。具体的に説明を求める。	C・N

No.			見解（該当区分）
1158	意見	A本件事業を実施することに対する社会的意義についてに対して 意見書で「事業に関わる全ての皆さんにお聞きしたい。もし皆さんの住んでいるところで、数百mしか離れていない目と鼻の先で、同じような産業廃棄物処分場が設置されるとしたら、受け入れることはできるか。企業人ではなく、一個人として回答願いたい。当該回答の理由もお願いしたい。」として回答を求めたが、社会的意義をずらずらと書き並べているだけである。企業人ではなく、一個人として、再度具体的な回答理由を求める。	A
	理由	意見欄に理由も記載。	
1159	意見	G本件事業の施設の構造等について M「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」以外のその他の法令手続きについてに対して 施設の構造や法令手続きのことは、住民説明会でも説明があったかと思うが、施設設置にあたり土砂災害が発生する確率と万一発生した時の補償について回答を求めたが、具体的なことが書かれていない。 再度、具体的な見解を求める。	G・K
	理由	意見欄に理由も記載	
1160	意見	A本件事業を実施することに対する社会的意義について N今後の手続きについてに対して 地域住民が反対しているにもかかわらず事業計画を強引に進めていくのは何故かの回答を求め、地域住民の心配や不安を払拭できない場合は計画を中止すべきであると意見を申し上げたが、事業の社会的意義と今後の手続きを見よとのことであった。当方は、貴社の社会的意義や今後の手続きのことを聞いているのではない。地域住民が反対しているにもかかわらず事業計画を強引に進めようとしている理由を聞いている。 再度、具体的な回答を求める。 なお、地域住民全員の心配・不安が払拭できなければ、計画を中止すべきである。	B・N
	理由	意見欄に理由も記載。	
1161	意見	N今後の手続きについてに対して 意見書、再意見書に対する見解書、再見解書の作成期間が、当初の予定(住民説明会での説明)から大きく先延ばしされている。住民の意見書、再意見書の提出期限は条例により定められており、住民はそれを遵守している。見解書の作成期日の定めはないからと言って、当初説明した日を先延ばしすることは理解しがたい。意見書の数が見解書を上回ったため、貴社の勝手な都合により変更したとしか思えない。住民はルール(条例)を守っているのであるから、事業者側もルール(当初の説明)は守るべきではないか。 具体的な回答を求める。	N
	理由	意見欄に理由も記載。	
1162	意見	H本件事業の実施における交通量の増加及び安全対策についてに対して 道路通行に関して、交通違反があるかないかを誰がどのように確認し、違反があった場合にどのような措置をとるのかについて回答を求めたが、交通量や対策に関する見解だけで、実際に違反があった時のことは書かれていない。 また、「道路法等の適用有無に関しては、弊社ではなく警察や行政庁の管轄」と書かれているが、まずは事業者(貴社)が法令を守らないといけないのではないか。「弊社ではなく」というのは、あまりにも他人事すぎる。法令遵守の自覚がない。 再度、具体的な回答を求める。	H・K
	理由	意見欄に理由も記載。	

No.			見解（該当区分）
1163	意見	・(B-7)「有害物質を排水しないことは保障できます」とあります。『保障できる』とは、どういう意味でしょうか。具体的、明瞭にご説明下さい。 ・(B-8)「大津夢の里第2処分場の実勢データ」で疎明するとあります。実績データをお示し下さい。 ・(C-5)「不足している調査、追加調査及び必要なモニタリング等がある場合、適切に判断し、実施します」とあります。今回の再意見書の見解を出して頂く時点で、ご検討頂いている、調査内容、モニタリング内容を明確にご説明下さい。 ・(C-7)搬入された廃棄物に対する展開検査の方法が示されています。検査した内容についての記録の閲覧、記録する事項について、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則』第十二条の七の四、第十二条の七の五に定められています。また、県によっては、掲示板等により積極的な情報開示を指導しているところもあります。どのように記録をご開示頂けるのかお示し下さい。 ・(G-2-(2))「調整池の容量計算に用いる雨量強度は三重県が定めた計画対象地域バタ6上野地内柘植(旧山田村)区域」となっています。『6上野地内柘植(旧山田村)区域』とはどこでしょうか。データの出典を明確にして下さい。 ・(G-3-(11))「経過観測については、関係法令基準に従い行ってまいります」とありますが。経過観測について、ご検討している内容を具体的にご説明下さい。 ・(G-5)「安定型産業廃棄物の搬入トラックのタイヤ洗浄は、現時点では簡易水道を設置し、本件事業用地内(埋立地)付近で行い」とあります。現時点で計画されている簡易水道の水源、1日の使用予定水量など具体的にご説明を下さい。 ・(K-2-(1))「水処理施設によって処理された水の検査、検査項目の追加・検査頻度については増やすことを検討します」とあります。検討されている内容を具体的にご説明下さい。 ・(I-11)「弊社は『エコアクション21』という認証制度を取得するための準備を開始します」とあります。具体的に『エコアクション21』の認証を取得する計画をご説明下さい。 ・(M-1、2、3)伊賀市水道水源保護条例手続き、森林法に基づく林地開発許可手続き、文化財保護法及び三重県自然環境保全条例の手続きが記載されています。各手続きについての計画についてご説明下さい。出来ればスケジュールもお示し下さい。なお、各行政庁の対応もありますので、期間で示して頂いても結構です。	B・C E・F G・L M・N
	理由	見解書に記載されている論旨が不明のため、明瞭にご説明頂きたい。	

No.			見解（該当区分）
1164 (1)	意見 理由	A**本事業を実施する事に対する社会的意義について**に意見します。 一定数の処分場は必要ですが、当計画地の様な水源地や豊かな山林を切り開いて作る必要はありません。 循環型社会を構築し、豊かな自然や安心安全な暮らしを後世に引き継ぐためには産業廃棄物を減らし現在の処分場を継続的に使える様に尽力するべきです。その為には、企業や社会全体が持続可能な方法で廃棄物の発生を抑え、リサイクルや再利用を推進することが重要です。 1.リデュース(廃棄物の削減) 廃棄物の発生そのものを抑えることが最も効果的です。これを実現するためには、製造や供給チェーン全体の見直しが必要です。 製造プロセスの効率化:生産工程での廃棄物を最小化するために、原材料の無駄を減らす設計や工程改善が求められます。 製品設計の見直し:廃棄物が出にくい製品デザイン軽量化、モジュール設計)や、長寿命化を意識した製品設計が重要です。 材料の選定:リサイクル可能な素材や再生材を使用することで、廃棄物の削減につながります。 2.リユース(再利用) 製品や部品を廃棄する前に、再利用する方法を検討します。 修理・リファービッシュの促進:使い捨てではなく、修理や再生を推奨する仕組みを導入し、製品寿命を延ばす。 シェアリングエコノミー:例えば、設備や機器の共有を促進することで、不要な機器の廃棄を減らすことができます。産業機械や設備のシェアリングなどが一例です。 3.リサイクル(再資源化) 産廃を再利用可能な資源として循環させることが重要です。産廃をリサイクルに回すための仕組みの整備や技術開発が必要です。 リサイクル技術の向上:廃棄物の分別や再資源化技術の開発・普及により、リサイクル効率を高めます。特に、難処理廃棄物に対する技術革新が求められます。 リサイクルのインセンティブ:リサイクルを促進するため、企業に対して税制優遇や補助金を提供することで、リサイクル活動が進む可能性があります。 4.エネルギー回収 リサイクルが難しい廃棄物については、エネルギー回収型の処理が有効です。これは、産廃を燃焼してエネルギーを回収する技術で、廃棄物の量を減らすとともに、再生可能エネルギーとしての利用が期待できます。サーマルリサイクル(熱回収):廃棄物を焼却する際に発生する熱をエネルギーとして利用する方法。特に難処理なプラスチック廃棄物などに有効です。 5.産業間連携(産業シンビオシス) 異なる産業間で廃棄物や副産物を有効活用する「産業シンビオシス」の考え方も効果的です。一つの産業から出た廃棄物や副産物を、別の産業の資源として利用することで、廃棄物を資源として循環させます。 副産物の再利用:例えば、製造業の副産物を他の産業の原料として利用することが可能です。鉄鋼スラグやバイオマスなどの利用が進んでいます。 6.法規制とガイドラインの強化 政府や地方自治体が適切な産廃削減のための法規制を整備し、企業がこれを遵守することも重要です。また、産廃を削減するためのガイドラインや基準の整備を行うことで、企業の対応が進みます。 エコデザイン指針:環境負荷の少ない製品設計を促す基準を導入することで、廃棄物の発生を製品レベルで抑制します。 7.意識向上と教育 廃棄物削減には、企業や社会全体の意識改革が必要です。社員教育や、廃棄物削減の重要性を認識させる取り組みが欠かせません。 企業内教育:廃棄物削減の重要性を従業員に啓発し、業務プロセスに反映させる。 消費者教育:消費者に対しても、廃棄物削減やリサイクルの重要性を啓発するキャンペーンや教育活動が重要です。 8.デジタル技術の活用 デジタル技術を活用した効率的な廃棄物管理も、産廃削減に寄与します。 IoTとデータ分析:廃棄物発生の実タイム監視やデータ分析を行い、発生源を特定し、無駄を削減する。 スマートリサイクルシステム:リサイクル資源を効率的に管理・回収できるシステムを構築することで、リサイクル率の向上が期待できます。 当社も上記のような取り組みを地域住民やお客さまと進めております。 よって、業種は異なりますが産業廃棄物最終処分場の建設を推進する御社の考え方とは相違し共存は不可能な為、受け入れることは到底できません。	A・N

No.			見解（該当区分）
1164 (2)	意見 理由	B**安定型産業廃棄物最終処分場運営事業について**に意見します。 1.不適正処分の軽視 不適正処分が一部の事業者の問題であるとし、その責任を限定的に捉えていますが、これらの事例が繰り返されていること自体が、業界全体のガバナンスの欠如や規制の不十分さを示しています。また、実際に司法で安全性が否定されている事例もあることから、こうした事例を軽視することは責任ある姿勢とは言えません。 2.法的規制の未整備を正当化 廃掃法で安定型産業廃棄物最終処分場が規制されていないことを根拠に、「問題がない」としていますが、これは逆に言えば、法的規制が不十分であり、改善が必要だということです。法規制の有無をもって安全性を語ることは論理的に問題があります。現行の法律が追いついていないだけであり、今後規制が強化される可能性を無視してはいけません。 3.住民への対応の遅れ 住民への説明や環境調査が十分でないことを認めています、これに対する具体的な改善策やスケジュールが示されていないのは重大な欠陥です。住民の健康や生活への不安を軽減するためには、速やかな対応と透明性の高い説明が不可欠ですが、この点が欠落しているため、企業の責任感に欠けた印象を与えます。 4.有害物質の排水に関する不確実性 有害物質を排水しないことを「保障できる」と述べる一方で、証明が困難であるとしていますが、これは極めて不十分な説明です。技術的に証明が難しいというならば、それに代わる厳格なモニタリング体制や第三者機関による評価を導入するなどの具体的なリスク管理策を示すべきです。「消極的事実の証明」が困難だからといって、住民の不安を無視するのは無責任です。 5.過去の実績データに依存 他の処分場のデータを用いて安全性を主張していますが、過去の成功例が未来の安全性を保証するわけではありません。異なる地理的条件や環境要因が存在する可能性があり、それらを無視したまま他の施設のデータを根拠とするのは誤りです。もっと具体的に現地に即したデータを提供すべきです。 6.不適正処分の事例を軽視 全国的に不適正処分が見られる中で、自社が適正に運営しているから問題ないとする主張は、業界全体の問題に目を向けていないと言えます。適正運営をしている事業者が多数派であるとしても、不適正事例が存在する限り、全体的な信頼性が損なわれます。より厳しい内部監査や業界全体での改善策を講じるべきです。 7.ネット上の情報への言及の不適切さ ネガティブな情報が目立つと指摘していますが、これは情報を軽視する姿勢の表れです。情報過多の時代とはいえ、住民の不安や疑問に対して正確かつ透明な情報を提供することこそが事業者としての責務です。ネットの情報を批判するのではなく、住民の疑念に対する具体的な対策を示すべきです。 総じて、この文章には住民の健康や環境に対する責任感が十分に感じられず、具体的なリスク管理策や説明が不足しています。より積極的に住民の不安に対応し、透明性のある運営を実現するための実効的な行動が求められます。	B・F N

No.			見解（該当区分）
1164 (3)	意見 理由	**C本件事業の規模・生活環境に影響が生じるおそれがある地域の範囲について**に意見します。 1.ゴルフ場跡地利用の妥当性への疑問 「平成初頭に計画されたゴルフ場跡地を利用した事業計画」としていますが、土地の過去利用が現在の事業に適合しているかどうかは別問題です。ゴルフ場跡地だからといって、そのまま産業廃棄物最終処分場として適しているとは限りません。過去の計画を利用するだけでなく、現在の環境や地域住民のニーズに即した適正な評価が必要です。 2.説明不足の反省の曖昧さ 住民に対する説明のタイミングが遅れたことに対して「反省すべき」としていますが、その反省の内容が具体的に何で、今後どのように改善するかが全く示されていません。単に反省するという言葉だけでは、住民の信頼を回復するには不十分です。もっと具体的な行動計画や改善策を提示すべきです。 3.「適法」という主張は責任回避に過ぎない 「関係法令及び環境基準に基づき、適法に立案している」と強調していますが、適法であることは最低限の条件に過ぎません。住民の不安や疑念は法律に準じているという説明だけでは解消されません。地域住民の生活環境に配慮し、適切な対応をとる姿勢を示すべきです。 4.「大規模でないから安全」という論理は誤り 事業規模が「環境影響評価法および三重県条例のアセスメント対象になるほど大規模でない」ことを主張し、「影響が少ない」としていますが、この論理は根拠が薄いです。規模が小さいからといって、周辺環境や住民の生活に与える影響が軽減されるわけではありません。規模にかかわらず、実際の環境への影響やリスクを十分に評価し、具体的な対策を講じる必要があります。 5.追加調査やモニタリングの実施が不明確 「不足している調査、追加調査、必要なモニタリング等を適切に判断し実施する」としていますが、具体的にどのような調査が不足しているのか、また今後どのようなモニタリングが行われるのかが明確にされていません。住民の不安を解消するためには、もっと詳細な調査計画やスケジュールを提示すべきです。 6.生活環境への影響範囲の判断基準が不明確 「三重県廃棄物処理条例に基づいて判断している」としており、周辺地域への影響範囲を適切に判断していると主張していますが、その基準や具体的な判断方法が全く示されていません。条例に基づいているという説明だけでなく、どのような科学的・技術的な根拠に基づいて判断が行われているのかを明確にする必要があります。 7.住民への配慮が不十分 周辺地域への配慮を強調していますが、実際のところは「規模を小さくしたから影響が少ない」という一方的な判断に基づいているだけです。住民の声をもっと積極的に取り入れ、彼らの懸念や意見を真摯に受け止め、実際にそれに応じた対策を講じる姿勢が求められます。 総じて、この文章は法令遵守や規模の小ささをもって安全性を強調していますが、具体的な調査結果や影響評価、住民への対応策が不十分です。住民に安心感を与えるには、形式的な説明ではなく、もっと具体的に透明性のある対応が必要です。また、地域住民との対話を通じて信頼関係を築く姿勢が欠如していることが最大の問題です。	C・N

No.			見解（該当区分）
1164 (4)	意見理由	**D安定型産業廃棄物のご説明と悪臭等、火災の発生がないことについて**に意見します。 1.住民の意見を軽視する姿勢 問題点:住民が「悪臭が発生する可能性がある」と懸念しているにもかかわらず、その意見を単なる「誤解」として片付けています。この姿勢は住民の不安を軽視していると言わざるを得ません。住民が不安に思うのには、それなりの理由や過去の事例があるはずで、それに対して一方的に「心配無用だ」と言い切るのは不適切です。むしろ、なぜそのような懸念があるのかを真剣に分析し、具体的な対応策を示すべきです。 単なる説明ではなく、住民の意見を取り入れた具体的な行動を見せるべきです。説明会や相談会を設け、住民の意見を聞き、それに基づいた柔軟な対応を行う姿勢が求められます。 2.専門的な用語ばかりで住民に理解しにくい 問題点:説明文全体に専門用語が多く、住民にとって分かりにくい内容になっています。「廃プラスチック類」「安定型産業廃棄物」などの用語を羅列しても一般の人にはその意味や影響が理解できません。また、説明が長く抽象的で、具体的に「何がどのように安全なのか」が見えづらいです。 もっとシンプルな言葉で、視覚的な資料や図解を交えながら説明するべきです。 例えば、「どのような廃棄物を扱うのか、その廃棄物がどうして安全なのか」を具体的に、かつ住民の日常に即した例を用いて説明することで、理解が深まるでしょう。 3.防災対策が抽象的で不十分 問題点:「消火器を設置する」としか述べられていない防災対策はあまりに簡素で具体性が欠けています。また、火災リスクがほとんどないと強調する一方で、他業者による火災発生の際を引き合いに出し、「不適正処理が原因」と責任転嫁しています。これでは万が一の対策についての信用が得られません。 消火器だけでなく、火災が起こった場合の具体的な避難経路、従業員や住民への防災訓練、早期警報システムの導入など、より詳細な防災計画を示すべきです。住民が直接参加できる防災訓練を定期的の実施するなど、具体的な行動を通じて信頼を得る必要があります。 4.説明が形式的で誠意に欠ける 問題点:記述全体が形式的な言い回しであり、住民の懸念に対して真摯に向き合っている姿勢が感じられません。「悪臭が発生しない」「火災は起こらない」と繰り返して強調していますが、その根拠となる科学的・技術的な説明が乏しく、具体的なデータや過去の事例を引用して安心感を与える工夫が欠けています。 説得力を高めるために、実際の過去の事例や第三者機関による検証データを提示し、科学的根拠を示す必要があります。また、「住民の懸念を真摯に受け止める」という姿勢を持ち、説明の際には専門家を招いた意見交換の場を設けることも重要です。住民の意見を尊重し、対話を重視する姿勢が求められます。 5.環境への影響を軽視している 問題点:環境への影響について「安定型産業廃棄物なので問題ない」という説明だけでは十分ではありません。特に、廃棄物の埋め立てが長期的にどのような影響を与えるかについて、深く触れていません。将来的に予測される環境負荷や、地下水汚染、土壌汚染のリスクについても言及がなく、この点で住民の信頼を得ることは難しいでしょう。地域の環境に与える影響については、継続的なモニタリングと公開報告を行うべきです。また、第三者機関による監査を定期的の実施し、その結果を透明性を持って公開することで、環境に配慮していることを証明する必要があります。 6.法的基準を満たしているだけでは不十分 問題点:説明では「法的基準に従っている」と繰り返して述べられていますが、それは最低限の条件でしかありません。住民が求めているのは法律を守るだけでなく、地域の安全と安心を確保するためのより高い基準での取り組みです。単に法的基準に従うだけでなく、住民の安心を得るために、独自の安全基準や環境保護のための取り組みを行うべきです。例えば、地域の自主的な監視システムの導入や、行政と連携した独自の規制強化など、住民のニーズに即した対応が求められます。	D・K N

No.			見解（該当区分）
1164 (5)	意見 理由	**E安定型産業廃棄物の埋立に関する確認方法(工程)について**について意見します。 1.信頼性の担保が不十分 問題点:この文章全体に共通するのは、「我々の手続きが完璧だから大丈夫」と言い切る姿勢ですが、具体的な第三者による監視や評価が欠けています。排出事業者と契約を結ぶ前に「確認する」と述べていますが、具体的にどのような基準や方法で確認を行い、その結果がどのように記録され、誰によって評価されるのかが不明です。単に「確認する」と言うだけでは、住民や関係者の信頼を得ることはできません。 第三者機関や独立した監査機関による定期的なチェックを導入し、その結果を透明性をもって公開する必要があります。これにより、客観的な視点からの評価が行われます。 2.経済的合理性に頼りすぎている 問題点:何度も「経済的にメリットがないため、許可品目以外の受け入れはあり得ない」と強調していますが、この主張は非常に脆弱です。過去には経済的メリットがあったにもかかわらず、規制を無視して環境を破壊した事例が数多くあります。さらに、経済的合理性だけに依存する説明は、倫理や社会的責任を軽視しているように映ります。 経済的メリットだけでなく、法令遵守や社会的責任に基づいた企業活動が重視されていることを明確に示すべきです。具体的な企業方針や社内のコンプライアンス体制についても詳述し、経済的理由だけに頼らない安全対策を強調することが必要です。 3.排出事業者の責任転嫁が目立つ 問題点:排出事業者に対して「分別作業がしっかり行われていることを確認する」と述べていますが、実際のところ、その責任がすべて排出事業者側に転嫁されている印象を受けます。万が一問題が発生した場合、排出事業者が適切に分別していなかったと主張し、自社の責任を回避しようとする姿勢が透けて見えます。自社内での監視体制や独自の検査体制をより詳細に記述し、万が一問題が発生した際に、どのように自社で責任を取るのかを明確にするべきです。排出事業者に依存するのではなく、内部での責任体制を強化し、自主的に問題を防ぐための措置が取られていることを示す必要があります。 4.曖昧な言葉遣いが多い 問題点:文章中に「しっかりできている」「十分な注意を払う」などの曖昧な表現が頻出しますが、具体的な基準や手法が示されていないため、読者には実際にどのようなプロセスが行われているのかが分かりにくいです。特に住民が気にする「臭気検査」や「展開検査」についても、その手順や基準が曖昧であり、信頼性に欠けます。 各プロセスについて、具体的な手順や基準、使用する検査機器の名称など、詳細な説明を加えるべきです。曖昧な表現ではなく、定量的なデータや実際の手法を示してください。 5.許可品目外の受け入れに関する対策が不十分 問題点:「許可品目以外の廃棄物は受け入れない」と断言していますが、そのための具体的なチェック体制やトレーサビリティの仕組みが不明です。例えば、誤って許可品目外の廃棄物が混入した場合、どのようにそれを発見し、どのように対応するのか具体的に示されていません。 許可品目外の廃棄物が混入した場合の緊急対応策や、その防止策についての詳細なプロセスを明示する必要があります。また、混入を未然に防ぐために、どのようなトレーサビリティシステムが導入されているのか、あるいは第三者機関による監視が行われているのかについても、具体的に説明してください。 6.住民への具体的な保証や対応が不足している 問題点:住民の不安に対する具体的な保証や対応策がほとんど見られません。「排水によって有害物質が流出しない」と述べているだけでは、実際にどのような措置が講じられているのかが分かりませんし、住民が抱える不安を解消するには不十分です。 住民に対する具体的な保証や補償措置について明確に述べるべきです。例えば、住民が懸念する環境への影響を定期的に監視し、その結果を公開する仕組みや、万が一問題が発生した際の補償制度を明確にしてください。	D・K N

No.			見解（該当区分）
1164 (6)	意見 理由	**F水質汚染防止対策等について**に意見します。 1.検査の透明性と独立性 第三者機関の利用については述べられていますが、具体的な検査機関の選定基準や、選ばれた理由が不明です。透明性を高めるためには、第三者機関の認証状況や実績を示し、住民に対して信頼性を保証する必要があります。 2.情報提供の不足 水質検査結果の提供について、「結果書を入手次第」とありますが、具体的な提供時期や手段が明記されていません。住民が容易に結果を確認できる体制を整え、リアルタイムでの情報更新を行うことが重要です。 3.住民の懸念への配慮不足 一部の住民が抱く懸念について、「不適正な処分をした業者によるもの」と言及していますが、住民の不安に対する理解と配慮が欠けています。具体的なコミュニケーションプランや、住民との対話を強化する施策が必要です。 4.水処理施設の性能 水処理施設の処理能力について詳細に説明されていますが、性能基準や過去の実績に基づく具体的なデータが不足しています。特に、異常時の対応プロセスや、どのような基準で正常性を確認するのかについても詳細を示すべきです。 5.有害物質の管理 PFASに関する対応について説明がありますが、今後の規制強化に伴い、さらなる措置が必要になる可能性があります。 輸入禁止になったから持ち込まれないのではなく、これらを使った商品が数多く作られ現在も使用されており、これらの商品が遠くない将来役目を終えます。その時もっと大きな社会問題になるでしょう。定期的な見直しや更新が計画に含まれているのか、具体的に示す必要があります。 6.地下水の影響に関する過信 地下水が「ほとんど見受けられない」との記述は、調査結果に基づくものですが、地盤の変化や気候変動による影響を過小評価している可能性があります。予測可能性を高めるためには、継続的なモニタリングとリスクアセスメントが必要です。 7.洪水調整池の設計 洪水調整池の設計が「十分に対応できる容量」と述べられていますが、具体的な設計基準や過去の降雨データに基づいた分析が不足しています。透明性を持たせるために、設計の根拠を示すことが求められます。 8.覆土の使用基準 事業用地外からの土の使用に際し、「あらゆる環境保全の観点から問題ないことを確認」との記載がありますが、具体的な分析基準や手法が不明です。明確な基準を設け、それに基づいた適正管理が必要です。	F・N

No.			見解（該当区分）
1164 (7)	意見 理由	**G本件事業の施設の構造等について**に意見します。 1.準好気性埋立構造の不明確さ 「準好気性埋立構造」という設計は空気を循環させるとしていますが、具体的な空気の流入経路や管理方法が明示されていません。水の滞留を防ぐ構造とされていますが、長期的なメンテナンスや劣化に關しての説明が不足しています。特に、経年劣化による排水や換気システムの維持管理がきちんとされない場合、環境への影響が懸念されます。 2.洪水調整池の容量計算の妥当性 洪水調整池の設計は「安全を考慮して」7.7倍の容量を持たせるとありますが、具体的なリスクシナリオや根拠が曖昧です。過去の降水パターンだけでなく、気候変動による極端な降雨の増加が予測されている現在、100年確率の基準が十分かどうか疑問です。また、調整池の設計における「10分で到達」という想定が実際に成立するかどうかについても、地域の地形や排水能力を考慮した詳細な検証が必要です。 3.地盤の安定性に関する根拠不足 「過去からの積み上げた土木工学」や「現場力学試験」に基づいているとされますが、具体的な試験データや結果の公表がありません。さらに、内部摩擦角を「安全率考慮して38°」とする根拠も具体性に欠けています。特に地震時の安全率を1.677としていますが、この基準が実際のリスクを十分に反映しているか疑問が残ります。現地の地盤特性に合った設計が十分であるか、再検討が必要です。 4.環境影響に関する配慮の不足 「安定型産業廃棄物最終処分場」として廃棄物搬入トラックのタイヤ洗浄や周辺道路の汚染防止策が述べられていますが、汚染防止措置が一時的なもので終わらず、定期的かつ徹底的に実施される保証が不明確です。また、最終処分場としての排出ガスや水質汚染に対する対策も説明されていないため、地域環境への負荷が懸念されます。 5.住民への説明不足と対話の欠如 地域住民の意見を「反映しつつ」とあるものの、実際に住民がどのように関与し、どのような意見が反映されたのかについては具体性がありません。インフラの設置や立入禁止措置についても、住民が納得できる形での説明が行われているか疑問です。計画を進める前に、地域住民へのさらなる説明と協議が必要です。 6.事業全体の透明性の欠如 全体的に、設計や計算に関する詳細な根拠やリスク管理の説明が不足しており、透明性に欠けています。事業の説明は抽象的で、具体的なデータや詳細な計画が不足しているため、第三者による独立した評価を受けるべきです。このように、事業計画には多くの不確定要素が含まれており、住民の安全と環境への影響を十分に考慮した再評価が必要です。	G・N

No.			見解（該当区分）
1164 (8)	意見 理由	**H本件事業の実施における交通量の増加及び安全対策について**に意見します。 1.交通量増加の影響を過小評価している 事業による交通量の増加は、「昼間の交通量の0.8%」と軽視されていますが、周辺地域住民にとってはそのわずかな増加でも、日常生活への影響は大きくなります。特に、国道163号線は既に約4,700台もの交通量があり、さらに30台のトラックが追加されることで、渋滞や交通事故のリスクが増大する可能性が無視されています。この増加が本当に「大きく変化するものではない」と断言できる根拠が不十分です。 2.既存の交通問題を放置している 「交通事故の発生は既に顕在化している」と指摘していますが、それを理由に、事業による追加のリスクを軽視している点が問題です。事故がすでに発生しているという事実は、さらなる交通量の増加が状況を悪化させる危険を示しており、その対策を強化する必要があります。本件事業による交通リスクを軽減するための具体的な安全対策が不足していると感じられます。 3.他事業者への責任転嫁 「他者による事業で交通量が増加することも否定できない」と述べていますが、この論点は自社の責任を回避するための論理であり、適切な説明ではありません。たとえ他の事業による交通量増加の可能性があるととしても、自己の事業がその問題を加速させる可能性がある以上、その影響に対して責任を負うべきです。事業によって増加する交通量を真摯に考慮した上で、追加の安全対策を講じるべきです。 4、搬入台数抑制と指導の具体性が欠如 「搬入台数の抑制を念頭に置く」としていますが、具体的な目標数値や方法が示されておらず、どのように効果的に抑制するのかが不明です。また、排出事業者との契約解除についても、「通行指導を徹底」すると述べられているものの、違反事例の具体的な定義や実効性のある監視・指導体制が説明されていないため、実際に効果を発揮するかどうかは不透明です。事業者側の対策が形だけでなく、実効性のあるものであることを求めます。 5.交通安全対策が不十分 「警察や行政庁との協議に基づいて対策を講じる」としていますが、現時点で具体的な安全対策や、警備員の設置などの計画は示されていません。特に、道路の安全管理や警備員の配置が事業開始前に確定していないことは、事業実施による交通安全上のリスクを十分に考慮していない証拠です。計画段階で明確な対策がなされていない点が問題視されます。 6.地域住民の不安に対する配慮不足 「周辺地域の皆様が交通事故への不安を感じている」と認識しているにもかかわらず、具体的な改善策や住民への説明責任が不十分です。地域住民が納得できる形での説明や協議が欠けており、住民の不安を軽視している印象を受けます。交通量増加による不安を真剣に受け止め、具体的かつ透明性のある対策を示すべきです。 7.事業者の責任を限定しすぎている 「道路法等の適用は警察や行政庁の管轄」としていますが、事業者としての責任を限定しすぎています。事業実施に伴う交通リスクや安全対策については、事業者が主体的に取り組むべきであり、行政に依存せずに、自社の責任として包括的な対策を講じるべきです。事業の影響を地域社会全体で考慮する姿勢が必要です。 以上の点から、この事業計画は交通量増加による影響を過小評価しており、住民の安全や安心に対する配慮が不十分です。地域社会との連携を強化し、より具体的かつ実効性のある対策を講じることを求めます。	H・N

No.			見解（該当区分）
1164 (9)	意見 理由	**I埋立終了後の維持管理及び本件事業を遂行するための経理的基礎要件の審査について**に意見します。 1.基準のクリアが即安全を保証するわけではない 法律や規制に基づく基準の遵守は最低限の要件に過ぎず、現実の環境保全や住民の安全に十分であるとは限りません。事業者が「基準をクリアすることで生活環境に支障が生じない」と主張しているが、基準の適用が完全な安全性を保証するものではない点を無視しています。実際の事業運営やメンテナンスにおいて、基準を超える努力や追加対策を求めます。 2.長期的リスクを過小評価している 「50年から100年以上先に問題が発生することは想定し得ない」と述べていますが、これには非常に強い懸念があります。産業廃棄物の最終処分場では、長期間にわたってリスクが潜在的に存在し続けることが過去の事例からも明らかです。 将来にわたり問題が発生しないという前提に立つことは、あまりにも楽観的です。技術や知見が進展する中で、現在の基準では想定できない問題が将来的に発生する可能性を慎重に考慮すべきです。 3.倒産時の対応が不十分 「倒産しても行政代執行法に基づき維持管理が行われる」との説明がありますが、倒産が発生した場合のリスクを十分に認識していないように感じられます。 行政が代わって管理を行うとしても、行政の対応能力や資金的余裕が限られている場合、住民への影響は避けられません。また、実際に行政が管理する際の手続きや遅延によって問題が拡大する可能性があり、事業者が倒産後も影響を及ぼす可能性が軽視されています。 4.維持管理費用の積立が不十分な可能性 「維持管理のための積立金を法律に従い積み立てる」とされていますが、その積立金の額が本当に十分であるかは不透明です。積立金が現実の維持管理にどの程度十分であるかについて、過去の事例や実際の運営コストの変動を考慮しなければ、万が一の時に対応しきれないリスクがあります。積立金額の設定が適切であるか、積立金の管理体制が透明で信頼できるものであるかを厳格に監視する必要があります。 5.事業の透明性や説明責任が不十分 「買主に対する告知義務がある」としていますが、それが将来的な問題の全てを回避できるとは限りません。土地を売却した後に問題が発生した場合、新たな所有者が適切な対策を講じるかどうかは不確実です。事業終了後においても、地域住民や関係者に対して事業の状況やリスクについて定期的に説明し、透明性を持った対応を求めます。 6.環境影響の過小評価 「環境保全上の影響がない」とする根拠が明確に示されていません。埋立処分場における環境影響は、短期的なものだけでなく、長期的にも広範囲にわたる可能性があります。処分場が地域社会や自然環境に与える影響について、事前の評価やモニタリングを強化し、住民の不安に対する誠実な対応を求めます。 7.経済的基盤に関する不透明な部分 「三重県による審査をクリアしている」と主張していますが、具体的にどのような基準で審査が行われたのか、またその結果が本当に十分なものは不明です。経理的基盤が堅固であるかどうかは、第三者による客観的かつ詳細な審査が必要であり、その結果を地域住民にも共有し、透明性を持って説明すべきです。 以上のように、事業終了後の維持管理及び経理的基礎要件については、事業者の主張する安全性や持続性に対する懸念が多く残されており、さらに詳細かつ具体的な対策が求められます。地域住民の不安を軽視せず、透明性のある説明と、より厳格な管理計画の提示を求めます。	I・N

No.			見解（該当区分）
1164 (10)	意見 理由	**J風評被害への対応策について**に意見します。 1.風評被害の定義とリスクの軽視 風評被害を「根拠のない噂やデマ」と一括りにしていますが、実際には科学的根拠があっても、住民や消費者が抱く不安や懸念が発端となることが多いです。特に環境問題に関する懸念は、「科学的根拠がない」という言葉では済まされません。事業者としての説明が十分でない場合、住民にとっては科学的な説明も信頼に欠けると感じられる可能性があり、その点を軽視していると考えられます。 2.情報発信の透明性と信頼性に欠ける 「正確、かつ適時適切な情報発信を行う」と述べていますが、情報発信の手段や頻度については曖昧です。透明性の確保が重要であり、第三者機関の監督や住民との対話の機会を積極的に設け、公開のデータや現場の視察を通じて信頼を得る努力が不可欠です。単に「正確な情報を発信する」という表現だけでは住民の不安を取り除くには不十分です。 3.水処理施設の計画が具体性に欠ける 「十分な規模の水処理施設を設置する計画にする」としていますが、その「十分な規模」とは何を指すのか、どのような技術を採用するのかといった具体的な内容が示されていません。また、「行政庁と相談」と述べているが、事業者自身が独自に技術的な裏付けを示すべきであり、単に行政任せにする姿勢は責任逃れとも受け取られかねません。 4.風評被害が発生した場合の対応策が曖昧 「風評被害が発生した場合は因果関係を精査・検証する」と述べていますが、その際の具体的な対応策が曖昧です。実際にどのように因果関係を証明するのか、どの期間にわたって調査を行うのか、そして住民や農業従事者への補償方法は何か、具体的なプロセスが示されていません。実効性のある補償を行うためには、明確な基準と迅速な対応策が求められます。 5.住民の理解に依存しすぎている 「住民が有害物質を含んだ水が放流されることはない」と理解していただかなければならない」としていますが、これは事業者の責任を住民に転嫁するような姿勢です。住民の理解が不足していると風評被害の原因になると主張していますが、そもそも住民の理解を得るための説明責任や対話の不足が原因である可能性が高いです。住民に理解を押し付けるのではなく、積極的に信頼を築く努力が必要です。 6.リスクの認識が甘い 「風評被害が発生しなければ問題ない」と述べていますが、リスク管理に対する認識が甘いです。リスクは事前に軽減策を講じるべきであり、単に発生しなければ良いという姿勢は不十分です。風評被害を防ぐためには、事業開始前から継続的に透明な情報提供を行い、住民やメディアとの信頼関係を築く必要があります。 7.具体的な対策の不足 風評被害が発生した際の具体的な対策や手順が不明確です。例えば、住民説明会の開催頻度や情報公開の詳細、定期的なモニタリングの実施など、具体的な対策が明示されていません。単に「努力する」という抽象的な表現ではなく、実際にどのような手段を講じるのかを明確に示す必要があります。 以上のように、風評被害への対応策に関する説明は、住民の不安や懸念を軽視し、具体的な対策が不足していると言わざるを得ません。適切な説明責任を果たし、透明性を確保するための取り組みが強化されるべきです。	J・N

No.			見解（該当区分）
1164 (11)	意見 理由	**K本件事業にかかる防災対策及び不測の事態が生じた場合の保全について**に意見します。 1.緊急時連絡体制の不十分さ 緊急時連絡体制の構築について、「関係各所と連絡体制を確立する」とありますが、具体的な運用方法が不明確です。どのような状況で誰に連絡が行くのか、緊急時の指揮権限や責任者は誰なのかなどの詳細が示されていないため、実際の緊急時に機能しない可能性があります。単に「関係先に連絡を取る」という表現では、危機管理体制としての信頼性に欠けます。 2.水質検査の頻度に対する甘さ水質検査については「毎月1回」とされていますが、これは頻度が低すぎます。 特に排水が周辺環境に与える影響を懸念する住民の信頼を得るためには、より頻繁な検査が必要です。また、「住民の意見や専門家の意見を聞いて計画に反映する」と述べていますが、具体的なフィードバックのプロセスが示されていません。住民や第三者機関との連携をどのように実現するのか、明確な計画を求めます。 3.基準値超過時の対応が抽象的 「基準値を超えた場合、事業を停止し、関係先に連絡する」とされていますが、これも具体的な対応策が不明瞭です。例えば、基準値を超えた際にどの程度の汚染が許容されるのか、その後の調査期間や住民への情報公開のタイミングが曖昧です。加えて、事業を再開する基準や手続きも明確にするべきです。緊急事態時の対応策が漠然としており、住民や関係者の信頼を損なう可能性があります。 4.ガス発生に対する監視の不足 「毎営業日に縦管で臭気を確認する」とありますが、これはガス発生時の監視体制として不十分です。ガス漏れや異常な臭気は常時監視すべきであり、リアルタイムでデータを記録・分析できるシステムの導入が必要です。手動で確認するだけでは、異常が検知されるまでに時間がかかり、重大な環境リスクが放置される可能性があります。継続的な自動モニタリングと早期警戒システムの導入を検討すべきです。 5.火災防止対策の不備 「火災が発生する恐れはないが消火器を設置する」としていますが、火災のリスクを軽視しすぎです。火災は、安定型産業廃棄物最終処分場であっても、予想外の原因で発生する可能性があります。さらに、防火対策として消火器の設置だけでなく、火災報知器や自動消火設備の導入を検討するべきです。また、火災発生時の避難計画や周辺住民への対応策についても明確な説明が必要です。 6.災害時の対応計画が不足している 台風や地震といった自然災害時の対応について、「設備の確認」とされていますが、これも非常に抽象的です。どの程度の規模の地震や台風に対して何が「異常」とされるのか、その判断基準が明確にされていません。また、自然災害時には通常以上に緊急対応が求められるため、事前に具体的な対応シナリオを策定し、シミュレーション訓練を実施する必要があります。 7.住民への情報公開が不足している 全体として、住民への情報公開や透明性に関する記述が不十分です。緊急時や異常発生時の対応だけでなく、日常的な運用や検査結果についても、住民がアクセスできる形で公表する体制を整えるべきです。また、定期的な住民説明会や、住民からのフィードバックを反映するメカニズムを明確に示してください。 総じて、本件事業の防災対策および不測の事態に対する保全計画は、曖昧で具体性を欠いており、住民や関係者の信頼を確保するためには大幅な改善が必要です。より具体的な行動計画、迅速な対応策、透明な情報公開の強化を図るべきです。	K・N

No.			見解（該当区分）
1164 (12)	意見 理由	**L社内体制及び各種制度・規定について**に意見します。 1.コンプライアンス行動指針の具体性不足 「高い企業倫理と遵法精神」や「社会的良識に従って行動」といった抽象的な表現が多く、具体的にどのような行動が期待され、どのような評価基準が設けられているのか不明瞭です。特に「風通しの良い会社経営」といった表現は、実際の運用や従業員の行動に結びついていない可能性があります。行動指針が空文化しないために、より具体的な行動規範や評価基準を設けてください。 2.「地域に愛される企業」との理念が不十分 「地域の文化や習慣を尊重し、行事等への参加によりコミュニケーションを図る」という表現は地域貢献の重要性を示していますが、具体的な取り組み内容やコミュニケーション方法について明確に記されていません。 3.社内体制の透明性に対する取り組みが弱い 「情報資産を厳格に管理・保護し、情報セキュリティにおける管理体制の充実に努める」とされていますが、情報公開の方針や、従業員や地域住民に対する透明性の確保に関する具体的な取り組みが不足しています。特に地域住民や関係者に対する定期的な報告や、意見交換の場が設けられていない点は、社会的信頼がありません。 4.「廃棄物受入マニュアル」などの作成タイミングが遅い 「事業計画が確定した時点で作成する」と記されていますが、事業計画の確定後にマニュアルを作成するのでは遅く、事業計画の段階から具体的なマニュアル作成に取り組むべきです。また、「大津市の最終処分場で運用しているマニュアルをベースとする」とありますが、本件事業の特性に適應させるための検討が十分になされているか疑問が残ります。プロジェクトごとのリスクや地域特有の問題を反映したオリジナルのマニュアルを作成してください。 5.従業員教育の不足 従業員への教育や研修について、「毎週社内ミーティングで再確認する」とされていますが、実施の頻度や内容が実際に有効かどうかについての検証が不十分です。また、新規従業員や既存従業員への教育内容についても具体性に欠けており、単に「マニュアルを研修させる」といった形式的な対応では、実効性が乏しいです。継続的かつ効果的な教育プログラムの策定と、教育成果の評価体制を整えてください。 6.「ISO14001」取得への姿勢が消極的 一部で「ISO14001」取得が要望されているにもかかわらず、「現時点で取得していない」と述べるのみで、今後の計画が不明です。地域住民や取引先からの信頼を得るためには、ISO14001の取得を検討すべきです。また、「ISO14001を取得せずとも透明性は確保できる」との主張は、規格取得の重要性を軽視しており、地域住民からの信頼を確保する上では説得力に欠けます。 7.「エコアクション21」取得への取り組みが不透明 「エコアクション21を取得するための準備を開始する」としていますが、その具体的なスケジュールや達成目標が明記されていません。これでは単なる表明に過ぎず、実際に地域住民や取引先に対して信頼を向上させる効果が薄いです。具体的な取得時期や手順を明確にし、地域社会に対して説明責任を果たす必要があります。 総じて、本件事業における社内体制および各種制度規定は、地域社会との信頼構築や透明性の確保に対して不十分です。特に、従業員教育の強化、マニュアル作成の前倒し、外部認証取得への積極的な取り組みをお願いします。	L・M

No.			見解（該当区分）
1164 (13)	意見 理由	**M「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」以外のその他の法令手続きについて**に意見します。 1.森林法に基づく林地開発許可手続きについて 災害防止対策の具体性不足 同法の規定に基づく災害防止、水害防止、環境保全に対して「問題は想定できない」としている点は楽観的に過ぎます。特に、「事業地の崩壊や貯水機能の低下、河川の氾濫が起こる可能性は想定できない」と明言していますが、これに対する具体的な防止策や監視体制が詳細に示されていないのは重大な問題です。想定外の事態を避けるためにも、リスクに対する備えと対策を具体的に記述し、信頼性を高めるべきです。 2.文化財保護法及び三重県自然環境保全条例の手続きについて オオサンショウウオ保護に対する不十分な対策 「オオサンショウウオの生息に影響を及ぼすものではない」としているが、具体的な根拠や調査結果が示されていません。「大量の土砂や有害物質が含まれた排水の流出がある場合の影響も考えられる」と認識しているにもかかわらず、具体的な対応策が不足しています。万が一に備えた具体的な対策と、その実施の方法を明確にする必要があります。 3.タベラコに関する認識の欠如 「タベラコ」という固有種について、貴社が不明であったことは、地域環境に対する理解が不足していることを示しています。事業の実施に際しては、事前に地域環境に関する十分な調査を行い、各種固有種の保護に取り組むべきです。住民からの指摘を軽視せず、適切な対応を行うことが信頼性の確保につながります。 理由(必須) 今回の見解書は形式的かつ表面的なものであり、住民の心配や不安を解消するための具体的な対応策や誠実な姿勢が欠けています。 法律やルールは、社会の発展や技術の進歩に伴って常に変化していきます。 社会が直面する新たな課題や技術の進化により、従来の規範や制度では適切に対応できなくなる場合があるため、法律やルールは時代に合わせて改正されます。 例えば、インターネットや人工知能(AI)の登場は、個人情報保護や著作権、さらには労働環境など、多岐にわたる分野で新たな問題を生み出しました。これに対応するため、デジタル社会に適した新しい法律が制定されたり、既存の法規制が改正されたりしています。同時に、社会の価値観や倫理観の変化に伴い、ジェンダーや人権に関する法律も見直されることがあります。 このように、法律やルールは時代の要請に応じて進化し続けることで、社会の秩序を維持しつつ、公平で持続可能な環境を提供する役割を果たしています。 廃掃法も同じです。 単に「問題ない」と言い切るのではなく、先を見据え常に最悪を想定し住民と真摯に向き合い、具体的な行動と透明性のある取り組み求めます。	C・M N

No.			見解（該当区分）
1165	意見	<EFについて> ①安定型廃棄物について社員の目視のみにより不純物の有無を確認することは不可能と考えられる。ヒューマンエラーは必ず発生する。やはり機械等による二重、三重の確認が必要ではないか。 ②廃棄物の搬入にあたり、10t車での搬入は近くの関連企業(ニチニチ製薬)を仮置きして2t車に積み替えて処分場へ搬入すると聞かされたが、仮置き場となる場所は風雨により周辺に流出、飛散し環境汚染の危険性が考えられる。 ③処分場からの排水について、BOD、COD,SSの3項目の水質検査では下流域において水道水源として利用している住民の健康面への影響が心配される。また、計画されている浄化施設で安全・安心できるとは考えられない。	E・F
	理由	処分場からの土壌、排水により周辺、下流域の住民に対する健康被害が懸念される。	
1166	意見	見解書B-11に対して、100%有害物質が排出されないと言う保障が無ければ、反対するに決まっている事がわかっていない。	F・N
	理由	見解書のどの文にも、不安をもたらすものばかりで、安心できない。	
1167	意見	(E)搬入時の展開検査目視検査をしても有害物質の混入の恐れがある マイクロプラスチックは水環境中に存在する残留性有機がら汚染物質(POP s)を吸着する性質があると云われている目視で分類する事はほぼ不可能 (L)ISO14001取得すべき	E・L
	理由	汚染水として処分場外に拡散される恐れがある(人格権の侵害)	
1168	意見	(D)見解書では、安定型産廃なので悪臭の発生は無い、悪臭源となる物質の埋立てはしない持ち込まないなどの見解であるがそれは順法上当たり前の事であり、特別視するものではない。問題は全て性善説での見解である。重要なことは、生活環境へのリスクアセスメントを性悪説でどこまで考えているかの問題であり、あらゆるリスクを想定した最悪の場面でも生活環境リスクの影響が無いことがどうやって保障されるのか?全く分からない。 一定のリスクを想定するのは当然であるが、有事の際、「想定を超えた.....。そこまで想定出来なかった...。」という事例を耳にするが、それはあくまで言い訳であり、想定を超える事が発生した場合、その住民が影響を受ける事に何ら変わりがない。問題が発生した場合の生活環境の完全復元、その保障が出来ない(約束されない)以上、本事案の賛成は無い。	E・K
	理由	記載なし	
1169	意見	事業に反対です。計画の撤回を求めます。(Bについて)前回の意見書でお伝えしたとおり、伊賀は米や野菜、果物、酒など、風土を活かした特産品の生産が盛んで、それらを使用した加工品もたくさん作られています。特にお米は伊賀米としてのブランドも確立し、全国にも流通しており、その影響は多岐にわたります。 水道水や農業用水などが汚染される恐れがある安定型産業廃物処分場との共存は出来ないと考えます。	F・J K
	理由	有害物質を含む廃棄物が埋立処分された場合、施設の外へ汚染水の流出の恐れがあり、米などの農作物が汚染される恐れ、水道水が汚染される恐れ、生態系や人体健康被害発生への恐れ、このような多大に影響を及ぼす恐れのある安定型産業廃棄物処分場自体、信用することができません。取り返しのつかないことにならないよう、計画の即時撤回を求めます。	
1170	意見	見解書K全体に対して、不測の事態が生じた場合、本件事業を停止し必要な措置を講じますとありますが、その時点で住民の人格権や水利権の侵害となり、更に伊賀市水道水源保護条例に反する結果になると考えます。 不測の事態により処理水が処分場外に流出し、河川に流入する可能性は否定できず、その結果、河川から取水して利用している水道水及び農業用水が汚染される可能性もゼロではありません。また、危険が顕在化したときの結果の重大性及び回復の困難性に照らすと、住民生活、環境保全及び生活環境の保全を願う住民の不安は、守られるべき人格権や水利権の侵害となり、更に伊賀市水道水源保護条例に反する結果を招くと考えます。	F・K N
	理由	意見で記載済み。	

No.			見解（該当区分）
1171	意見	都合が悪くなれば会社が無くなる。あるいは、対処しますなどと言うが不都合な事にはしないのではないか。	I
	理由	長期に渡る保証がしっかり契約されているわけではない	
1172	意見	見解書9ページについて(Dについて) 「雨水などにさらされても変化を起こさない産廃」と書いていますが、廃プラ、ゴムくずは過年劣化によりマイクロプラスチック化が進み、大雨、地震により流出が予想される。	D
	理由	人体に悪影響が考えられる。	
1173	意見	E,Fについて反対意見。	F・I
	理由	有害物質の混入がある恐れがありそれが汚染水として処分場外に拡散される恐れがある10年~20年後が心配です	
1174	意見	大山田の農業に対する影響に懸念があります。 風評被害への対応策についての回答(I) J-3因果関係を精査検証するのは、どの機関なのか？ J-4.有害物資とは?物質のことでしょうか？ 今回の回答では、まったく納得できません。	F・J
	理由	土壌や水質の悪化への回答がありませんでした。	
1175	意見	Bの7事業を実施するにあたり有害物質を排水しないことは保証できますが「証明せよ」というのは困難である...	B・F N
	理由	証明出来ない事は、そこで生活する人の生活権の侵害に当たるのではないかと。	
1176	意見	見解書F全般について 安定型最終処分場については、全国で危険性が指摘されている中で、これを阿波地区に持ってくるというのは腹立たしい。建設されてしまったら服部川清流に何十年後に汚染された有害物質が流れてくるはず。絶対に、孫やひ孫の時代に汚染することがあってはならない。	B・F N
	理由	記載なし	
1177	意見	M-1について 本事業が「規制対象事業場」に認定された場合はどうするのか。あきらめるのか。	M・N
	理由	記載なし	

No.			見解（該当区分）
1178	意見	J-4及び5について どの項目も「本事業について、有害物質が含まれた水が放流されることはない」と断言しているが、差し止め判決では、「有害物質が含まれた水が放流される」可能性があるとしていることについてどう考えているのか。他の安定型最終処分場はしらんけど、自分のところは大丈夫、と言っても説得力はない。	B・F N
	理由	記載なし	
1179	意見	A-5について 「適正な処理ができる本件安定型産業廃棄物最終処分場は必要不可欠であると考えます・・・」とあるが、数々の安定型産業廃棄物最終処分場建設差し止めの理由に「有害物質の混入の恐れがある」こと、そして「汚染水が処分場外に拡散していく恐れがある」となっている。このことを、貴社はどう考えるのか、の記述がない。	A・B F
	理由	記載なし	
1180	意見	B-7について 「しかしながら、弊社は、本件事業を実施するにあたり有害物質を排出しないことは保障できます・・・」とあるが、その理由が記述されていない。しかも「証明せよ。というのは著しく困難である・・・」とあるが、これでは証明は出来ないが信じなさい、と言っているのと同じで、挙句の果ては「...消極的事実の証明・・・」などを持ち出してくる始末である。それがまかり通るなら、これまでの裁判で建設許可が100%近くおいているはずだが、実際は違う。そのところをもっと真摯にとらえる必要があると考える。	B・F N
	理由	記載なし	
1181	意見	D-1-イ産業廃棄物 本件事業によって埋め立てられる廃棄物は「廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず(ガラス、コンクリートくず及陶磁器くず)がれき類(非飛散性石綿含有産業廃棄物を含む)とあります、インターネット情報で廃棄ソーラパネル2040年問題があります。太陽光パネルの原材料ガラス、アルミニウム、プラスチック、金属含有成分として(鉛、銅、すず、銀、アンチモンド)、微量に含まれる(セレン、カドミウム、ヒ素)下阿波安定型廃棄物最終処分場事業計画書イー①の廃棄物と同様の物であります太陽光パネルのほとんどは中国製でありパネル性状の特定必要な情報開示がなされているか甚だ疑問であり土壌や地下水汚染が起きる可能性が大きく中国製パネルにおいては信頼がおけず産廃処理の点からも問題が多発する可能性があるといタネット情報でも伝えています。(www.geph.org)	D
	理由	この様な現状の中将来的な不安はどの様な見解をされても払拭できるものではありません。 よってここに強く反対するものであります。	
1182	意見	B.Eについて 健康被害(生活作物等)において、説明、理解だけでは納得できないし、将来が不安である 自然を守りつづけてきたこの大山田村を破壊する要因となる。 こわさないでほしい。	B
	理由	平穩的人格権の侵害にあたる	
1183	意見	○水処理施設で使用された活性炭及び汚泥の処分方法が明確でないため反対します。	F
	理由	○適切に管理し、定期的に他の業者に依頼し処理とあるが、 他の業者「等」となっているのは処分地、処分方法がまだ計画されていないということでは?処分業者、処分方法、計画されている搬出量等なぜ明確に出来ないのか。	

No.			見解（該当区分）
1184	意見	覆土についての管理方法が明確でないため 反対します。	K・N
	理由	○事業用地外からの土を使用する場合は問題の無い土である事を 確認し、管理、記録するとなっているが、具体的に回答されていない。検査項目、土の搬出地、運搬経路、使用する記録様式等、土が足りるか足りなくなりそうか、計画の段階で土量の概算が出来てい るはずだか。	
1185	意見	展開検査は省令で規定、義務と言うが信用出来ない	E
	理由	排出業者もしくは中間処理業者がしっかりした分別を行わない為 に許可品目以外の搬入が多く問題がありすぎる為、苦肉の策が、省令に依る展開検査ではないのか、何れにせよ分別がしっかり出来ていないと云うぎ間があり信用出来ない	
1186	意見	水処理施設に活性炭処理ができる設備を設置しこれを経由したものの放流とあるが定期的入れ替え必要、経費もかかる長年出来るか 絶対反対です	F・I
	理由	記載なし	
1187	意見	安定型産業廃棄物 廃棄物は車上にて目視確認とあるが1台1台確認できるか、 絶対反対です。	E
	理由	いくら規制をきびしくしても完全に安定5品目とそれ以外とを 分別することはきわめて困難だと思う 全国の問題事例はなくなる。	
1188	意見	水源をまもり住民の生命及び健康を守る事が一番!!いくら口ではいい事を言い、許可申請が出て処理場が出来れば、絶対に水はにごり、下流に流れ命の水が人体や米、作物に多大な影響を及ぼすのは必 状、口では大丈夫といっているでも絶対に危険だと思う。	F・N
	理由	記載なし	
1189	意見	国道から処理場までの道路状態は絶対10t車で処理場まで行かせてはならない。 道路の拡幅は路片がくずれ住民の生命をおびやかす拡幅をしてはならない	H・K
	理由	記載なし	
1190	意見	事業に反対です。計画の撤回を求めます。 ・大型トラックが、頻繁に通行する事で道路の痛みも激しくなり、横断、通行に支障が出るのは必須と思われます。 ・環境に影響のない産業廃棄物のみ短期間に、との事ですが土中に埋められて処分場閉鎖後に何らかの汚染が発生した場合にどのように対応して頂けるのかもわからず、計画に納得いたしかねます。	H・I K
	理由	自然が豊かな大山田地区に不必要な施設だと考えるからです。	

No.			見解（該当区分）
1191	意見	現場においては住宅地より 近くに有り安全状毎日が不安に思い毎日がたいへんで有ります。	K・N
	理由	上記の通りです	
1192	意見	今回の計画は家、田んぼが近く 悪臭、景観、大気が特に生活環境悪くする	N
	理由	上記の通りです	
1193	意見	意見の区分すべての項目に対し 伊賀市及び地元においては、全員反対です	N
	理由	上記の件通りです。	
1194	意見	B-2経営者の個別的事情とはどういったものでしょうか？ B-8.大津ゆめの処分場のデータを参考とありますが10年位のデータでしょうか？ 参考までに、大津のホームページに記載している。許可年月日平成24年7月12日とありますが、この日付と取得許可一覧にある。 令和5年2月13日の許可年はどの様な違いがあるのですか？また令和6年3月7日に埋立面積及び容量の変更とありますがどの様に変更したのですか？ また変更する際に自治区への通達や相談する法的義務は発生するのでしょうか？	B・N
	理由	記載なし	
1195	意見	D-2のこれらの安定型産業廃棄物その物に悪臭が発生しないと、明記、断定していますが、廃プラには、大きく2種類分類されています。「一般廃プラ」と「産業廃プ」とあります。 両方とも埋めるとの解釈で間違いないのでしょうか？そもそも「一般廃プラ」と「産業廃プラ」は、分別する事ができるのでしょうか？	D
	理由	記載なし	
1196	意見	(E-6)マニフェスト伝票とあるが(1)~(11)全ての 開示請求は出来ますか？出来ないのであれば何故か理由をお願いします。 (E-7)展開検査についてトラック1台分の廃棄物を降ろして目視検査とありますが1台全ての工程所用時間はどの位ですか。（門から入って出るまでの時間）	E・K
	理由	記載なし	
1197	意見	(E-1)別の排出事業者等とありますが自社処分はしない(許可は取らない)との理解で間違いないか？ (E-5)車上で検査とありますが1台のトラックにどのような状態で運ばれて来るのでしょうか？ また1台あたりの車上で検査の人数、かかる時間はどの位になりますか	E
	理由	記載なし	
1198	意見	B-1で言わてている様に、日本全国で事案が発生している中で目視での分別は不可能という判例があり、本件事業で、有害物質を排水しないという保障はできるはずかない！ もし、建設後水質検査で有害物質を認めた場合どう責任を取るのか!？ 処分場の老朽化や、天災など予測不能なことが起こりうる可能性はある。	B・F K
	理由	水源保護地域に当たる阿波に建設することは多くの人の生活を脅かすことになることは想定できるはず!!信用できない事業の建設を認められるはずかない!伊賀米ブランドの名も汚される!	

No.			見解（該当区分）
1199	意見	安定型処分場における汚染物質の処分場外の流出拡散の危険性、規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外との分別が困難である。有害物質の流出や拡散の危険性がある。	E
	理由	安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難と思われる為。	
1200	意見	計画の撤回を求めます。この事業には反対です。 問題のない排出業者に限り契約するとのことですが、その業者のチェックそのものが本当に妥当なものとなるのか、何をもって信じればいいのか。他地域の事件事案において結局この時点からチェックされていなかったケースも多い。そもそもトラックの上層部にのみ正規の廃棄物を積み目視の確認等はすりぬけられてしまうのではないかと。	E
	理由	排出業者のチェックの正統性が不明瞭であるとともに、車上で目視確認検査で積荷の下層部まで全OKとなるとはいえない。	
1201	意見	計画の撤回を求めます。この事業には反対です。 問題のない排出業者に限り契約するとのことですが、その業者のチェックそのものが本当に妥当なものとなるのか、何をもって信じればいいのか。他地域の事件事案において結局この時点からチェックされていなかったケースも多い。そもそもトラックの上層部にのみ正規の廃棄物を積み目視の確認等はすりぬけられてしまうのではないかと。	E
	理由	排出業者のチェックの正統性が不明瞭であるとともに、車上で目視確認検査で積荷の下層部まで全OKとなるとはいえない。	
1202	意見	計画の撤回を求めます。この事業には反対です。1日あたりの搬入台数の抑制、通行指導の徹底などを行うとのことですが違反があった場合契約解除できるということで違反はなくなると考えます。事故があってから契約解除してもらっても意味ありません。安全な運転はもちろん見通しの悪い所への対策など事故をおこさせない具体策がもと明確に示されない限り、不安は消えません。	H
	理由	安全確保の為に具体策が項目のみで内容がわからない。	
1203	意見	計画の撤回を求めます。この事業には反対です。オオサンショウウオの保護等に最大限の注意とするよう専門家からアドバイスを頂いているとのことですが、アドバイスをどう活かして保護するのか明確ではありません。大雨や気候の変化でただでさえ以前の環境保持が難しい中で工事土砂の流入はとて大きな影響を与えるもので思っています。	K・M N
	理由	工事による土砂流入等河川への悪影響を防ぐアドバイスが明確でない。その為、アドバイスを受ける対応も不明瞭である。	
1204	意見	私達の地域住民には「権利」があるはず飲料水が汚染される可能性の有る水を心配しながら落す事になる。 「人権」を守っていただきたい。	B・N
	理由	平穏に暮らせる権利があります!!!	

No.			見解（該当区分）
1205	意見	A6.①~③ 事業用地が、防災拠点として利用するとあるが我々住民は、それを起さない為に反対している。官民及び、地域住民と話しての構築とあるが、虫がよすぎる..	A・N
	理由	廃棄物のエネルギー研究の開発には役に立たない!!	
1206	意見	C.4. 三重県条例アセスに対象となるような大規模な事業計画にはしていない、と言う事はなんらかの問題が出る事は予測しているように思える。	C・N
	理由	問題がないのであれば生活環境に影響が生じるおそれのある地域を判断する必要があるのでは？	
1207	意見	市道5087号の道幅が狭くトラックの出入りが多いと道が悪くなる、又、大型車は入れないが、どうするつもりなのか？現地を見ての判断なのか？	H
	理由	意図書に見解なし!! 「断固反対」、変わりなし。	
1208	意見	日本全国で安定型産業廃棄物処分場における不適正事業が発生しているのは事実ですね。 貴社がその事業所でない事を祈るが、もしそうであったり、不備があれば監視態制が甘すぎる	N
	理由	ISO14001取得していても問題を起している会社はたくさん有る、なければなおさら信用しかねる。	
1209	意見	残置森林を適切に残すとあるが、具体的に分からない。基準(森林法)によるとのことだが、環境保全につながるのかが不明である。	M・N
	理由	周囲の生活圏への悪影響がある	
1210	意見	水、空気、土等による環境悪化を防ぐには、搬出される廃棄物が汚染されていないことが大前提である。 安定処理場に搬入されてはいけないものが搬入され、その確認を目視だけで判断はできないと思います。 ・搬入されない仕組ができないのか。 ・一度搬入されてしまえば、処理施設でも、完全に処理できない。	E
	理由	搬入されてしまえば、完全な処理ができない。	
1211	意見	覆土について、場外からの受け入れの場合、土壌分析を行うとのことだが、建設残土等、ダンプ単位で搬入された場合、完全に検査できるのか。事業用地外の「土」とは、どのような「土」なのか。汚染された「土」を基準地内として利用されてはこまる。	H・K N
	理由	事業用地外からの「土」は安全が確認できない。 交通量増加による、危険(交通)、環境悪化につながる	
1212	意見	「事業に断固反対です」「計画の撤回を求めます」 ○埋立工法:セル&サンドイッチ方式とありますが中間露土はどのような土でどこから運ばれるのか何も記されていません。覆土すらうたがわしいです。 ○埋立業務5年、管理期間2年で処分場閉鎖完了とありますその後の管理義務はありません。10年、20年後にすべてに問題を生じます。その時では遅いのです。このような負の遺産を残す事は出来ません。	I・K
	理由	意見の中に併せて記載	

No.			見解（該当区分）
1213	意見	「事業に断固反対です」「計画の撤回を求めます」 自然環境の破壊に依り、生物多様性が損なわれ豊かな自然が壊されます。 今ある自然を守り安心して住める土地を残す。そうしないとこの地域の将来はないと思います。 子や孫が田舎(実家)があることでいやされるようにこのまま残してやりたいと思います。	N
	理由	意見の中に併せて記載	
1214	意見	水質について 化学物質は、微量であっても、それが長期間にわたって摂取されると重大な障害をもたらす可能性がある。産業廃棄物に含まれる化学物質は安全性が高い為、容易に分解されたり消滅したりしない。産 廃の間を通して放流される排水の中には、長期間にわたって化学物質が含まれると考えられる土壌への収着蓄積は、稲作、畑作どちらにも問題となる。一つも安心な材料はない。不安はない。	F・I
	理由	意見の中に併せて、記載しています。	
1215	意見	産業廃棄物は、周辺住民の生活を脅かし、危険な事業だと思っています。 身体的人格権の侵害(飲料水が汚染される恐れ) 平穏的生活権の侵害(環境汚染を心配しながら暮らす) 水利権の侵害(農作物が汚染される恐れ)	B
	理由	意見の中に併せて、記載しています。	
1216	意見	本件事業が実現すれば「地域との共生」そのものであるといえるのではないのでしょうか。とありますが、共生は絶対ありません。 産業廃棄物最終処分場が出来ると言うだけで風評被害もあり、この地域が一番、つらく、苦しくなります。	A・J N
	理由	最終処分場ができて、利益が出るのは、伊賀環境サービス(株)と出資してくれるデイリー社ではないでしょうか。	
1217	意見	本件事業によって、服部川の水質が汚染されるおそれはないと考えております。との解答ですが、タンパク質、脂質、炭水化物は、自然界で分解されるが、化学物質は、微量であっても、それが長期間 にわたって摂取されると、重大な障害をもたらす可能性がある。 産業廃棄物に含まれる化学物質は、安定性が高い為容易に分解されたり消滅したりしない。そうした産廃の間を通して放流される排水の中には、長期間にわたって化学物質が含まれると考えられます。 いかがでしょうか。	F・I
	理由	水源地である服部川がある我が地域の水質の問題を甘くみないでいただきたい。 事業の撤退を求めます。産業廃棄物の最終処分場断固反対です。	
1218	意見	石綿含有廃棄物について「処理マニュアル」を遵守し処理するとありますが処理マニュアルについて詳しく説明して下さい。	N
	理由	埋め立てたものが飛散したり、浸透水等に影響があるようなことは、想定できませんとありますが、何が起こるか分からない世の中です。私達が安心できるように説明して下さい。	
1219	意見	プラスチック類から溶出する環境ホルモンについて、見解書にありませんでしたが、プラスチック類の埋立は、特に反対です。	D
	理由	プラスチック類は、分解されないからこそ、微細化し、マイクロプラスチックとなって、海洋まで流出する。	

No.			見解（該当区分）
1220	意見	見解書のAで述べられている社会的意義について納得できません。 たしかに、今のままの廃棄物の排出量を続ければ、20年ほどで、最終処分場はいっぱいになるかもしれません。しかし、各企業が努力され、年々、排出量は減り、リサイクル率が上がっています。 いずれは、処分場(現存の)が無い社会をめざすべきです。	A
	理由	処分場が出来たあとに、いろいろ計画されているようですが、処分場の無い社会に向かうためにも、処分場ではない方法で社会的意義をはたしてほしい	
1221	意見	各地の処分場で起こっている汚染事故は、業者の不適正処理によると、見解書で述べられていますが、展開検査での目視の分別は不可能であるとの判例がでています。 貴社が、いかに良心的に、また、経営上、熱心にされるかという問題ではない。	B・E
	理由	法律は、完璧ではなく、問題点や不足点を 改正していくものです。そして、判例で、現在の法で定められた検査方法で、分別は不可能と言っている。	
1222	意見	積立金制度や、土地の管理義務については、見解書で述べられていましたが、水処理施設の可動期間については、明記がなかったので、再度、意見を述べます。 事業廃止後も、可動すべきです。	F・I
	理由	埋められるのが、安定品目ということは、永久に土の中に残るということであり、特にプラスチック類は、微細化し、流出する可能性大です。	
1223	意見	見解書にて、風評被害の一因に、住民の反対意見が有るような懸念を述べられていたが、現実問題として、自分の家のとなりに処分場が有ってほしくないし処分場のそばで穫れた農作物を食べたくない のは、人間の本音だ。	J・N
	理由	産業廃棄物の処理場が有るというだけで、風評は起きる。	
1224	意見	国道163号線において、現状でも事故の発生が顕在化していると述べられているが、だからこそ、心配している。 事故で、トラックが横転しても、また、川に落ちても、廃棄物が飛散しない対策をとられたい (特にアスベスト)	H・K
	理由	いくら安全運転していても、事故は相手がいることなので、可能性が0にはならない。	
1225	意見	見解書全体で、法にのっとっているから、適正であり安全だということが書かれているが、たとえ、完全に適法であっても、それは、貴社が、刑事訴追されないということであって、安全を担保する充分条件ではない。	B
	理由	法律は、制定された時点で、最低限これだけはという事が決められている。その後、社会情勢や、技術の進歩、また問題点の現出などで、改正されるものだ	
1226	意見	搬入路は市道なので、市や警察と協議と述べられているが、現実問題として、農作業用の軽トラが停車していたり、コンバインが移動していたら、こういった対応をされるのか？	H
	理由	説明会では、地元優先と言っていた。	
1227	意見	想定外の大雨時、本事業の施設が耐えられたとしても、上部からくずれてきたら？ 埋立てるということは、そこに軟弱地盤ができるということでは？	G
	理由	土石流となって、廃棄物もろとも近くの田に被害を与えないか不安	

No.			見解（該当区分）
1228	意見	ボーリング調査により、地下水はほとんど無いとのことだが、水脈は無くとも、土にしみ込んだ水は、じわりと低い方へ集まり、やがて、湿地や川へと流入するその時に、自然界に存在しない物質がまじれば、水質汚染・土壌汚染となる。	F・G
	理由	法で定められた基準とは別に、本来、そこに無い物質がまじれば、それは自然破壊だ。	
1229	意見	見解書cの4に、周辺地域への影響に配慮して最小限の規模にしたと述べられているが、今後とも、拡張する可能性は無いと確約できるのか？	C・N
	理由	説明会では、可能性は否定できないと言われた。	
1230	意見	希少動植物の保護についての見解がなかったので、再度意見を述べます。 事業計画の説明会資料P27に、改変区域内に生息するエビネ他の植物を移植・水生昆虫を区域外の湿地へ移設とあるが、新たな場所で、生息できるのか、十分に時間をかけて確認してもらえるのか？	C・M
	理由	子供たちが、つかまえた昆虫をつかまえた場所以外で放してはいけなと指導されるのをご存じか？また、植物の移植は、季節を選ぶし、定着の確認には、四季を通じて観察しなければならない。	
1231	意見	本事業に、社会的意義が有ると見解書で述べられているが、人間の経済活動で生じた廃棄物は、人間の生活圏の中で処理すべき。 たとえ、人間に影響が無い程度といっても、自然界に存在しない物を埋めれば自然破壊になる。	A・N
	理由	空気も水も汚れないというなら、町中に処理場を作れば良い。社会的意義も満たされ、自然破壊もしない。	
1232	意見	水質汚染はおこらないと見解書にあるが人間が多く住んでいるところは、人にとって便利でも、こんなにたくさんの動植物はいない。 人が生きていける水質や土壌・空気でも、生きられない生物がいっぱいいる。やっぱり反対です。	C・M
	理由	豊かな自然が、一部でもこわれるのは、許せない	
1233	意見	再度計画の撤回を求めます 私達住民には健康に生活する為に一番大切な安全、安心な水を得る権利があります。有害物質が全く混入されないという事は保証されていません。 化学物質PHASの情報を得るほどに不安でいっぱいです。 健康への悪影響が指摘されています。 人が生活している所にこの事業は絶対反対です！	F
	理由	産業廃棄物の処理場から川へと拡散される恐れがあります。現に岡山県のある住民は知らずに3年間も水道水を飲んでいました。血液検査の結果、基準値の18倍ものPHASが検出されたとの事。	
1234	意見	再度事業計画へ撤回を求めます。 処理場での展開検査方法ですが〈目視〉という事はわかりました。これも国が義務付けているとの事 これに加えて、御社では検査キットを使用するとありますが どういう物ですか?教えて下さい。	E・N
	理由	汚染された物が通ってしまうのではないかな不安なのです。展開検査が最も重要だと思われますので。	

No.			見解（該当区分）
1235	意見	再度、計画の撤回を求めます。 火事は発生しないとの事ですが万一の為に消火器の設置等の対策をとって下さるとの事ですが休日・夜間の無人の場合、誰が消火、連絡をするようになっているのですか 住民がするのですか。	K
	理由	山の中ですので少しでも発見が遅れると直ぐに燃え広がり大事になるのではと不安です。	
1236	意見	再度、計画の撤回を求めます。 展開検査で化学物質PHASの付着した物がある場合。 PHASは臭いも無く色も無く唯にもわからないそうですが目視でどのように見分けるのですが	F
	理由	説明会では、ベテランの社員3名程で、とありましたがベテランの見分ける方法を教えて下さい。 新事業(会社)なのにベテランの社員がいるのですか。	
1237	意見	再度計画の撤回を求めます。 盛土の崩落に関して地盤調査にて算出した設計施行するとありますが震度何度まで耐えられるのですか？ 安全性を確認しているわけではないというのは無責任ではないですか	G・M
	理由	南海トラフでいつ大きな地震が発生するかわからない今です 住民の不安感を知って欲しいのです。 納得出来る回答をお願いします。	
1238	意見	再度計画の撤回を求めます 災害時後の不具合の確認をするとありますが、その結果を住民に報告出来ますか	K
	理由	安心に生活する為に必要です。	
1239	意見	再度、計画の撤回を求めます。 交通量が増える事は確実です。搬入者が違反するから交通事故が増えるとは考えていません。 ①市道での出入りの見通しが悪い事で発生する事故 ②農作業者の車の関連 ③国道での積荷の落下	H
	理由	見解書にある、事業者として出来る最大限の対策をするとはどのような対策ですか。 (本業所が休日なのを確認して外出しようと思うくらい危険を感じています)	
1240	意見	再度、計画の撤回を求めます。 産廃事業者は、私達の権利の侵害をしていますね。 「平穏的生活の侵害」です。 今、現在、反対運動で平穏な生活は出来ていません！	B
	理由	毎日、産廃が出来たらどうしようか！ 健康への不安、交通事故の不安、災害の不安など考えて不安な生活をしています。理解して下さい！	

No.			見解（該当区分）
1241	意見	再度、計画の撤回を求めます 風評被害に関して 見解所には、住民が有害物質の水が放出されない事を理解しないのが原因の一つとありますが納得出来ません。	J
	理由	説明会、見解書で何一つ納得出来ていないからです。	
1242	意見	再度、計画の撤回を求めます 処分場の事業終了後5年で終了その後2年で閉査 この期間後にも汚染水が序々に川に土地に浸透している可能性があるのではないですか。	I
	理由	何10年後に健康被害が出た場合 伊賀環境サービス(株)は解散しているのではないですか？ その場合の責任は誰がとるんですか?被害の出た場合の書任者が誰なのか、どの会社なのか分からない事業所、絶対おかしい！	
1243	意見	計画の撤回を強く求めます。 適正に運営している事業者のほうが多数とありましたが、安定型産業廃棄物最終処分場で不適正処分の事象が複数件ある事じたいがおかしな事だと思います。命や生活を脅かす物が身近にできる事はとても不安です。本当ならばそのような事例は、まったくあってはならないと思います。	B
	理由	不適正処分の事例があり(他の業者)その不安があるなか処分場ができてしまう事には断固反対です。	
1244	意見	事業に反対です。 水処理施設を設置すると書かれていますが、処分場が撤退した後はどうなるのですか?ずっと検査をされるのでしょうか?それとも撤退した後はまったく処分場には手をつけずに放置になってしまうのでしょうか?	I
	理由	処分場を作り、撤退した後の水質などがどうなるのか心配なため、処理場ができることに強く反対します。	
1245	意見	廃棄物を下す前に車上にて目視確認とは、想像がつかないのですが、うまっている廃棄物も直視で確認がしっかりできるのでしょうか？ 臭気がある場合、その場で返車ともあるが、処理場までの道で臭いは住宅までできてしまう不安がある。	D・E
	理由	処理場での対応の前に、通ってくる道での臭いなどの対応などむりだと思うので処理場ができる事に断固反対です。	
1246	意見	B12 自分達で情報を集められるようになったからこそ一生住んでゆく場を不安のないようにしたいと思うのは当たり前で、ネガティブな情報が少しでもある処理場を作って良いとは絶対に思えません。	B・N
	理由	この先、処理場ができてしまう事への不安しかないため、建設には断固反対です。	
1247	意見	固有種「タベラコ」がどのような動植物であるか不明だとありましたが「タビラコ」田平子ではないでしょうか。今はほとんど見かけない貴重な植物です。かつては春の七草のひとつとして食べられていた物です。 昔からあった植物などが水質の変化などで咲かなくなってしまう事への不安は見解書と見ても払拭することはできません。そのため事業に反対です。	C・M
	理由	しっかりと知らべて真剣に回答を出しているとは思えない。 そのような業者が産業廃棄物処理場をすすめていく事に断固反対です。	

No.			見解（該当区分）
1248	意見	不法投棄問題の一部を解消し、環境保全施設と書かれていますが、貴社はどのような業者が不法投機を行い。いかなる物を不法投棄していると考えられているのですか。具体的に教えて戴きたいです。 処分場の建設にはあくまでも反対です。	A・B
	理由	不法投機をする業者は適正な対価を支払う事なく 廃棄物を処分しようとしているとしか思えず、安定型処分場がその一助となるとしたら、処分に対して疑念が生ずる為。	
1249	意見	32ページの9で県の立入検査、指導等が書かれていますが残念ながら県の指導及ばず、事業の改善がなされない事案が多いのが現実ではありませんか。三重県はドローン等を使って上空からの監視云々と 言っておりますが。問題のある廃棄物が入ってきても確認には不十分としか思えません。三重県の監視権限がある事が貴社の安全性を証明する切札であるとは考えられません。問題のすり替えではあり ませんか。 処分場の建設には絶対反対です。	E・I
	理由	最も問題として、廃棄物のなかに、有害物質が含まれること、汚染 物質が含まれる懸念があり、破碎されたものの分別は難しいし、 立入検査がどこまで出来るのかも私達には判断出来ないの。	
1250	意見	Eの1の安定型許可品目と管理型許可品目とで分別されます。 と書いて有りますがどの様な分別でしょうか。具体的に。	D
	理由	分別に問題がある故に、処分場からの汚染水の流出であったり、 有害物質の流出が懸念されている為。	
1251	意見	産業廃棄物の処分場の建設に反対です。 太陽光パネルの処分が問題視されつつあると聞きます。 現在半分程度はリサイクルにまわされ、1/4程度焼却処分。5%弱は破碎されるとなっておりますが、破碎されたものは産廃処分場に持ち込まれるのかと。只問題は破碎されたものは、有害物質やら汚染さ れた物質やらにいか分別出来るのかだと思います。	E
	理由	破碎された物の分別は絶対に出来ないのではないか。リサイクルにまわされる物はその物として分別されるだろうが、その他の物は一括で破碎にまわされ処分になるのではないかと思われるので。	
1252	意見	Cの4で貴社は周辺地域の環境への影響に配慮し、最小限の規模にさせていただいたとご理解.....と書いてありますが、説明会において2.5ha未満は環境アセスとの関連は否定できないし、今後規模拡大を しないと公言出来ないと言っておりました。整合性がないですね。 計画地の10倍以上の土地を所有している以上、その建設には絶対反対です。	C
	理由	2.5ha未満の建設をくりかえし、環境アセスも受けず規模拡大の可能性が有る計画には反対です。当初計画地が進入路が確保出来なかった為に現在地に変更になった点からも、規模拡大は必然かと思う。	
1253	意見	覆土として貴社の関連企業が持っている隣接の山から土を搬入する事も有ると説明会で話していたが、無秩序な伐採と土砂搬出が周辺山林に与える影響についての懸念はありますので産廃の建設に対し ては反対です。	M・N
	理由	周辺山林も含めた環境アセスを行ない、きちんとした調査が行なわれるべきと考えるため。	
1254	意見	悪臭の出る事はないと言っていますが、もし悪臭が発生した場合どの様に対処するのですか、具体的に教えて下さい。 悪臭が出ないとは思えないので建設に反対です。	D・K
	理由	悪臭が発生する場合、生活環境はいちじるしく悪化するため。	

No.			見解（該当区分）
1255	意見	処分場の建設には反対です。 よだだん川は須原地内でもっともホタルの生息が確認されています。この川のBOD、CODの上昇は避けられずとなっているが、ホタルの絶滅が一番心配されます。産廃場が出来て一度絶滅したものを復活させる事は不可能でしょう。ホタルは環境指標の最たるものかと思います。	C・M
	理由	環境破壊が懸念される産廃場の建設にはあくまでも反対です。	
1256	意見	覆土については分析するとなっていましたが、どのような分析でしょうか。明確にしてください。 覆土については廃棄物に対する問題と同程度の危険性があるのではないかと心配している。	G・N
	理由	建設残土の問題が種々とりざたされている現状から、これらのものが、搬入されないと云う保障はなく、しかも処分場への汚染土の搬入さえも許されている以上、注視する必要性大と思う。	
1257	意見	石綿含有廃棄物の搬入はあくまでもマニフェストにそってとありますか。 解体現場での破損の状況であったり、運搬時の扱いの状況、又、処理場での扱い方等不安材料ばかりであり、展開場での検査にも疑問がある為、建設には反対です。	E
	理由	車上で廃棄物に破損があるかどうかの判断は出来ないし、 荷物の積みおろしの際の飛散等も心配されるので。	
1258	意見	安定型処分場の建設には反対です。 安定型の処分場の危険性が社会的にも認識され、遮断式もしくは管理型の処理施設の建設が社会一般の動きのなかで、何故安定型処分場を造ろうとするのですか。	B
	理由	各地の安定型最終処分場で環境破壊が生じ、裁判がおこされており それは「一部の悪質な業者だけの問題ではなく安定型持つ危険性に起因していると思うから。	
1259	意見	埋立て地内の雨水の内、集水管に入り浸透水溜地に入る水は何%と考えておられるのですか。 数値で示して下さい。 私は、処分場建設に反対です。	F
	理由	埋立て地内の雨水の多くは汚染され、一部は浸透水溜池に流入するかもしれないが、そのほとんどは地下水となって流出するとは考えられません。	
1260	意見	処分場の建設には反対です。 ガス抜管は設置するがガスの発生はありませんと云う説明でしたが、廃止基準の(4)(5)にはガスについての記述があります。 一般的な処分場における規準であって、一部の悪質な業者に対する基準ではないでしょうね。	G
	理由	ガスの発生は有りませんと云う貴社の説明を信用する事で出来ません。	
1261	意見	水源地域に産業廃棄物の最終処分場を作る事には反対です。水源地域は森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るため適切な造林保育等の森林整備が求められているはずではないですか。	M
	理由	埋立て終了後、見せかけだけ森林の様にとりつくろった所で、その下に有害物質等が有り、汚染された水で満たされた山など誰も望んでいません。	

No.			見解（該当区分）
1262	意見	生活用水の一部として地下水を常時使っています。 計画地には地下水はありませんの一言で片づけられる事は納得出来ません。 建設にはあくまでも反対です。	F
	理由	ほとんどの浸透水は処理施設にはゆかず、そのまま地下水として 流出するとは考えられません。	
1263	意見	建設には反対です。 水質検査の体制が不十分で有り、安全で有ると言われても信じられません 地下水観測井の設置場所は最下部の最も浸出液が集まり易い場所に設置すべきではありませんか。 浸透水についても有害物質に対する検査をすべきだと思います。	F・K
	理由	有害物質の流出はないと云う事を前提としての計画内容には、 不安材料しかありません。	
1264	意見	処分場の建設には反対です。 展開検査は省令で規定、義務云々と有りましたが、排出業者もしくは中間処理業者がしっかりした分別を行わない為に、許可品目以外の搬入が多く、問題がありすぎる為の苦肉の策が省令による展開 検査ではないのですか?何れにせよ、分別がしっかり出来ていないだろうと云う私達の疑問は変わりませんし、展開検査がいかにも有効に機能するのも信じかねますので、廃棄物の埋立によっても有害物質 は生じませんと云う貴社の主張は信じられません。よって、建設には反対です。	E・N
	理由	記載なし	
1265	意見	本来、安定5品目は、その性質が安定しており、浸出液による生活環境保全上の支障が生ずるおそれは少ないはずですが、しかし、安定5品目そのものの人体の安全に対する科学的かつ客観的な影響が必ず しも明確になってない段階ですし、その他の廃棄物との分別も完全に行なわれるとも限らないのが実情でしょうから、一般社会において危惧の念を持たれるのも当然のことなのでしょう。安定型処分場 の維持管理が適正にされることはもちろんですが、処分場のあり方そのものの見直しも今後の課題といえるでしょう。 この様な見解が有りますが、貴社はどの様に考えていますか。	B・D
	理由	記載なし	
1266	意見	廃棄物の安全性が保証されるものではないので、建設に反対です。石こうボードの問題も20年後に明らかになった様に、現在の建築資材は様々な物質が、様々な形で利用されており、安全とされていてい たものが化学変化を起こし、有害物質を発生させる危険性が否定出来ず、しかも廃棄場となるとどの様なものが混入するか分からず、相互に影響し合い、化学変化を起こす可能性も有ると思うので、建 設には反対です。	D
	理由	記載なし	
1267	意見	24ページに処分場の廃止基準が書かれていますが、この様な事象が一般的な処分場において生じていると判断されます。 悪臭の発生もガスの発生もないと貴社は言っていますがそれが正しいとは信じかねます。 地中の温度上昇は、化学的な変化がおこっている可能性が有るからでは有りませんか。 建設には絶対反対です。	A・B D・I
	理由	貴社の説明と実際の処分場における状況との間には相違が有るのではないかと思いますので建設には反対です。	

No.			見解（該当区分）
1268	意見	私達阿波でくらす者にとって、きれいな水と空気、のどかな山里の風景はかけがえのない財産です。遊休地を有効活用したいと云う身勝手な理由だけで、阿波の自然を破壊する権利はないはずです。建設には断固反対です。	N
	理由	私達にはこのきれいな水と空気の中でくらす権利が有るはず、それを奪われる事は絶対許せません。	
1269	意見	Hの6で行政側には・・・交通事情の改善を望まれていることをお伝え...とありますが、私達が望んでいるのは、あの狭い道に大型ダンプカーが進入して来て住民の通行を防げる様な状態が起きない様、又、道路の破損をひきおこして通交が防げられる様なことにならない様に、産業廃棄物の処分場をつくらない事です。私達を愚弄しているのですか。	H
	理由	狭い道に大型車が侵入してくる事により、地元車が排除されれない事 大型車の侵入により道路の破損等の懸念がある為。	
1270	意見	建設には反対です。 服部川は汚染されないで、動植物の生息には影響なしと断言していますが服部川が汚染されないと云う前提そのものに疑問が有りますので、動植物への影響はさけられないと思うので建設には反対です。	C・M
	理由	いわゆる希釈安全論には問題点があると思いますので。	
1271	意見	建設にはあくまでも反対です。 希釈安全論は、タンパク質、脂質、炭水化物等自然界で分解されるものについては正論かもしれませんが、化学物質については正しいとは思えません。微量であってもそれを長期間にわたって摂取すると重大な障害をもたらす可能性が有ります。産業廃棄物に含まれる化学物質は安定性が高いため、容易に分解されたり消滅しないため	D・F
	理由	産廃の間を通して放流される排水の中には長期間にわたって化学物質が含まれる可能値が有る。食物連鎖による蓄積、土壌への吸着蓄積、植物への吸収。いづれにせよ問題が有ると思うので建設には反対です。	
1272	意見	安定型許可品目管理許可品物といわれておりますが年数が経つにつれなんでも劣化していく事だと思うので反対です	I
	理由	地下に悪水がしみ込み、流れ出たら人体に悪影きょうだとおもいます。 〈ころばぬ先のつえ〉水質	
1273	意見	交通量の増加が国道163号線の安全対策かも知れませんが。私道も通らなければ目的地にいけないと思います。私道は歩道、車道と別れておりません。 健康の為と思い農道を歩いて診療業に歩きます。大きな車に合ったらと考えるとこわい	H
	理由	年令が大きくなるとヒョロ付きます 事故にまきこまれたらとおもうとぞーとします。	
1274	意見	P35憲法13条を根拠として実体法上の権利として認められている「人格権」は身体的人権と平穏生活権がある。貴社は法令に基づいて事業をすすめようとし、自分たちは悪くないの一点張りの見解である。判断を行政に丸投げし、何ら地域住民恐怖、苦悩を理解していない。	B
	理由	意見の中に併せて記載したが、地域住民の不安を募らすばかりである。 「産廃反対」「絶対反対」	

No.			見解（該当区分）
1275	意見	安定型産業廃棄物の中にガラスくずとして太陽光パネルも含まれるようであるが、鉛・インジウム、セレン、カドミウムなどの有害物質が含まれている。これらの不満と不安は山積みであるが、事業者貴社の責任はいかなものか。明確にすべきです。	D
	理由	自然環境豊かなこの地を守りたい。 「産廃断固反対」	
1276	意見	貴社は安心安全の安定型産業廃棄物というが、過疎化・高齢化のへき地に環境汚染まで持ち込み、弱い者いじめである。	N
	理由	住民はどうやって生活を守るのか。 産廃反対!産廃を捨てさせません。	
1277	意見	2007年9月・日弁車の意見書 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」及び「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の安定地産業廃棄物最終処分場の設置に関する条例の改正を行い安定型産業廃棄物最終処分場という類型を廃止し、今後許可されないように求める」としており、「産廃絶対反対」です。	B
	理由	完全に安定5品目とそれ以外と分別することが困難でこの問題点は何ら解決されていないため。	
1278	意見	P.33「林地開発許可を取得するから、現地に自然災害が起こる可能性が想定できません。」の根拠が不明	B・M
	理由	産廃建設絶対反対 憲法13条により、安心して暮らす権利がある。毎日、ハラハラヒヤヒヤの環境では暮らせない。	
1279	意見	蛍ツリーの出来るキレイな水源地である。サンショウウオ天然記念物が生息している。これらの自然豊かな里山を汚さないでほしい。	C・M
	理由	産廃絶対反対!団固反対 (F.G.K.は何ページか?)	
1280	意見	P.33伊賀市水道水源保護条例手続きについて。 飲料水、農業用水の大切な水源となる服部川を汚染しないでほしい。	F・M
	理由	貴社事業が水道水源保護条例に定める「規制対象事業場」に認定されていてもいなくても産廃場建設は反対です!	
1281	意見	P.12「エコアクション21」を取得し、健全な事業運営は当然であるが、自然環境破壊、住民生活への不安は消えることはない。「産廃反対です」	N
	理由	P.17水道水源への汚染、伊賀米ブランドへの風評被害で死活問題である。活性炭処理とあるが、使用済活性炭の処理が問題となっており、信用できない。	

No.			見解（該当区分）
1282	意見	I-3千葉地裁木更津支部平成17年5月12日判決により 人格権飲料水が汚染される恐れ 水利権 農業用水が汚染される恐れ農作物が汚染される被害 漁業権などの権利侵害の恐れがあり、産廃場建設が差し込まれている。	B
	理由	有害物質の混入が不可避・汚染水が処分場外に拡散していくから 「産廃建設絶対反対」	
1283	意見	資金力の審査・担保により、事業終了後も安心安全を保障としているが、独立行政法人 環境再生保全機構のR5年度の残高1310億円あるとしているが、貴社に向けられるのは最終最悪の事態の保険のようなものであろうかと思われる。	I
	理由	事業終了後、逃げる責任回避は変わらない 万が一があってはならないし、産廃断固反対!!	
1284	意見	計画の撤回を求めます 埋立地を経由した雨水・排水は「浸透水溜池」「洪水調整池」で受けるとあるが コンクリートでしたりして、自然がこわされていくのではないか	N
	理由	自然がおりなす景観がこわれていく	
1285	意見	計画の撤回を求めます 産業廃棄物を運ぶのに一日に何台ものトラックが往来するであろう阿波の細い道田に必要な水路もあり道がこわされないか	H
	理由	普段は静かな所、車の往来が多くなると騒音が心配	
1286	意見	計画の撤回を求めます 安定型産業廃棄物そのものに悪臭が発生していないといわれる積み重ねし、何年もの日がたつと悪臭が発生するのではないか	D
	理由	他所で通るたび悪臭している所があり ここに住む人の苦痛はどんなものと思う	
1287	意見	2009年にあちこちで設置された太陽光パネルもあと何年かで劣化され新しい物へと変えられたら 又ゴミが多くてます埋め立て地も広がるのではないのでしょうか	D
	理由	埋め立て地が山の様になったり広がったりして自然が破壊されてしまいます	
1288	意見	Hの④⑤ 1日あたりの搬入台数の抑制 違反が発覚した場合には契約解除できる等の規定を設ける、ただし、 ⑤⑥⑦について断固反対!!	H
	理由	台数の問題でもなく、違反が発覚した時の対応などではなく、通ること事態が反対、断固反対	

No.			見解（該当区分）
1289	意見	F④について 資本関係のない第三者の専門検査機関で結果出す 断固反対！！	F
	理由	関係ないかあるかは、こちらには実際わからない事 断固反対！	
1290	意見	(石綿含有) D4.【最終処分の処理マニュアル】に基づき処分維持管理を行います】 断固反対!!	D
	理由	取り扱いがある事事態が 断固反対!!	
1291	意見	D2弊社グループ会社の安定型産業廃棄物最終処理の実績としては基準値を超えるような有害物質を含むガス等を発生させたことはありません。 断固反対!!	D
	理由	基準とはどこまでなのかわからないし 基準までは良いとされるという事に対しても断固反対!!	
1292	意見	事業に反対です。 社会的意義について理解していますが、やはり、後のことが心配です。	I
	理由	記載なし	
1293	意見	I維持管理積立金とはどういうものなのか、独立行政法人環境再生保全機構とあわせて詳しく説明してほしい。	I
	理由	埋立完了後の不安から	
1294	意見	E展開検査場について、どんな施設(建物)になるのか知りたい。 現在稼働中の大津夢の里第2処分場に同じ施設(建物)があるなら写真で示していただければ分かりやすいのですが。	N
	理由	持ち込まれる埋立ゴミが信用できないため。	
1295	意見	非常に分りにくい見解書です。 見解をA・B・C・・・で分け、見解書として一纏めにするのではなく、意見→理由→それに対する見解と、それぞれに記述してほしい。	N
	理由	意見に対して答えているのかどうか解らない。 通り一遍の回答になっているのでは。	

No.			見解（該当区分）
1296	意見	当該地域は、特Aブランド伊賀米の一大産地である。大山田地域のみならず、伊賀地域全般についての風評被害が懸念される。事業開始が直接、間接的に幾ばくかの影響を受けること必至である。責任ある対応が出来るのか。	J・K
	理由	信用を回復するには、かなりの労苦を伴う。	
1297	意見	事業閉鎖後、管理責任はないとのことであるが、運営中ばれなければ何をしていても良いとのことになる。いかにも無責任であり、断じて許容出来ない。仮に運営となれば、住民による定期及び抜き打ちによる検査・監視・罰則が必要。	I
	理由	業者による作業励行のみでは信用出来ない。	
1298	意見	安定型産廃立地について、地元への貢献度は皆無と考える。企業のみ潤い、地元住民は精神的にも物理的に苦痛を伴うのみである。子々孫々恒久的に責任を持てない企業は進出すべきでない。	N
	理由	地元にメリットの無い企業はいらない。	
1299	意見	服部川の水質が汚染されるおそれがない返事があるが将来にも言えるか	F・I
	理由	のべるがおかしい	
1300	意見	伊賀市上水道の審査会が反対したら事業を中止しますか。	M・N
	理由	大山田の水を守る	
1301	意見	産業廃棄物より排出された水が下阿波地区の農業用水に利用して下阿波天神の農地全体の水利とし利用している下阿波水利組合は服部川より水利権を取ってポンプで天神全体を耕作をしているので将来に影響が出るので反対します	F
	理由	おいしい米を作りたい	
1302	意見	線状降水帯が輪島市のような事がおこったら与谷川では排水が出来ず須賀地区に土石流がおこり、農地家などに災害がおこりうるから反対します	G
	理由	土石流雨水など	
1303	意見	断固反対です。 管理期間、2年で完了と.....?	I
	理由	2年以後～先の年数の管理はだれが責任取るのですか？	

No.			見解（該当区分）
1304	意見	断固反対です 水質が悪化する。	F
	理由	水道水や農業用水への影響 長期間にわたって摂取すれば重大な障害になるのでは？	
1305	意見	断固反対です プラスチック類、ゴムくず...等の埋立は影響がでる。	D
	理由	粉碎された物質が、大気、土壌から人体への影響	
1306	意見	分別仕分けの事前確認や展開検査・目視確認による違反物発見は実質不可能であるので事業そのものに反対	B・E
	理由	車上的における目視確認、貴事業所の計画による「4名程度の検査」では到底無理である。国の省令による手法であっても漏れは必ずあることは、裁判所も認めている。	
1307	意見	浸透水の検査回数が少なく、土壌への汚染や農業用水・生活用水・地下水の汚染、生物への化学物質の蓄積などの不安が払拭されないため事業に反対	F
	理由	浸透水の一部しか水処理施設を経由せず、大半は垂れ流しではないか。事業用地外からの覆土について分析結果等の管理記録とあるが、その回数・情報開示公開について示されていない。根本的に地下水毎年1回、水検査月1回、3ヶ所のみについてはお粗末である。	
1308	意見	住民との共生、地域こうけんについての展望がお粗末であり誠意も覚悟も感じられないため、事業は認められない	A・N
	理由	施設閉鎖後も責任を負うために、従業員の一部が下流(直近)に永住し、畑を耕し野菜を作り、住民と同じ水を飲み暮らしていくぐらいの覚悟を示すべきである。現時点で防災拠点や、少子化の中で教育に生かすなど・・・は住民をバカにしている。	
1309	意見	排出事業者が中間処理場で分別された物が持ち込まれるというが...その分別がしっかり行われるのか、又、持ち込まれた廃棄物を車上で目視確認、検査を行うとなっているが、積み重なった廃棄物を確認するのは不可能である	D
	理由	意見の中に併せて記載	
1310	意見	浸透水の一部しか水処理施設を経由せず、大半が垂れ流しになってしまう。持ち込まれる廃棄物に有害物質が含まれないという保証はなく地下水への影響は避けられない。	F
	理由	意見の中に併せて記載	

No.			見解（該当区分）
1311	意見	(人格権の侵害)平穏的生活権にもとつき 最終処分工場の土壌を盛り上げて土手を造り積み上げサンドイッチ方式での処理では完成後は何も影響がなくても、その後年月が過ぎて、大雨・地震で崩れたり、ゴミの中を通過した排水は下流へ流れ込む恐れもあり、服部川のきれいな水と自然環境に影響が出るとされる。 又、一度は川にオサンショウオが住みついたがいなくなったと聞いていたが現地調査により、又もどって来ているとの事です。川の水がきれいな為だと思う、せっかくもどって来たのに産廃処分場を作ると、汚染され自然環境に影響があると思えるので『絶対反対』です!!	F
	理由	記載なし	
1312	意見	反対します。	H
	理由	H.交通量の増加～ 6.7の内容がまるで人事のように書いてあり納得できません	
1313	意見	反対します。	L
	理由	L.社内の体制、規定について 11.信用をしたいので、せめて「エコアクション21」の認証制度を取得してください	
1314	意見	反対します。	F
	理由	F.覆土を外からの土を使用するとは、 運搬、量、土壌分析の方法をくわしく説明してください	
1315	意見	反対します。	C
	理由	c.規模を2.5haとしているが、所有土地は広くあり、説明会の時にも、次に広げないとは断言できないと言われました。	
1316	意見	反対します。	B
	理由	B.安定型 2.調べた日弁連の資料には「安定型処理場」の問題点を指摘しています	
1317	意見	反対します。	G
	理由	I.8. やはり昨今の雨の降り方が異常で地滑り、増水などが非常に心配になります	
1318	意見	反対します。	E
	理由	持ってきたガレキを展開場で目視検査するというのは、どれぐらいの人数ですのでしょうか雨天、曇天もあり暗い時に見えるのでしょうか	
1319	意見	日本弁護士連合会による安定型産業廃棄物最終処分場を許可しないよう求める意見書をみると、最終処分場は作るなど書かれている安定5品目以外にまじるということ	B
	理由	日本弁護士連合会が2007年にこのような意図書をだしている	

No.			見解（該当区分）
1320	意見	これまでの説明会などでの貴社の発言からとてもこの先協議など、出来ません 共生などどだい無理なこと	A・N
	理由	見解書はきれいごとだらけ	
1321	意見	リサイクル等をするならば、循環型であり教育にもつながるかもしれないが、最終処分場にこれはあてはまらない	A・N
	理由	最終処分場からは何も生まれない	
1322	意見	安定型産廃処分場を建設することによって水質が悪くなることや、誰が管理するのかという問題があることから反対。	F・I
	理由	水質が悪くなることによって、稲作や生活環境が悪くなるから。	
1323	意見	土地24000㎡程所有し、ここを廃棄物処分場にすることで最近集中豪雨等で土砂崩れを行す危険性があると思います土砂崩れを行した場合、土砂といっしょに産廃も流れ出す危険性はないのか、そうなった場合、所有者の責任となると思うが、もとにもどすのは不可能ではないか。 また24000㎡程の土地、森林があるが伐採することにより、環境への影響が懸念される	G・M
	理由	2400㎡程の森林伐採する事は22t(1ha.co2.8.8 t 吸収)のCO2吸収力が失うこととなる。近年、温室効果ガス(CO2)の排出を減らすこともしくは、それ同等の森林を購入、整備しているところが増えているのに産廃を埋めるとは現在社会に反しているのでは森林は残すべきと思う	
1324	意見	B-8有害物質を排出しないことを証明できるものとして「大津夢の里第二処分場の実績データ」とありますが、2024.4からの営業開始数ヶ月間の(実績を基に有害物質の排水の根拠となるのでしょうか?実績データとは少なくとも過去10年間以上のデータ実績が必要ではないでしょうか?別の証明方法を提示して下さい。	N
	理由	記載なし	
1325	意見	B-2.I-4 日本の有害物質事件では国の基準をクリアしているにも関わらず深刻な被害を生んだ水俣病やカネ油事件等が有名です。国の基準をクリアしていても30-40年後には国が有害物質汚染と認定し被害への救済がなされています。排出業者・展開検査をすり抜けた安定型5品目以外の廃棄物の混入の恐れがある限り、未来の世代に不安を残すと思います。この事例についてどのように考えられていますか？	B・N
	理由	記載なし	
1326	意見	B-11 そのことだけをもって、本事業において「100%有害物質が排水される」、「地下水が汚染される」と断言できずと記載されていますが、日本弁護士会が提案されていることは何らかの判例、根拠があってこそその事であり、直接的な証明にはなりえないと断言していますが、弁護士会の意見書に対し御社の見解、回答をいただきたい。	B
	理由	記載なし	
1327	意見	E 7 排出業者での分別後、御社での展開検査が目視という点で人間のすることについてはヒューマンエラーが付き物で、完全除去はありえないと考えます。目視をかいくぐった微量の安定型5品目以外の廃棄物の蓄積され有害物質になる恐れがあると思います。他の対策は無いのでしょうか？	D・E K
	理由	記載なし	

No.			見解（該当区分）
1328	意見	B-5.6 地域住民への説明責任を果たしていないことを理解したうえで、また地域住民の理解・合意形成がないまま、見解書で対応していること自体が企業責任・理念の観点からいかなもののでしょうか?企業イメージとしてブラックとしか思えずそんな企業に対し有害物質の排出は無いと言われても納得できません。また説明責任を果たす義務は御社にはあると考えます。	N
	理由	記載なし	
1329	意見	B12・13・14に対して: (3)(7)(8)のとおりです。 全国の数々の差止事例において、ほぼ全ての判例が「有害物質の混入が不可避であること」と「汚染水が処分場外に拡散していくこと」の2点を判決理由として差止に至っています。つまり、安定型産業廃棄物最終処分場は環境破壊や自然破壊を引き起こす恐れがあると数多くの裁判で認められています。 日本弁護士連盟が2007年に国に提出した意見書に「(前略)国も、安定型処分場の問題点を認識し、(中略)度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行なってきた。 (中略)しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出拡散の危険性は、全く解決されていない(中略)安定型処分場の概念が破綻していることを裁判所が認めている(後略)」とあります。 つまり、国が規制していないのではなく、規制しても規制しても、安定型処分場の危険性は解決されず、周辺住民の生活を脅かし続けているという悲惨な状況に対して、日本弁護士連盟が国に対して「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」を提出するに至ったわけです。 「現時点で廃掃法が改正されているわけではなく」と述べておられますが、廃掃法は何度も改正を重ねて来ているわけですから、この回答は明らかに事実とは異なります。縦覧もされる見解書において、どうして平気でこのような嘘をつくことができるのでしょうか。 実際には規制や法改正は行われていますが、仮に安定型処分場運営事業が廃掃法上で規制されていなかったとしても、そのことが周辺住民の生活を脅かさない安全な事業であるということの証明にはなりません。実際、環境汚染をもたらした安定型処分場は数多く存在していますので、仮に法で規制されていなかったとしても、だからといって安全だとは限らないということはすでに事実で証明されています。 私たちは「安全かどうか」という話をしているのです。安定型処分場において安全性が保証されるということは不可能である、と数々の判例が示しています。全国で931件の安定型最終処分場が運営されているからといって、それらが安全に運営されていることの証明には全くなりません。一般に通用する証左及び論理展開を求めます。	B・N
	理由	記載なし	
1330	意見	見解書B3に対して 法律は改正されています うそはつかないください。 改正されているのを知らないのですか?	B・N
	理由	記載なし	
1331	意見	見解書B1に対して 「たしかに～ 何を指してたしかにと言われているのでしょうか、	B・N
	理由	記載なし	

No.			見解（該当区分）
1332	意見	見解書B11に閉じて 「～断言できず～なぜ断言できずとなるのでしょうか？」	B・N
	理由	記載なし	
1333	意見	A全体に対して： そもそも本事業は、私たち地域住民にとって、平穏な生活を脅かす懸念のある事業であり、たとえ本事業に社会的意義があったとしても、それによって私たちの不安が払拭されるわけではありません。 また、社会的意義があるならば、美しい環境が汚染されたり、私たちの平穏な生活が脅かされても仕方がない、という理屈にもなりません。 地域住民の700件近い意見書に対して事業者側が見解を述べる際に、まず最初に提示される項目が、このような「自分たちの事業は社会的意義のある良いことですので、みなさまどうかご理解ください」などという、自分中心の言い分から始まっていること自体に、私たち地域住民に対する誠意のなさを感じます。 私たち地域住民には人格権(身体的人格権/平穏の生活権)そして水利権があります。本事業によって、飲料水が汚染される恐れは人格権(身体的人格権)の侵害にあたります。本事業によって環境が汚染されることを心配しながら暮らさなければいけない、という状況は人格権(平穏の生活権)の侵害にあたります。農業用水が汚染され、その結果、農作物(特に伊賀米)が汚染される恐れがあるという状況は水利権の侵害にあたります。 これらの権利は憲法第13条(*参照)を根拠として実体法上の権利として認められている人が生きていく上で護られるべき根源的な権利です。これまでの数々の裁判で、地域住民の権利(身体的人格権/平穏の生活権/水利権など)に基づき「安定型産廃処分場建設の差止請求が認められてきています。 *憲法第13条:すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。 2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下(抜粋)のように書かれています。 (前略) 第一に、その名と違い、安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより、化学的変化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。 第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しえないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出処理施設もない構造であるから、同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば、同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。 しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。(中略) 国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきた。(中略) しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性、即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。 (中略) このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において、裁判所は、安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し、相次いで住民側の訴えを認め、安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。 (中略)安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば、水道水源地が汚染され、多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。 本事業はまさしく「水道水源地に設置・操業されようとしている安定型処分場」です。 つまり、本事業が私たちの地域の環境を汚染し、地域住民の健康を害し、平穏な生活を脅かす危険性が大いにある事業であるということは明白です。 「社会的意義」などと言う前に、この日本弁護士連合会の意見書の内容を覆す証左を示しなさい。	A・B
	理由	記載なし	

No.			見解（該当区分）
1334	意見	見解書B 12に対して、 「～現に運営されており、～正常に稼働していると思われます。 思われます」 感想ですよね。解答になっていません。 いろんな問題が起きているのを知らないのですか？	B
	理由	記載なし	
1335	意見	見解書D1に対して 悪臭が発生する恐れがあります 生活環境に影響が生じるので身体的人格権の侵害です	D・K
	理由	記載なし	
1336	意見	C4に対して： 「大規模な事業計画にすれば、周辺地域の環境への影響が大きくなる」と述べておられますが、これは御社自ら、本事業は周辺地域への環境への影響が「ある」と認めておられるということです。 周辺地域への環境への影響があるような事業を到底容認することなどできません。	C・N
	理由	記載なし	
1337	意見	見解書D1に対して 悪臭が発生する恐れがあります つまり 生活環境に影響が生じるので人格権(身体的人格権)の侵害です。 おされながら暮らせというのですか？	D・N
	理由	記載なし	
1338	意見	見解書B7に対して 「有害物質を排水しないことは保障できます」 有害物質を排水する恐れがあります。 これは私たち住民の環境汚染を心配しながら暮らすことになっているため、人格権(平穏的生活権)の侵害です。 人格権を侵害するのですか？	B・F N
	理由	記載なし	

No.			見解（該当区分）
1339	意見	見解書にC対して 「生活環境に影響が生じるおそれがある～」 人格権(平穏な生活権)の侵害です。 絶対にしないでください。 心配しながら暮らせと言うのですか？	B・K N
	理由	記載なし	
1340	意見	見解書のB10に対して、 「論理に飛躍がある」とはどういう意味でしょうか。	B・N
	理由	記載なし	
1341	意見	見解書B7に対して 「排水しないことは保障できます。 有害物質を排水する恐れがあります 私たち住民の飲料水、農業用水の汚染される恐れがあります。とても困ります	F
	理由	記載なし	
1342	意見	A1・3・4・5に対して: このような問題に対して取り組むべきことは、最終処分場の数を増やすことではなく、欧米のように高度なリサイクルのシステムを国レベルで整えていくことです。(*1参照) そして、その責務を負うべきは私たち地域住民ではなく、産業廃棄物を排出している各事業者(企業)と環境保全の社会システムを構築すべき国です。 問題のすり替えはやめて下さい。 このような論理展開は詭弁と呼ばれる手法です。(*2参照) 本見解書には、ことごとくこういった詭弁の手法が見受けられます。見解書に詭弁の手法を多用する姿勢に、事業者の不誠実さが現れていると感じました。 *1:参考図書:熊本一規著「日本の循環型社会づくりはどこが間違っているのか？」 もし御社が本当に環境問題の解決に興味があるのであれば、こういった根本的に環境問題の解決方法を模索し、提案されている書籍をご一読いただき、問題の根本原因を理解された上で、改めて論理的かつ誠実な見解を述べるようにして下さい。 *2:詭弁とは...主に説得を目的として、命題の証明の際に実際には誤っている論理の展開が用いられている「推論」である。誤っていることを正しいと思わせるように仕向けた議論(Wikipediaより)	A・B N
	理由	記載なし	
1343	意見	見解書B7に対して 「～排水しないことは保障できます。」 有害物質を排水する恐れがあります。 これは私たち住民の飲料水が汚染でれる恐れがあるため人格権の侵害です。 人格権を侵害するのですか？	F
	理由	記載なし	
1344	意見	事業計画地に安定型産廃処分場を作る必要性が見られない。	N
	理由	全く安全なものではないならば、都市部へ作ればいい。	

No.		見解（該当区分）
1345	意見 岩盤層には、もともと一般に多くのクラック(割れ目)が存在しています。(*1参照) *1:以下、岩盤力学委員会のレポートより 岩盤の不連続面一般に岩盤は多くの“割れ目”を有している,“割れ目”のうちその形成が岩盤の成因と密接に関係し、分布に規則性を持ち、しかも比較的平滑な面を呈するものを節理(joint),分布に規則性がなく,凹凸に富んだ面を呈することが多いものを亀裂(fissure)と呼んでいる。また,節理と亀裂の両者を合わせた意味で,割れ目(crack)という場合もある。 1層理(beddingplane)堆積過程で形成された層状構造の総称を層理という。一般に,岩相が比較的明瞭に変化する境界面,すなわち,単層と単層(たとえば,砂岩と泥岩)の境界面を層理面といい,単層内部の細かい層状構造はラミナとして区別される場合もある。単層と単層の間で,構成粒子の大きさや粘土組成のコントラストが大きく,境界面に平行な粒子配列が認められるところでは,層理面ははがれやすい。 2片理・劈開(schistosity,cleavage)造構過程で生じた平行または準平行で密に発達する面構造を劈開という。片理は劈開の一種であるが、変成鉱物の配列によって生じる変成岩起源の面構造に限って用いられる。片理・劈開は層理面と同様に、弱面(すべり面)になりやすい構造であると考えられている。 3節理(joint)節理は,地質学的には破断面に沿う変位が肉眼で認められない明瞭かつ平滑な割れ目の総称である。力学的には,多くの場合引張破壊によって形成され、広域的な造構応力や間隙水圧,マグマの冷却,地殻中の残留応力など,様々な要因で形成されたものが含まれている。節理は形成時には密着しているが,重力やその他の要因によって容易に開口する。節理の発達する斜面では,節理によって区切られた大小様々なブロックの挙動が斜面崩壊を規制する場合がある。また,節理に沿って風化や劣化が進むことも斜面崩壊に大きな影響を与える。 また岩盤層には、地震等によりクラックが入りやすい。つまり、有害物質が捨てられた場合には、速やかに地下水が汚染されてしまう土地だということです。 また、全国の数々の差止事例において、ほぼ全ての判例が「有害物質の混入が不可避であること」と「汚染水が処分場外に拡散していくこと」の2点を判決理由として差止に至っています。つまり、安定型産業廃棄物最終処分場は環境破壊や自然破壊を引き起こす恐れがあると数多くの裁判で認められています。 日本弁護士連盟が2007年に国に提出した意見書に「(前略)国も、安定型処分場の問題点を認識し、(中略)度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行なってきた。 (中略)しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出拡散の危険性は、全く解決されていない(中略)安定型処分場の概念が破綻していることを裁判所が認めている(後略)」とあります。 2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。 (前略) 第一に、その名と違い,安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより,化学的変化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。 第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しえないことである。安定型処分場はしゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから,同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば,同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。 しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。(中略) 国も、安定型処分場の問題点を認識し,度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降,度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきた。 (中略) しかし、これらの改正によっても,安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性,即ち性質が安定していないものがあること,あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。(中略) このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において,裁判所は,安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し、相次いで住民側の訴えを認め,安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。 (中略)安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に,水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば,水道水源が汚染され、多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。 以上から、 本件事業用地内に振った雨水が埋め立てられた安定型産業廃棄物を経由した場合には、地下水として深部まで浸透し、そこから本件事業用地外へと浸透し、周辺地域への地下水に影響することは容易に予測、予見できます。	B・F G・N
	理由	記載なし

No.			見解（該当区分）
1346	意見	30年前、ゴルフ場開発で、かなり地域を分析するいやな思いをした、気憶がよみがえって来た、その時は何が何でもリゾート法にのっとり、金を使って、田舎の純心な心をめちゃくちやにし、後の土地は係争中と言いのがれで、水路や里道の修理に連絡しても返事もせずやっぱりエエカゲンな会社を沢山作り、今頃産廃処分場を作るに当り、絶対迷惑のかからない、きれいな水を出し、きちんと守り、石綿含むプラスチックも、埋めて、後処理もやりますと、誰が信用しますか。 事務所だけTELだけの会社を置いて、税も払わず、塩漬けにして、地域の迷惑考えたら道を修理しておけばお互い便利になるのにホントに先を考えないで、その場だけうまく逃げきる本心が見え見えの人間ばかりまじめな人が居ないのか 北村守はどこ行った。笹川はどうしてるのか？	N
	理由	記載なし	
1347	意見	A2に対して： 全国の数々の差止事例において、ほぼ全ての判例が「有害物質の混入が不可避であること」と「汚染水が処分場外に拡散していくこと」の2点を判決理由として差止に至っています。つまり、安定型産業廃棄物最終処分場は環境破壊や自然破壊を引き起こす恐れがあると数多くの裁判で認められています。（*1参照） 「環境保全施設であるとも考えられます」とは、一体何を寝ぼけたことをおっしゃっておられるのでしょうか？ *1:2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。 （前略） 第一に、その名と違い、安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより、化学的变化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。 第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しえないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから、同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば、同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。 しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。（中略） 国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきた。（中略） しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の間全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性、即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。（中略） このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において、裁判所は、安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し、相次いで住民側の訴えを認め、安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。 （中略）安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば、水道水源が汚染され、多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。 以上より、本件事業は環境破壊や自然破壊につながると言えます。 「本件事業が必ずしも環境破壊や自然破壊につながるとは思えません」と言われるのであれば、上記意見書の内容を覆す証左をお示し下さい。 「環境保全施設であるとも考えられます」って・・・(笑)冗談も休み休み言って下さいね。	B
	理由	記載なし	

No.			見解（該当区分）
1348	意見	(A1.2に対して) 我久住民に「社会的意義」を説くのはお門違いです。 住民に対し誠意がなさすぎます。 「日弁連の国に提出した意見を知っている」とあるが、理解してこの様な事を言うのですか、「安定型最終処分場が新規に許可すべきではない」とする日弁連に、又、「人格権」に依って住民側が勝訴している多くの裁判例を出している裁判所にあなた方が意見書を提出し、申し立てをすべきでしょう	A・B
	理由	上記と同じ	
1349	意見	(A.5に対して) 「後世に引き継ぐための循環型社会を構築するためにも適正処理が出来る安定処分場は必要不可欠である」というのは詭弁です。 処分場という「負の財」のどこに循環型があるというのですか? 産廃処分費というあなた方が手にする莫大なお金がどこに循環されるのですか?自然環境にも、私達動物にも決して処分場は循環悪となる。 このままでは全国各地で全国各地で大気や土壌や水質が汚染される事になり「資源循環型社会」ではなく「汚染循環型社会」が出来上がってしまう、と専門家は指摘しています。	A
	理由	上記と同じ	
1350	意見	(A.6.7.8に対して)「本件事業が実現すれば「地域との共生」そのものといえる」 とあるが、住民誰一人として産廃処分場の上に施設を望む人は居ないでしょう跡地からは有害物質が地表に噴出する危険性は、ラブキャナル事件、東京江東区で起きた「六価クロム事件」でも現実起こっています。ラブキャナル事件は埋立完了後25年以上たってからの事件です。当然ご存知かと思います。 又、硫化水素が発生しないとする御社の計画において「ガス抜き管」の設置は矛盾しているのではないかと 有毒ガスの発生する場所に誰が立ち入るでしょう。	A・G
	理由	上記と同じ	
1351	意見	(B.3.4に対して) 「廃掃法は改正されてない」という表現は間違いです。日弁連の意見書に「2000年からは毎年法改正が行なわれてきたが」と示し、法改正が行なわれている証となる。 「事業自体が規制されていて然るべきである」と御社は国の法が整備されてないのを掲げ、私達住民の生活を脅かす事業ではないという論理だが、過去に環境汚染ともたらした安定型処分場は、数多く存在する。 法で規制されてないから安全とは限らない事業は事実で証明されている。	B
	理由	上記に同じ	
1352	意見	(B.7に対して)「有害物質を排水しないことは保障できます」がとあるが、その「証明」は出来ない...となるが「保証」ではなく「保障」なのですね。それでは始めから証明はありえない。言葉での誤魔化しはやめて下さい。「疎明」も証明になるものではない。有害物質を拡散しないという事が不可能である事は多くの判例が示すとおりである。	B
	理由	上記に同じ	

No.			見解（該当区分）
1353	意見	F2(3)に対して 埋立地の底面全体に隙間なく集水感が張り巡らされる構造ではなく、基本的に遮水シートなしの素掘りの穴です。ということは、ほとんどの雨水排水は素掘りの穴からそのまま地下の土壌や地下水に浸透して行きます。 一部にだけ「多孔性の浸透水集水管」を設置し、部にだけ設置した集水館で集められた一部の雨水排水だけを、わざわざ「コンクリート」で造った溜池に溜めた後「水処理施設」を通し「浄化」することにどのような意味があるのでしょうか？ 全国の数々の差止事例において、ほぼ全ての判例が「有害物質の混入が不可避であること」と「汚染水が処分場外に拡散していくこと」の2点を判決理由として差止に至っています。つまり、安定型産業廃棄物最終処分場は環境破壊や自然破壊を引き起こす恐れがあると数多くの裁判で認められています。 2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。 (前略) 第一に、その名と違い,安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には,酸性雨などにさらされることにより、化学的変化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。 第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しえないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから、同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば,同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。 しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。(中略) 国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降,度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきている。(中略) しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし,安定5品目自体の問題性、即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。(中略) このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において、裁判所は、安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し、相次いで住民側の訴えを認め、安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。 (中略)安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置操業されれば,水道水源が汚染され,多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。 上記、日弁連の意見書に書かれた事実を踏まえた上で、もう一度伺います。 埋立地の底面全体に隙間なく集水感が張り巡らされる構造ではなく、基本的に遮水シートなしの素掘りの穴です。ということは、ほとんどの雨水排水は素掘りの穴からそのまま地下の土壌や地下水に浸透して行きます。 一部にだけ「多孔性の浸透水集水管」を設置し、一部にだけ設置した集水館で集められた一部の雨水排水だけを、わざわざ「コンクリート」で造った溜池に溜めた後「水処理施設」を通し「浄化」することにどのような意味があるのでしょうか？ それで御社は「周辺地域の地下水の水質が悪化したり、あるいは周辺の地下水に有害物質が含まれるようなことは想定できません」と結論しているわけですが、理屈が全く通っていません。一般に通用する論理展開と、上記、日弁連の意見書に書かれた事実を覆す証左を求めます。	B・F
	理由	記載なし	
1354	意見	(B3.10.11.12.13に対して) 10.は裁判所の判例に対しての反論ですね、私達住民に言う事ではないです。 11.は日弁連の意見書に対しての反論ですね、これも私達住民に言う事ではありません。 あなたは裁判例や日弁連の憲法の「人格権を重視した」意見に対し真逆な論理ですが、それが御社の社論であるならば、反社会的会社と言えます。	B
	理由	上記に同じ	

No.		見解（該当区分）
1355	意見 A6に対して 防災拠点施設として利用できる場所は各地域の市民センターなどが既にあります。地域として特に新たに必要とはしておりませんし、御社にお願いもしておりません。 そもそも私たち地域住民にとっては、本件事業自体が深刻な災害になりうると考え(*1参照)、多くの人が反対しているという状況下において、この提案は意味不明です。 *1:2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。 (前略) 第一に、その名と違い,安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより,化学的変化を起こして,有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。 第二に,より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業読物との分別が貫徹しえないことである。安定型処分場は,しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから。同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば,同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。 しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。 (中略) 国も、安定型処分場の問題点を認識し,度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきた。 (中略) しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性,即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。(中略) このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置操業に対する反対運動が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において,裁判所は、安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し、相次いで住民側の訴えを認め,安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。 (中略)安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば,水道水源が汚染され,多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。 本事業用地は、事業が行われた場合、「同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然」なのですよ。そんな場所に一体だれが避難したいと思いますか？ 本事業こそ、私たちにとって最大の災害なんです 「防災拠点施設として利用できる」って・・・(笑) いやいや...これって、もはやブラックジョークの域ですね。 地域住民を馬鹿にするのもいい加減にしてください。	A・B
	理由	記載なし

No.			見解（該当区分）
1356	意見	(B.13.14に対して) 安室型産業廃棄物最終処分場が正常、適正、適法に運営しているか否か、ではなく、その様にたとえ運営されていたとしても、裁判例の多くが指摘している「安定5品目自体の有害性」を覆す証左が必要という事です。 AIで調べて下さい。「安全5品目の有害性」沢山出て来ます。	D・F K
	理由	上記に同じ	
1357	意見	(C.1について) 「今後も計画内容が見直される可能性があります。」とありますが、計画内容が見直された場合は最初から住民説明会を行ってくれるのですね。	K・N
	理由	上記に同じ	
1358	意見	(C4.に対して) アセス対象の大規模な事業計画とせず、換言すれば、大規模な事業計画にすればするほど、周辺地域への影響が大きくなりますので・・・」とありますが、換言すれば「アセス逃れの小さい事業でも周辺地域への影響はあります」という事になります。	C・N
	理由	上記に同じ	
1359	意見	(D.7について)日弁連の意見書のコピーを添付します。 2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。 (前略) 第一に、その名と違い,安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより,化学的変化を起こして,有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。 第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しえないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから,同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば,同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。 しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。(中略) 国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として,1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきている。(中略)	B
	理由	記載なし	

No.			見解（該当区分）
1360	意見	C以降の全ての見解に対して： 全国の数々の差止事例において、ほぼ全ての判例が「有害物質の混入が不可避であること」と「汚染水が処分場外に拡散していくこと」の2点を判決理由として差止に至っています。つまり、安定型産業廃棄物最終処分場は環境破壊や自然破壊を引き起こす恐れがあると数多くの裁判で認められています。 2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。 (前略) 第一に、その名と違い,安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより,化学的変化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。 第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しえないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから、同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば、同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。 しかし、ほとんど全ての安定型処分場において,安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。(中略) 国も、安定型処分場の問題点を認識し,度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降,度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきている。(中略) しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性,即ち性質が安定していないものがあること,あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。(中略) このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が激化し,訴訟が提起された。これら訴訟において、裁判所は、安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し、相次いで住民側の訴えを認め,安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。 (中略)安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば,水道水源が汚染され,多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。 以上の内容を覆す証左がない限り、私たち地域住民が御社の事業計画に合意することはありません。とにかく、上記内容を覆す証左をお示してください。	B
	理由	記載なし	
1361	意見	(Eの5に対して)判例:水戸市安定型最終処分場操業差止事件(東京高裁H19年1月29日判決) 「人格権侵害されるおそれ」という理由で差し止めになった。 (判決文より抜粋) 「すなわち本判決では、マニフェストおよび展開検査によっては、本件処分場に有害物質が搬入されないことが保証されているとはいえないとしたが、この点は千葉判決も同じ判断を示して安定型処分場に安定型産業廃棄物以外のものが混入することは不可避であるとした。(中略)とりわけその処分場が水源地に設置されることによる影響は予測不可能であり、その結果は不可逆的なものであって、文字どおり取り返しのつかないことになる。 本判決の示した判断は、今後も定着していくものと思われる	B
	理由	上記と同じ	

No.			見解（該当区分）
1362	意見	A7に対して: 本件事業は循環型社会を知るための施設や、教育活動の場には成り得ません(*1参照) *1:参考図書:熊本一規著「日本の循環型社会づくりはどこが間違っているのか?」 もし御社が本当に環境問題の解決に興味があるのであれば、こういった根本的に環境問題の解決方法を模索し、提案されている書籍をご一読下さい。 そうすれば、「本件事業そのものが循環型社会を知るための施設であり、この施設を教育活動の場として提供し、廃棄物エネルギーの研究や開発にも寄与できれば」などといった戯言は、おっしゃられなくなると思います。 また、2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。 (前略) 第一に、その名と違い,安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより、化学的変化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。 第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しえないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから、同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば,同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。 しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。(中略) 国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として,1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきている。(中略) しかし、これらの改正によっても,安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし,安定5品目自体の問題性,即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。(中略) このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において,裁判所は、安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し,相次いで住民側の訴えを認め、安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。 (中略)安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば、水道水源が汚染され,多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。 このような環境汚染や健康被害を引き起こす恐れのある施設を「教育施設として提供」して欲しいなどと思う人がこの世にいるでしょうか?そんな恐ろしい場所に誰が近寄りたいと思うでしょうか? そもそも、私たち地域住民は御社に対し、「教育施設を提供して欲しい」などと一度も希望したことはございません。勝手に提供(作ってあげるから待ってね)」的な物言いをされても、キョトン?(なんのこと～?)ってなります。 このような御託を並べて「本事業には社会的意義がある」と私たち地域住民に言い募るとは、一体どういう見なののでしょうか?なんでも好き勝手に書けばいい、というものではないでしょう? 見解書って、三重県の産廃条例に基づく「合意形成手続き」の中で事業者が地域住民の不安や疑問に対して、誠心誠意を持って回答するという場ですよ?縦覧もされて世間に晒される場ですよ?こんなヘンテコリンなことばかり書いて、恥ずかしくないのですか? ちゃんとまともな見解書を書いて下さい。お願いします。 「社会的意義」などと主張する前に、まず上記の日本弁護士連合会による意見書の内容を覆し、本事業の安全性を証明できるような証左を提示しなさい。話はそれからです。	A・B
	理由	記載なし	

No.			見解（該当区分）
1363	意見	(Eの5に対して) 「マニフェスト制度が内包する根本的欠陥は排出事業者に全面的に依拠した制度であることです。(中略)報告書に事実が記載されるとはかぎりません。 そればかりか、そもそも排出事業者は廃棄物処理になるべくお金をかけたくありませんから、管理票を発行するとはかぎりません。制度全体が機能しません」この様に専門家の見解があります。	D・I
	理由	上記に同じ	
1364	意見	(Eの7に対して) 「国も安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年以降、度々廃掃法及び関係法令の改正を行ってきている」と日弁連は説明している。 展開検査の義務化もその改正した方法ではあるが、日弁連はさらに「いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別する事は極めて困難であるし、5品目自体の問題性、即ち性質が安定してないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性のあることも、何ら解決されていない」と説明。	B
	理由	上記に同じ	
1365	意見	(Fの(1)ウ、エに対して) 伊賀市水道部で年1回の水質検査は、御社の事業計画地より4キロ程川下に当る山田水源の水を採水する。 採水場所の異なる水質検査の結果が果して「安全性の担保」なり得るのか？ その上、年1回のみ水質検査が何の保証になるのですか。毎日排水は流されているのに、水道水源地であるのに、農業用水であるのに御社は産廃処分場を、その問題点と、問題視しない会社です。	F・K
	理由	上記に同じ	

No.		見解（該当区分）
1366	意見 A8に対して: 私たち地域住民はそもそもA6もA7も①②③も、どれ一つとして希望しておりません。私たちが希望しているのは「本件事業が実現しないこと」です。 2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新親に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。 (前略) 第一に、その名と違い,安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより,化学的変化を起こして,有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。 第二に、より深刻な問題として,安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しえないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから,同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば,同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。 しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。(中略) 国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきた。(中略) しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし,安定5品目自体の問題性,即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。(中略) このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が激化し,訴訟が提起された。これら訴訟において,裁判所は、安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し、相次いで住民側の訴えを認め、安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。 (中略)安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば、水道水源が汚染され、多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。 以上より、私たちは「本件事業が実現しないこと」を切に願っております。 その私たち住民の想いを全く無視して「本件事業の実現によって6や7、①②③を地域に提供できれば、地域との共生が成り立つ」などと明後日な、意味不明な提案を一方的にしてこられるとは、本当に呆れます。 ①地域の行事や催物への積極的な参加・協賛➡絶対に来ていらんし・していらん。 ②本件事業地の造成工事時に発生する伐採した木の有効活用➡カンケー無し! ③本件事業終了後の跡地利用➡そんな恐ろしい場所に誰も近寄りたくないわ〜!!! 「地域との共生」って...(笑) ここまで来るとブラックジョークを超えて、ほとんどパロディーですね。 いい加減にしてください。 ここは見解書の場合ですよ。 あなた方が私たち地域住民と合意形成に向かうつもりがあるとは到底思えません。あきらかに、私たち地域住民に対してケンカ売っておられますよね?わざとですか? 次回からはこんな馬鹿げた見解を表明するのは本当にやめていただきたいです。お願いします。こんな意味不明な文章に再意見を書かなくてはいけないなんて時間とエネルギーの無駄です。(あ・・・もしかして・・・実は、それが目的なのでしょうか?まさかね。笑) もしそうだったら、パロディーちゃうやん、ホラーやん! 見解書のAがあまりに意味不明すぎて、妄想が炸裂してしまいました。失礼致しました。 理由 記載なし	A・B

No.		見解（該当区分）
1367	意見 B2に対して： 全国の数々の差止事例において、多くの判例が「有害物質の混入が不可避であること」と「汚染水が処分場外に拡散していくこと」の2点を判決理由として建設される前に差止に至っています。つまり、安定型産業廃棄物最終処分場は環境破壊や自然破壊を引き起こす恐れがあると数多くの裁判で認められています。(*1参照) *1:2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。 (前略) 第一に、その名と違い,安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより、化学的変化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。 第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しえないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから,同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば、同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。 しかし、ほとんど全ての安定型処分場において,安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。(中略) 国も、安定型処分場の問題点を認識し,度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきている。 (中略)しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性,即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。(中略) このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置操業に対する反対運動が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において,裁判所は,安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し、相次いで住民側の訴えを認め,安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。 (中略)安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置操業されれば,水道水源が汚染され、多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。 以上から、 個別的事情などは全く関係なく、安定型産業廃棄物最終処分場運営事業そのものの安全性が疑われるという理由で安定型処分場の設置が差止となっているということが分かります。 つまり、 安定型産業廃棄物最終処分場運営事業そのものが否定されているわけです。 この事実をまさかあなた方が知らないわけではありませんよね？ このことを知った上で「安定型産業廃棄物最終処分場運営事業そのものが否定されているものではありません」と言われているのだとしたら、それはどういうわけでしょう？ 私たち地域住民がそんなことは知らないだろうと思って「当該安定型産業廃棄物最終処分場の経営者の個別的事情が大きく反映されており」などという見解を書いてこられるのでしょうか?不誠実にも程がありませんか？ 地域住民を騙すような文章を作成している暇があったら、さっさと上記、意見書の内容を覆す証左を示して下さい。 意義のある、まともな見解を求めます。	B
	理由 記載なし	

No.			見解（該当区分）
1368	意見	F(2) 水質汚染の恐れがあるからこそ、処分場を水源保護区域に造ることは条例で規制されているのにそれについては言及していませんね。 なぜ、過去に水質汚染・環境汚染ともたらした事例が数多くある処分場を水源保護区域に造るのか、答えて下さい。 埋め立て終了後の10年後、20年後の処分場の土の中の化学変化を止める事は誰にも出来ません。	F・I M
	理由	上記に同じ	
1369	意見	(F2の(1),(2)(3)に対して) ボーリング図10番がありません。 「用地の地表3m以降の地下には強固な岩盤層が存し、地下水に浸透しない」としているが、 岩盤が学委員会に依れば、一般に岩盤には多くのクラックが有ると記される。そのクラックに排水が深部まで浸透し又近く起こるとされる大地震によりさらにクラックが入り、結果水質汚染は必ず起こる。 G.7のイに用地は②谷底の平坦な山林です。とあり、F2.の(3)多孔性の浸透水集水管」を埋めても、集水出来るのはわずかである。	G
	理由	上記に同じ	
1370	意見	(I全体) 廃掃法で廃止基準が定められており、その基準をクリアしたとしても、10年後、20年後の環境汚染の恐れを担保したものではない。そして御社が存在すれば責任追求出来るが、埋立て終了後に存在する保証はない。親会社のデイリー社も責任は負わないと言う。	I
	理由	上記に同じ	
1371	意見	(J)私達は稲作を生業をしています。 毎年「伊賀米特A」の評価をもらっています。 「山間地のきれいな水から出来たコシヒカリ」と伝え個人販売も行ない関東から年間通じて何人も買ってくれます。信用で繋がっている人に川上に産廃処分場が出来たならば、伝える責任があります。 人として当り前の事です。裁判になればマスコミが報道するでしょう。「伊賀米コシヒカリ」ののれんは傷がつき大打撃をうけます。事業が許可されたならば損失補償義務が生じます。	F・J K
	理由	上記に同じ	
1372	意見	(Iの9.10.11.12に対して) 見解書に行政代執行を出してくる御社の常識を疑います。日弁連に依ると「全国に多数存在する産廃処分場事件のすべてで全量撤去基本をする原状回復を図るには1兆円以上の費用を要すると危惧され財政難に喘ぐ国や地方自治体が躊躇せざるを得ない面があることは否定しがたい。」とあります。 三重県でも2024年1月19日朝日新聞に依れば行政代執行求償、未償額75.8億円を背負っている現実に御社は「代執行がありますから」と御社の存続が不確かな事を示唆している。 私達の血税である公金の不当な支出に当たる。	I
	理由	上記に同じ	

No.			見解（該当区分）
1373	意見	B3に対して： 「安定型産業廃棄物最終処分場運営事業それ自体が周辺住民の生活を脅かし、危険な事業"であるとするならば、既に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」といいます。)が改正され、その事業自体が規制されていて然るべきです。」と述べておられます。2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。(前略)国も,安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきた。 (中略) しかし、これらの改正によっても,安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性、即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。(中略)このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において,裁判所は、安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し,相次いで住民側の訴えを認め、安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。(中略)安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば,水道水源が汚染され、多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。 つまり、国が規制していないのではなく、規制しても規制しても、安定型処分場の危険性は解決されず、周辺住民の生活を脅かし続けているという悲惨な状況に対して、日本弁護士連盟が国に対して「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」を提出するに至ったわけです。 ちなみに、この日本弁護士連盟の意見書の内容は阿波・山田・布引地域住民自治協議会によって各地域で全戸配布あるいは全戸回覧されており、地域住民は皆、理解しております。その私たちに対してこのような見解は適用いたしません。以後、お控えください。	B
	理由	記載なし	
1374	意見	(K2(4)、K3（3）に対して) 万が一水質、排ガスに基準値超えな数値が検出された場合解消できるような措置を講じます」とあるが具体的に措置とは、どのような事が説明して下さい。	K
	理由	上記と同じ	
1375	意見	事業計画に反対します 見解書項目Aについて、 当該項において御社は産業廃棄物最終処分場の「公共性」を示唆されているものとお見受けいたします さて、項目Bにおいて「有害物質が混入していないことの証明がほぼ不可能」と記載されていますので我々地域住民の健康被害のおそれがあることを逆説的に証明しております 御社の示唆されていると思われる「公共性」は、我々地域住民の健康被害のおそれより重視されるものとお考えでしょうか？ 御社の掲げている「企業目的」と「経営理念」を熟慮の上、ご回答ください	A
	理由	上記と同じ	
1376	意見	事業計画に反対します 見解書項目Bについて、 御社は健康被害への不安を払拭できていないと認めています 住民側の不安を払拭するには根拠を以って以下の説明が必要です ①当該産業廃棄物処理施設に有害物質が搬入されないことを確実に保証する客観的な根拠を示しなさい ②当該産業廃棄物処理施設に有害物質が搬入されても水源地に流出して汚染することを確実に防止する客観的な根拠を示しなさい	B・N
	理由	上記と同じ	

No.			見解（該当区分）
1377	意見	事業計画に反対します 見解書項目Aについて 最終処分場の必要性を否定しているわけではない。 環境汚染、とりわけ飲料水汚染をもたらさないような最終処分場を建設しなければならないのは当然のことです。	A・N
	理由	上記と同じ	
1378	意見	B4に対して: 仮に安定型処分場運営事業の廃止等の規制が現時点においてなされていないからといって、そのことが周辺住民の生活を脅かさない安全な事業であるということの証明にはなりません。 2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。 (前略) 安定型処分場は、法の理念と裏腹に粗雑な運用がなされ、多くの問題を引き起こしてきた。特に有名であるのは、1999年(平成11年)10月、福岡県筑紫野市の安定型処分場で発生した硫化水素による中毒が原因と疑われる作業員3名の死亡事故である。安定型処分場で処分される安定5品目は有機物を含有しないか溶出しないものであるため、埋立処分によって硫化水素が発生することは、その性質からはあり得ないことである。 また、滋賀県栗東町の安定型処分場でも2万ppmを越える硫化水素ガスが検出された。裁判例として現れたものの中にも、宮城県柴田郡村田町の安定型処分場の事例では、2万ppmを越える硫化水素が検出されていたことが明らかとなっている(仙台地裁第4民事部平成13年7月19日決定)。 このように、大きな社会問題となった事例以外にも、各地の安定型処分場で硫化水素の発生が確認されている。これらは、悪質な安定型処分場からの硫化水素による周辺環境汚染の実例であり、安定型処分場の周辺は、常にこのような環境汚染の脅威にさらされることになる。 また、当連合会が2005年(平成17年)11月に調査した三重県四日市市大矢知のように、許可された容量を大幅に超えて廃棄物が搬入され、山のように積み上げられるというような法を無視した操業を行う処分場もしばしば見られる。(中略) 前記のとおり、国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきた。 (1)特に、1997年(平成9年)の法改正は、最終処分場の逼迫、施設の設置をめぐる地域紛争の激化、不法投棄などの主として産業廃棄物をめぐる諸問題への対応策として、廃棄物の適正処理を確保するため、廃棄物の減量を推進するとともに、施設の設置にかかる規制の見直しや不法投棄対策の強化等の総合的な対策を講ずることが改正の趣旨とされた。 (中略) (2)また、上記に伴い、安定型処分場に関する関係政省令も改められた。この具体的改正点は別紙に記載したとおりであるが、上記で指摘した安定型処分場の問題点を意識していることが窺える。 (3)しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性、即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。実際4項で述べたような全国の問題事例は一向に減少していない。 以上のとおり、実際、環境汚染をもたらした安定型処分場は数多く存在しています。ですから、仮に法で規制されていなかったとしても、だからといって安全だとは限らないということはすでに多くの事実で証明されています。 そして、上記意見書に「国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきた。」とあるように、廃掃法は度々改正されていますし、国も「安定型処分場の問題点を認識し」ています。 事業の廃止等の規制がなされていないからといって、安全な事業であるということにはなりません。	B
	理由	記載なし	

No.			見解（該当区分）
1379	意見	事業計画に反対します 見解書項目Aについて、 定型処分場運営事業が廃掃法上で規制されていないから、周辺住民の生活を脅かす事業ではない、という論理だが、過去に、環境汚染をもたらした安定型処分場は、数多く存在する。法で規制されていないから安全とは限らないことはすでに裁判例という事実で証明されている。 本事業の計画地は水源保護区域内であり、水源地への有害物質の搬入による我々住民の生命、身体、健康の侵害のおそれがあります 人格権の観点から生命、身体、健康の侵害が及ぶ本事業計画は許可できません 規制ではなく、根拠を以って我々住民の生命、身体、健康の侵害がないことを説明せよ	B・F N
	理由	上記と同じ	
1380	意見	事業計画に反対します 見解書項目Bについて、 「目の前に存在している廃棄物に有害物質が含まれていないこと」の証明の程度は「消極的事実の証明」には当たらない 有害物質が混入していないことの証明がほぼ不可能と見解書で言い切っているが、それは汚染のおそれがあることの証明である 従って、山田水源の飲み水の汚染のおそれがあるため人格権の侵害のおそれがあることから本事業を許可することはできません 当該産業廃棄物処理施設に有害物質が搬入されないことを確実に保証する客観的な根拠を示しなさい	F・N
	理由	上記と同じ	
1381	意見	事業計画に反対します 見解書項目Dについて、 搬入産廃が安定五品目に限られる保証はない(裁判でも認められている)うえ、安定五品目であっても、プラスチックの添加剤や可塑剤等の有害物質の混入は免れ得ない。 従って、山田水源の飲み水の汚染のおそれがあるため人格権の侵害のおそれがあることから本事業を許可することはできません 当該産業廃棄物処理施設に有害物質が搬入されないことを確実に保障する客観的な根拠を示しなさいを証明しなさい	E・F N
	理由	上記と同じ	

No.			見解（該当区分）
1382	意見	B5・6に対して： 各地区における説明会での御社の対応を見れば「できていない」というより、「する気がない」と表現の方が適切だと感じます。 たとえどのような説明をしていただいたところで、私たちの不安が払拭されることなど到底あり得ません。 2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。 （前略） 第一に、その名と違い,安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより,化学的変化を起こして,有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。 第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しえないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから,同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば,同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。 しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。（中略） 国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきた。（中略） しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性,即ち性質が安定していないものがあること,あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。（中略） このような実態から,全国各地で住民の安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において,裁判所は、安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し,相次いで住民側の訴えを認め,安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。 （中略）安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば、水道水源が汚染され,多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。 上記内容を覆す証左を出していただけたら、私たちの不安も少しは和らぐかもしれません。それ以外の説明は不要です。 他にどのような説明をしていただこうとも、上記意見書や、数々の判例が示す事実を前にしては全く意味をなしません。上記意見書の内容を覆す証左のご提示をよろしくお願いいたします。	B・M N
	理由	記載なし	

No.			見解（該当区分）
1383	意見	事業計画に反対します 見解書項目Eについて、 展開検査によるチェックは、量的にも無理(裁判でも認められている)なうえ、質的にも目視による有害性チェックは不可能。 従って、山田水源の飲み水の汚染のおそれがあるため人格権の侵害のおそれがあることから本事業を許可することはできません 当該産業廃棄物処理施設に有害物質が搬入されないことを確実に保証する客観的な根拠を示しなさいを証明しなさい	F・N
	理由	上記と同じ	
1384	意見	事業計画に反対します 見解書項目Fについて、 BOD,COD,SSは有機物による汚染の指標であり、安定五品目(有機物は含まれない)以外の廃棄物は搬入されないとされていることと矛盾する。 従って、山田水源の飲み水の汚染のおそれがあるため人格権の侵害のおそれがあることから本事業を許可することはできません 当該産業廃棄物処理施設に有害物質が搬入されないことを確実に保証する客観的な根拠を示しなさいを証明しなさい	F・N
	理由	上記と同じ	
1385	意見	事業計画に反対します 見解書項目Fについて、 遮水シートなしに汚水処理施設等を設けても無意味。 岩盤層には、一般に多くのクラックが存在しており、汚染をもたらす。 また、岩盤層には地震等によりクラックが入りやすい。地下水汚染をもたらす難い地層は岩盤でなく粘土層。それでも粘土層は、不透明水層でなく難透水層とされる。 従って、山田水源の飲み水の汚染のおそれがあるため、人格権の侵害のおそれがあることから本事業を許可することはできません 当該産業廃棄物処理施設に有害物質が搬入されても水源地に流出して汚染することを確実に防止する客観的な根拠を示しなさい	F・N
	理由	上記と同じ	
1386	意見	事業計画に反対します 見解書の項目A～Nは下記に対し説明ができていないことから再度提出します 本事業の排水下流には山田水源があります 本事業の計画地は水源保護区域内であり、源地地への有害物質の搬入による我々住民の生命、身体、健康の侵害のおそれがあります 人格権の観点から生命、身体、健康の侵害が及ぶ本事業計画は許可できません 上記に対し、以下2つの問いに答えなさい ①当該産業廃棄物処理施設に有害物質が搬入されないことを確実に保障する客観的な根拠を示しなさい ②当該産業廃棄物処理施設に有害物質が搬入されても水源地に流出して汚染することを確実に防止する客観的な根拠を示しなさい	E・F N
	理由	上記と同じ	

No.			見解（該当区分）
1387	意見	B7に対して: 証明もできない事柄を「保障できます」とはどういう論理展開なのでしょう？ (ちなみに、漢字が間違っています。この場合「保障」ではなく「保証」です) 2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。 (前略) 第一に、その名と違い,安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより、化学的変化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。 第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しえないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから,同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば,同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。 しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。(中略) また「消極的事実の証明」という言葉の意味を理解して使われていますか？ ウィキペディアの説明によると「消極的事実の証明とは、ある事実が存在しない事実(消極的事実)の証明や証拠を指す。」とあります。 つまり、御社は自ら「『有害物質を排水しない』という事実は存在しない」と明言されたことに他なりません。「消極的事実の証明」という言葉の使い方を間違えておられます。	B・N
	理由	記載なし	

No.			見解（該当区分）
1388	意見	Bの7～10について 有害物質は排出しないといっているが、粉碎された物質の選定は、目視では量的、技術的に不可能!!雨水にしみこんだ有害物質はいずれ下流域に必ず流れ出す、証明できないのであれば、なぜ有害物質を排出しない保障になるのか?おかしい!! まったく建設反対に対する屁理屈の見解といえる	F・N
	理由	記載なし	
1389	意見	B8・9に対して: (11)もちろんそんなものでは、有害物質を排水しないことの証明にはなりません。つまり、御社は私たち住民を納得させられる証明ができないということですね。 2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。 (前略) 第一に、その名と違い、安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより,化学的変化を起こして,有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。 第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しえないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから,同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば、同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。 しかし、ほとんど全ての安定型処分場において,安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。(中略) 国も、安定型処分場の問題点を認識し,度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降,度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきた。(中略) しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性、即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。(中略) このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において、裁判所は,安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し、相次いで住民側の訴えを認め、安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。 (中略)安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば、水道水源が汚染され,多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。 「有害物質を排水しない」というなら、一般に通用する証左を示してください。	B・F
	理由	記載なし	
1390	意見	B-12 まだ、問題が表面してないだけで、反対運動していなかった地域では、いずれ汚染物品が流れ出す危険性が充分考えられる 不安事案があるかぎり、人格権、水利権・漁業権の侵害はゆるさない 法定間争いで建設中止になった事業が今回の建設計画反対を証明している ゼツタイダメ!!	N
	理由	記載なし	
1391	意見	F-(2) 有物質等が付着、混入していない安定型産業廃棄物のみ受け入れ埋め立て管理します。と言っているが、粉碎された物質の選定は目視では不可能である。有害物質が含まれた水は排出される。	E・F
	理由	身体的人格権、平穏な生活権、水利権、漁業権が侵害される	

No.			見解（該当区分）
1392	意見	B10に対して： 全国の数々の差止事例において、ほぼ全ての判例が「有害物質の混入が不可避であること」と「汚染水が処分場外に拡散していくこと」の2点を判決理由として差止に至っています。つまり、安定型産業廃棄物最終処分場は環境破壊や自然破壊を引き起こす恐れがあると数多くの裁判で認められています。 2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。 （前略） 第一に、その名と違い、安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより、化学的変化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。 第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しえないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから、同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば、同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。 しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。（中略） 国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきている。（中略） しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性、即ち性質が安定していないものがあること。あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。（中略） このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において、裁判所は、安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し、相次いで住民側の訴えを認め、安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。 （中略）安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば、水道水源が汚染され、多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。 とあります。 私たち地域住民が本事業場の建設・使用・操業の差止を求める訴訟を起こし、裁判になったあかつきには、どうぞ法廷で「論理に飛躍がある」とご主張下さい。	B
	理由	記載なし	

No.			見解（該当区分）
1393	意見	B11に対して： そもそも「100%有害物質が排水される」などと誰が断言しましたか?今後、見解書においてこういった論理のすり替え、詭弁の手法を使うことは一切やめてください。 過去の数々の判例で「有害物質の混入が不可避である」と判断され、その結果「有害物質が排水される可能性がある」と判断され次々と差止に至っている現状です。「可能性がある」とは、たとえ1%だとしても可能性があるならば、そのような施設を建ててはいけないということです。 私たち地域住民一人一人が人格権(身体的人格権および平穏の生活権)を有します。この人格権は憲法13条を根拠とした実体法上の権利として認められています。人格権とはつまり、飲料水が汚染される恐れに脅かされることや、環境汚染を心配しながら暮らすこと自体が人格権の侵害にあたります。数々の判例において、住民の人格権に基づいた差止請求が認められています。 全国の数々の差止事例において、ほぼ全ての判例が「有害物質の混入が不可避であること」と「汚染水が処分場外に拡散していくこと」の2点を判決理由として差止に至っています。つまり、安定型産業廃棄物最終処分場は環境破壊や自然破壊を引き起こす恐れがあると数多くの裁判で認められています。 日本弁護士連盟が2007年に国に提出した意見書に「(前略)国も、安定型処分場の問題点を認識し、(中略)度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行なってきた。 (中略)しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていない(中略)安定型処分場の概念が破綻していることを裁判所が認めている(後略)」とあります。 つまり、国が規制していないのではなく、規制しても規制しても、安定型処分場の危険性は解決されず、周辺住民の生活を脅かし続けているという悲惨な状況に対して、日本弁護士連盟が国に対して「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」を提出するに至ったわけです。実際には規制や法改正は行われているということです。仮に安定型処分場運営事業が廃掃法上で規制されていなかったとしても、そのことが周辺住民の生活を脅かさない安全な事業であるということの証明にはなりません。 実際、環境汚染をもたらした安定型処分場は数多く存在していますので、仮に法で規制されていなかったとしても、だからといって安全だとは限らないということはすでに事実で証明されています	B・N
	理由	記載なし	
1394	意見	D:産業廃棄物1項－イ(見解書P-9) ・コンクリート片やがれき類に石綿含有産業廃棄物含むになっているが、石綿材は有害物質であり、アスベストによる健康被害(中肺腫等)が全国各地で多く実害が出ている。また裁判でも争われています。 ・石綿材は乾燥すれば飛散する。 ・がれき類には塗料・薬品等が付着している物もあり、有害物質に当たる。(フッ素系塗料等) E:埋め立てに関する確認方法6項(見解書P-13) ・有害物質の確認を積み込み時に除外するといっているが、本当に出来るのか？ ・展開検査とは具体的に説明して下さい。検査キット等とは何？ F:水質汚染防止(見解書P-15) ・水の浸透は止められない。地下に浸透した汚染水は直ぐには出ない。3年・5年・10年・20年後に出る可能性が高い。いつまで検査(頻度・期間)するのか?また出た場合の対処は？ ・地下水を止めるには周囲を地下の岩盤まで地下連続壁で囲ってしまう方法がある。 I:埋め立て後の維持管理5項(見解書P-25) ・産廃事業が途中で売却・倒産等による放置が全国で問題となっています。本件もゴルフ計画と同様に施工途中で中止に、また埋め立て後、そのままにされてしまう事が考えられる。 J:風評被害3項(見解書P-27) ・風評被害が発生した場合は、適切な補償をしなければならないとなっていますが、産廃施設が許可になった時点で風評被害が発生するということをわかっていない。 ・風光明媚・水清く空気もきれいな阿波のイメージが損なわれ、伊賀ブランドとして位置づけされた伊賀米・伊賀牛などの価値が下がる。また農産物への影響や観光客の減、また都会からの伊賀地区への移住者も避けることが考えられ、阿波地区だけではなく伊賀全体に風評被害が想定される。 ・5項でより安心して頂く努力して行く所存です。とあるが努力とは何？ ◎地域としても、個人としても設置は絶対反対です!!	D・E F・I J
	理由	記載なし	

No.			見解（該当区分）
1395	意見	(F)に対して 2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。 (前略) 第一に、その名と違い,安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより、化学的変化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。 第二に、より深刻な問題として,安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しえないことである。安定型処分場は,しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから、同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば,同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。 しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。(中略) 国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として,1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきた。(中略) しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性,即ち性質が安定していないものがあること,あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。(中略) このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置操業に対する反対運動が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において、裁判所は、安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し、相次いで住民側の訴えを認め、安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。 (中略)安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に,水道水源地に安定型処分場が設置操業されれば,水道水源が汚染され、多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。	B
	理由	記載なし	
1396	意見	(Dの2.) 硫化水素の発生原因は廃石膏ボードの埋立てだとしているが、限定出来ない。 1.有機物の混入も原因(自然土壌、木も) で悪臭対策の硫化第1鉄も原因となる 御社は有機物の混入はない...としているが、水質検査項目のBOD、COD、SSは有機物の汚染の指標であって、安定5品目(有機物は含まれない)以外の廃棄物は搬入されないとしていることと矛盾しているが。	D
	理由	上記と同じ	
1397	意見	伊賀環境サービス(株)と、事業協力会社とである(株)デイリー社および土地所有者が資金、人材や権利関係においてどのような関係にあり、問題が発生した場合に、対応が適切に行われることの裏付けがない。	K
	理由	説明会資料では、同社の資本金の額や事業資金が調達されるのか、記載されておらず、事業者の当事者能力が明らかにされていない。 回答が、事業計画見解書からは読み取れない。	
1398	意見	伊賀環境サービス(株)は、この事業のために設立された法人とのものであるが、処分場を安定して運営できるだけの資金力や技術力を有していることの裏付けがない。	I
	理由	説明会資料では、同社の資本金の額や事業資金が調達されるのか、記載されておらず、事業者の当事者能力が明らかにされていない。	

No.			見解（該当区分）
1399	意見	廃棄物を埋め立てる際、遮水シートを地山との間に設置するのか、設置しないのであれば、事業場内の浸透水を保有水集排水施設で全量を集めることはできず、浸透水が漏れ出てしまう。	F・G N
	理由	説明会資料では、工法について記載されていない。 回答が、事業計画見解書からは読み取れない。	
1400	意見	山林から埋立地となるため、流出計数の関係で調整池が設置されているが、埋め立て期間中に降った雨水は、表面水として、調整池に流入することになり、廃棄物を埋め立ての上部に設けられた展開検査所場(廃棄物を下す)部分に降った雨水も汚染の可能性のある表面水として、調整池に流入してしまう。	F・M N
	理由	説明会資料では、対応策について記載されていない。 回答が、事業計画見解書からは読み取れない。	
1401	意見	事業計画の社会的意義について、計画さえない、できもしない意義を説明会資料に記載し、関係住民を欺こうとしている。 説明資料に防災防災拠点施設という架空の意義を記載していたことについて、説明会参加者に訂正し、謝罪すべきである。	A
	理由	説明会資料では、項目間で記載内容が矛盾している。 説明書P21-1本事業の社会的意義6行目 更に、近年頻発する大規模災害等に備えるための防災拠点施設として説明書P71-2事業の概要(11)最終処分場の維持管理方法46行目 埋立終了後の跡地は、覆いの損壊を防止するため、張芝および植栽等の措置を講じます。 見解書P5A6 また、本件事業用地が防災防災拠点施設として利用できるとすれば、と仮定の話であることが明らかにされているが、地方公共団体や地元に対しても説明もされていない机上の計画であるのに、社会的意義に記載しており、常識では考えられない内容である。	

No.			見解（該当区分）
1402	意見	Iの見解書について、 本件事業の埋立終了後の維持管理は本気できっちりしようとお考えいただいていますか。 見解書を読んでいると経費的な事はわかりますが、2年位して行政庁へ責任転嫁できることありきの説明のように思えます。基準は基準でしょうが、丁寧にこれだけはやってほしいです	I
	理由	50cm程の土をかぶせるだけではゴミの露出などが心配です	
1403	意見	見解書F、G、I、Kは、抽象的に述べているだけであり、下記理由欄に示す具体的な質問への答になっていないので、再見解を求めます。	G・I N
	理由	・事業計画等説明資料の(9)主要な施設④集排水施設に位置付けられている浸透水排水管と浸透水溜池及び水処理施設の関連性が不明瞭である。 ・排水処理施設の維持管理に関して、閉鎖完了時(2033年8月?)以降の管理体制に言及されていない。 ・閉鎖完了時や事業撤退時、会社の倒産・機能不全時等不慮の事態について、処理水の水質確認、機械設備の維持管理(稼働保証)が不明である。 ・防災暗渠排水計画平面図(図面3、図面5)に、正面左側(東側)の有孔管の記載がない。 (図面5(No.12)等では東側3本、西側1本の計4本のみ) ・事業計画等説明資料の図面2・図面5では、暗渠排水有孔管のφ300の設置位置が谷底に沿わせているようには見えない、最終処分場内の地下浸透水を全て管に乗せ円滑に流せるとは思えない。 ・浸透水排水本管中φ300に接続する補助管径は一般的にφ200とされているが、中φ100にした根拠の説明がない。 ・埋設布団籠(蛇竜)の構造〔高さ・長さ・厚み〕が不明である。 ・同の堰堤機能や集水機能の説明が不明不足である。 ・間隙水圧を低減させるに効果的な浸透水集排水管(有孔管)の機能劣化(目詰まりや切断・潰れ)時の復旧対応が不明である。	
1404	意見	交通計画に関しての配慮事項では、市道への対応が簡単すぎる。見解書Hは、重きを国道においており、市道の記述はH7のみである。 よって、下記①～⑦について、理由を踏まえての再見解を求める。 ①国道と市道の交差点付近のそれぞれの右折用車線や右折溜を設置されたい。 ②市道区間の要所における相互通行用の待避所の設置を検討されたい。または、市道を 含めアクセス道を全線2車線とされたい。 ③市道と施設への進入道路の接続(交差点)付近の車両待合所(車・車廻・転回場)の設置を検討されたい。 ④セル・サンドイッチ工法に使う覆土の交通計画〔運搬計画〕を示めされたい。 ⑤市道区間内における農業用資材等荷捌所の設置を検討されたい。 ⑥市道の側溝と兼用の農業用水路及び市道地中に埋設されている農業用給排水管等の保護(保全)策を示されたい。 ⑦道路法等の協議は関係機関と綿密な打ち合わせが当然のこととして必要であろうが、市道の改築等は起因者である貴社がすべきことと考える。道路法第24条に定める道路管理者以外の者の行う工事として、見解書H7には付け加えて前述①～⑥を明記されたい。	H・N
	理由	・国道との交差点は緩く曲線を描いており、東西方向には安全確保のための視距が短い。 ・農業用の低速車両の通行が随時あり、搬入車両と競合〔頭抑え等〕する。 ・搬入車両1日20台(繁忙時30台)が、9～15時間に通行する影響が過小評価されている。 ・農繁期(田植や稲刈等)の資材等の受け渡し市道上で行われ、対応待ちが生じる。 ・路肩は、輪荷重を考慮しない土羽であり、不等沈下を引き起こし、路肩欠損の恐れがある。 ・舗装は、農道規格であり、耐荷重が低く、轍掘れや亀甲割れ等の恐れがある。 ・搬入車両の開場時待車、荷受待車等の停車により市道の混雑が想定される。	

No.			見解（該当区分）
1405	意見	見解書Aでは、一方的な論法で社会的意義を述べている。実施は事業が認められた〔事業が実現した後との記載に終始している。私たちが事業を認めるにあたって、その判断となる具体的な計画が記載されていない。よって、下記1~5について、理由を踏まえての再見解を求める。 ①地域社会に寄り添う企業活動 ・自治会活動や自治協活動、伊賀市大山田支所事業への参加や協力を図られたい。 ・設置工事等には地域を熟知し地域からの信頼が厚い地域(地元)の工事業者等の意見を聞きまたは工事に参入させられたい。 ・地域に工事等の進捗を随時に周知されたい。 ・事業計画者の法人税等の納税住所〔法人登記住所〕は伊賀市と定められたい。 ②見解書A7記載の小・中学校生への教育活動、地域住民への啓発活動の具体的計画 ・持続可能な社会の実健のための産業廃棄物処理の在り方を啓発されたい。 ・環境教育、環境学習の場としての取組みを明示されたい。 ③試験研究 ・再生エネルギーや資源エネルギーの具体的な研究活動を明示されたい。 ④残地森林の森林整備 ・森林の持つ公益的機能(水源涵養・土砂流出防備・等)を増進させるため、杉檜の間伐や広葉樹の受光伐、樹種転換等を行う施業計画を示されたい。 ⑤見解書A6記載の大規模災害時に備える防災拠点施設としての位置付け ・処分場閉鎖完了後における防災拠点の維持管理体制を明示されたい。 ・災害ごみの受入先としてこの施設を供するなら、着手前に関係機関とその旨の協定を結ばれたい。特に緊急時といえ廃棄物の分別が疎かにならない手法を明示されたい。	A・K M・N
	理由	・主張が総論や理念のみで、生活環境の保全上の判断となる実施前の説明が提示されてなく、具体的な実施計画や設備計画等が不明なため。 「私たちが事業を認めたのちに協議する」との書きぶりは、「認めたらそれまで、協議をしない、実行しない」との同意語に映る。	
1406	意見	生活環境の保全に必要な鹿や猪等の獣害対策について、見解書Kには、本意見書に対する見解が記載されていないので再見解を求める。 ①施設内への野生獣〔シカ・イノシシ等の大型獣、アライグマ・アナグマ等の小型獣〕の侵入対策を示されたい。 ②特に、周囲柵のない進入道路(処分場専用道路)から農用地や処理場に入る野生獣対策を示されたい。 ③地域が困っている処理施設周辺でのシカ、イノシシ等捕獲に関して、地域との共同対応や協力姿勢を示されたい。	M・N
	理由	・重瀬地区はシカやイノシシの生息数が多く、侵入容易な林縁では農作物の被害が多い。 ・既設の金網柵が耕地を囲うように連続して設置されているが、開放箇所を作りたくない。 ・人柵では、鹿柵に適した高さ、猪柵に適した下部強化等の構造が、不明瞭である。 ・覆土(表面)の緑化資材には、シカが好む外来植生が植えられることが多い。 ・同には、イノシシが好む腐食土壌(ミミズの繁殖)の導入工法が多い ・イノシシやアナグマ等は覆土50cm程度なら簡単に掘り返し、産業廃棄物が拡散(逸散・飛散・流失)する。 ・獣被害軽減対策は、周辺地域を巻き込んだ長期的な対応が肝要である。	

No.			見解（該当区分）
1407	意見	給排水計画の意見に正面から答えていないので、再見解を求めます。 ・見解書G5の説明が簡単すぎる。運搬車両の車体全般(特に荷台内部)の洗浄は、処分場内の水処理施設を経由した対応とされたい。 ・見解書G6の説明が簡単すぎる。万一、水源とする簡易水道の給水制限(濁水規制)が掛ければ、水道管理者と協議を行い操作を控えられたい。地域住民の意見を反映させるだけではダメであり、事前にこれを担保する協定を結ばれたい。 ・見解書Gの全般に子細の記載がない。地下水(深井戸)の汲み上げは行わない、用水(簡易水道)の大量消費は行わない。 ・見解書Gに雨水の水処理の記載がない。処理施設を集水域とする雨水[表面水]は、地下浸透水と同様に水処理施設を経て排水されたい。 ・見解書Gに降雨時対策の記載がない。風雨時は操作を停止して未処理の汚染水を場外に搬出しないこと。異常気象時には廃棄物を雨水に暴露させないように操作手引を作成されたい。	F・G N
	理由	・事業等説明会資料や見解書には、給水計画や排水計画の記載が不明瞭である。 ・タイヤ洗い場の給水施設や汚水処理に係る対応が不明である。 ・露天での車上検査・展開検査時、及び夕刻の覆土敷設前は、降雨に晒される。 ・外周集水側溝には、隣地表面水と処理場内の雨水が合わさり、直接に既設水路に流される蓋然性が高い。 ・暴風雨時には、廃棄物を経た汚水の周辺林地への飛散・拡散が懸念される。 ・廃棄物処理のために用水(簡易水道)を大量消費する懸念がある。また。接続承認の交渉を行った形跡が無い	
1408	意見	見解書は埋め立て終了後の基礎要件を述べただけである。見解書Mは法令手続きを述べただけである。いずれも、意見に正面から向き合った見解となっていない。 残置森林等(周辺のデイリー社グループ所有の森林を含む)の対応(管理体制)が明確ではないことに対する見解を聞きたい。	I・M N
	理由	・総論として、人工林にあっては、これまでから適正管理がなされておらず、今後もその傾向と慮られ、森林の持つ効用(公益的機能)が損なわれているなかで、健全な残置森林の形成と云い難いため ・希少野生動植物種の保護対策一覧に記載の植物種の移植は、「残置森林または周辺のデイリー社Gが所有する森林内適地に移植」とあるが、適地はどこか不明であり、具体性に欠けた表現であるため ・同の⑭「張芝及び植栽等の措置」とは、いかなる植生変移を措定しているのか、深根性の植物、粘りの強い植物の導入を検討されたか不明であるため ・閉鎖後に誰が長期の維持管理を行うのか記載がない(不明である)ため ・産業廃棄物最終処分場閉鎖完了後になる所有権移転等の制限に言及していないため ・万が一として転売(権利継承)する場合に、廃掃法等を熟知した者を選定するなどの記載がないなど管理を引き継ぐ方策や手順・規程が不明なため	
1409	意見	・見解書Gについて、人工盛土(大土工)の知見は限られている。地域住民の安全安心の保障として。予期せぬ事象への対応策が必要である。 ・見解書Mについて、結果における対応まで担保していない。各地で生じている事業差止等裁判はこの証左とも考えられ、事後では手遅れである。 ・見解書に記載の無い項目について、万が一の事象が発生したときの対応策として、地域住民との取り交わす約束〔環境保全協定等〕を、公正証書等に約定されたい。	G・I K・N
	理由	・人工盛土は100年規模単位での適宜監視が必要である。長期にわたる経過観察のための管理責任を担保するための方策が示されていない。 ・埋設が終了したら数年後に施設が閉鎖され、処理業者から管理が離れたあとの調査監視を継続する会社の見通しが無い。 ・万が一の崩落時や予期せぬ事象発生時のため、被害(損害)の補償及び復旧を担保(費用負担)する約束がない。 ・人工盛土の予期せぬ崩落等、万が一のため、復旧及び補償の経費を担保する基金を積み立てる意思が見られない。	

No.			見解（該当区分）
1410	意見	・見解書Gでは、猿野(紙漣)地区側に設置する進入道路(処分場専用道路)について、防災検討等が明らかになっていない。 ・見解書Kでは、進入道路に関して読める項目はない。 ・見解書Mでは、進入道路に関しての許認可手続きが不明である。 ・よって、下記理由についての再見解を求める。	H・K M・N
	理由	①進入道路の標準構造が示されていない。特に重要な切土法面、盛土法面の法勾配の設定基準や法面緑化の種別や工法等、集排水施設の種別や構造の記載や配慮がないため、下流域に対する防災上の安全検討ができない。 ②進入路が開設される猿野側は集水域0.2ha以上と見積もられる。雨水が大字猿野側の市道既設側溝(農業用の用排水施設を兼用)に流入することとなるのに、その負荷と対応策が検討されていない。 ③進入道路は、2車線道路で縦断勾配10%程度と見積もられるが、路面(表土)流亡や降雪時の検討がなされていない。 ④進入道路の側溝勾配を机上計算すると、限界流速を超える恐れがあるが、流速軽減対応策の検討がなされていない。 ⑤進入道路の開設工事中の裸地及び緑化等による法面安定期までの土砂等流出に対する対応が検討されていない。 ⑥進入道路終点付近の尾根の大断面開削に係る地質調査等がなされていない。切土法面の安定勾配の想定値が定められていない。 ⑦進入道路の切盛土量の流用計画が不明である。土積曲線等の提示がない。	
1411	意見	(Fに対して) 水質検査は、その透明性を証とするならば、外部の人間の立ち会いのもと、取水し、県や市と同じ検査機関で検査すべきと考えますが、御社のそれについての、明確な解答が示されていません。再度提出します。	K・N
	理由	上記と同じ	
1412	意見	(Lに対して)(先の意見に対し明確な解答がなかったので再度提出します。) 住民説明会が3回行なわれたが、「伊賀環境サービス(株)」の責任のある解答の出来る人が一度も来られてなく、社の人間が顔を出す事はなかった。それでは説明会とは言えない。そういう無責任は会社が、信用には値しないと考えます。	L・N
	理由	上記と同じ	
1413	意見	(Fに対して)法定水質基準内であっても汚染は汚染です。 汚染水は土壌汚染を起こし、土壌に染み込んだ揮発性有機化合物は、大気汚染を引き起こすと専門家は説明する。基準値内なら流し放題になるそれは汚染と言わないのですか?!	F・N
	理由	上記と同じ	
1414	意見	(Fに対して)全国の安定型産廃処分場で増え続けている環境汚染それに対し住民の反対運動の激化 それらを受けて、日弁連が国に意見書を出し抗議しつつけている問題と多くの裁判例で住民の訴えが認められた判決には共通した「①有害物質の混入が不可避である」「②汚染水が処分場外に拡散していくこと」この事を証左とし、私達米農家は、将来有害物質が田の土に濃縮され、米に濃縮される。そして食する私達、消費者の体に重大な被害を及ぼすものと恐れる。永い間人々を苦しめた水俣病と同じプロセス、近日の大阪摂津市のPFAS事件と同じプロセスである。 同じ結果が起こることを恐れている。	F・N
	理由	上記と同じ	
1415	意見	Bの8有害物質を排水しない事を疎明できるのが貴社が事業している大津夢の里第2との事だが貴社は、20年前から行なっている事業との事で他の所証明出来ないのか?	F・N
	理由	大津以外の産業廃棄物処理事業の証明書を付けて下さい。 20年前からのを!それまでは不安をのぞけない!	

No.			見解（該当区分）
1416	意見	Aの7で循環型社会の考え方がちがう！ 廃棄物を出さない事が循環型社会である	A
	理由	発生抑制、再使用、再利用でなく廃棄はふくむ事ではない！	
1417	意見	環境保全は自然資源の持続可能を利用や再生で大気や水の浄化などを将来の世代に受け継ぐ事でAの2の環境保全施設?であるは書かない方がよいと思う。	A
	理由	意見と同じ！	
1418	意見	B.11本件事業は危険な事業だということも論理に飛躍がある？ 全国でこの事業の危険性が数々の訴訟において裁判になっており飛躍でなく現実である。	B
	理由	意見書に対する見解書に大丈夫と思われる所がない。 担保されていない！	
1419	意見	放射能に汚染された、金属くず、コンクリートくずの回答は排出事業社の問題とされているが、従業員にも被害がおよぶ事で詳しく書いてほしい。 ISO45001は取られている?他のISOは？	D・L
	理由	意見の中に併せて記入です。	
1420	意見	A-2本件事業が必ずしも環境破壊や自然破壊につながるとは思えません?とはなんせんす！	A・N
	理由	山を削り、廃棄物を埋める事が自然破壊と違うと言う見方が間違がっている。A-2を消す事を！	
1421	意見	安定型産廃処分場に水質、土壌、大気が汚染される可能性がある なぜなら汚水の流出を防ぐシートや遮水工などの設備もなく素掘りの穴に廃棄物が直接埋められます。そのため有害物質を含むハイキ物が埋立処合された場合地域に被害を及ぼす可能性大いにあり	F
	理由	上記の説明通り全体考えても絶対反対です	
1422	意見	A社会的意義について 2最終処分場は循環型社会における「出口」・・・ なぜそんなに大事な施設を交通利便の悪い「田舎」に設置しようとするのか	A
	理由	害が出ないならもっと便利な場所に設置すればもっと効率上がるのではないか	
1423	意見	E埋め立てに関する確認方法 廃棄物の確認のため「マニフェスト」の確認また持ち込み業者に対しても「マニフェスト」で確認とあるが「マニフェスト」だけに任せてよいのか	E・I
	理由	悪質な業者が「マニフェスト」を守らず後日発覚したら大変なこととなる	

No.			見解（該当区分）
1424	意見	F水質汚染(カ～コ) PFAS等は埋め立てる想定がないとしているがその根拠は何か 水処理施設だけで取り除ける根拠がどこにあるのか	F・N
	理由	絶対に埋め立てられない保証がない	
1425	意見	水質＝飲料水が汚染される恐れ 安定型と言っても化学反応する可能性も0ではない。 理立処分によって硫化水素の発生有り 土壌災害＝理立により、水分がたまり土砂崩壊のおそれ有り 水田の水切れが悪くなり、水田がダメになる	F・N
	理由	処分場の中止、建設反対	
1426	意見	事業に反対します。	F・N
	理由	水質汚染におそれあり	
1427	意見	反対	H・J N
	理由	農作物の風評被害 交通面での安心安全 安心・安全の食生活・水の確保	
1428 メール 送信 分	意見	安定した性状であれば、含有成分が溶出する恐れはないということが全く思えないということを大前提として反対意見を述べる。 有機フッ素化合物は化学的に安定しているとされているものだが、理由欄で並べる2種類については容易に水に溶けて体内に入りこみ、排出されにくく発がん性があるものだということ、そして搬入時に混入されるリスクがあることにより、水源地としてある阿波地区に当該処分場を設置することに絶対反対である、ちなみに規制値は50ng/Lであり、25mプール2杯分の水にわずか0.05g(耳かきたった1杯)、アメリカではさらにきびしい規制値が設定されていることを考えると、日本のゆるい規制値が健康の不安を強く危惧される。	F・N
	理由	有機フッ素化合物(以後有機フッ素化合物PFASと表記する。)というものがある。世界各国において発がん性のあるPFASは規制がなされているということだが、極めて有害であることから規制値はごく微量で設定されているが、不明な部分もあってか暫定的とされている。産業廃棄物として取り扱う数々の廃棄物の中にそうしたPFASは入り込まないとは言えない。しかも、極めて水に溶けやすい物質だと聞いている。今回計画されている処分場においてそうしたものが混入・埋設され、十数年後に地下水にPFASが溶出し始めたとした場合、服部川のみならず木津川の流域における上水道施設、灌漑施設における対応は極めて困難なのではないか。特に当該処分場における処分方法は地下水に容易に溶け込むという危険性を全く考慮していない方法で進められようとしている。このような処分場の設置は、ひとたび問題発生すれば阿波地区だけでは済まない木津川流域全体の社会問題ということになる。また、産廃処理物の取り扱いを証明するマニフェスト廃棄証明書の書類保存期間はたったの5年、長くても7年である。問題発生が確認された時点で当該処分場にどのようなものが廃棄処分されたかが確認できるのはそこまでであり、保存期間が過ぎれば書類は情報漏洩を防ぐためとして速やかに処分されてしまうだろう。問題発生があった時点で廃棄処分していた企業に廃棄証明書がなければ、その原因も責任も追及できないという極めて廃棄処分業者有利の状況となる。服部川、それに続く木津川の流域にすむ住民の健康がじわじわと侵されていくことを防ぐことがそれで本当にできるのかを聞きたい。また、廃棄物処理を専門とする業者がそうした長期的な観点で廃棄処理を行っているのかを聞きたい。将来起こりうる健康被害に対する具体的対応、被害に対する賠償責任とその財源の確保はどうかを住民につまびらかに示すべきである。法律に沿ってすべての業務は進められるといったとしても、関係規制値は暫定的であり、意見欄に書いた通り極めて少量であったとしても発がんの危険性は生じるということである。 日本におけるこの物質に関する規制はいまだ暫定的であり、PFASは何千種類存在し、発がん性が確認されているのはその中のごくごく一部だけである。その他の化合物についてはいまだ安全性は不明な部分も多い。そうしたことから、規制が緩い今のうちに駆け込みでそうした問題のあるものを廃棄しようとしてはいけないかということに強い危惧を抱いている。PFASとりわけPFOS・PFOAの製造・輸入が止められていたとしてもすでに国内に製品として存在し、今後廃棄処分されていく。現実に全国の各所においてPFAS基準値をはるかに超えている汚染が発見されているということが報道されている。私たちが知らない間に健康が侵される状態に置かれてしまうのは許しがたい話である。	